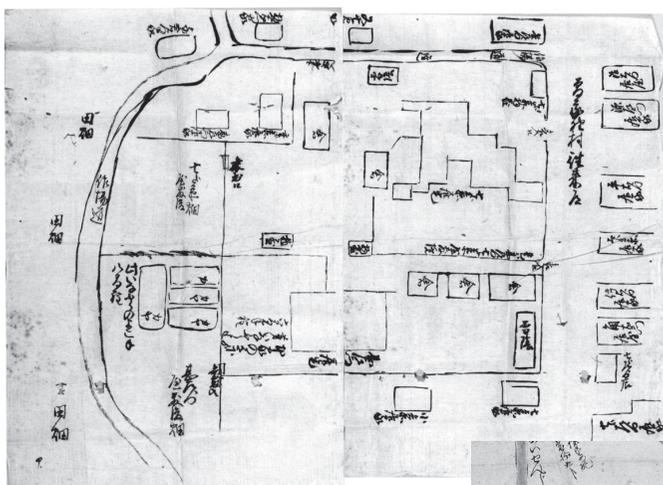


千葉のむかし

No. 27

2014.3



紙上古文書講座 江戸時代の地域医療の担い手……………	市史編さん担当	2
享徳の乱前後における上総および千葉一族……………	石橋 一展	9
俳人加舎白雄の雨塘宅訪問……………	矢羽 勝幸	21
川口新之丞と愛生館……………	中澤 恵子	39
【史料紹介】 検見川小学校展示史料……………	岩田明日香	57
新聞にみる千葉のむかし 明治千葉町の人々と自転車……………	小林 啓祐	67
【活動報告】 平成 24 年度「江戸と千葉」研究会報告要旨……………	市史編さん担当	75

◇目次◇

紙上☆古文書講座

江戸時代の地域医療の担い手 …………… 市史編さん担当 …… 二

享徳の乱前後における上総および千葉一族 …………… 石橋 一展 …… 九

— 千葉次郎と上総介 — …………… 矢羽 勝幸 …… 二一

俳人加舎白雄の雨塘宅訪問 …………… 中澤 恵子 …… 三九

川口新之丞と愛生館 — 明治初期に行われた薬販売の一例 — …… 岩田明日香 …… 五七

【史料紹介】

検見川小学校展示史料 — 「検見川区民団」について — …… 小林 啓祐 …… 六七

新聞にみる千葉のむかし

明治千葉町の人々と自転車 …………… 市史編さん担当 …… 七五

【活動報告】

平成二十四年度「江戸と千葉」研究会報告要旨 …………… 活動の記録 …… 八三

講座／市史研究会／市史協力員／ニューズレター …………… 受贈図書一覧

受贈図書一覧

表紙写真

左上写真は、江戸時代後期の作成とされる小河原七郎兵衛（雨塘）家屋敷地籠絵図。当時、曾我野村（現中央区蘇我町）は旗本四氏（矢部・金田・河野・山崎）知行所と幕領の五給の村だった。本誌掲載の加舎白雄が訪ねてきた小河原家は、このうち旗本矢部氏支配分の名主役を勤め、運送宿も経営していた。右下写真は18世紀後半の曾我野村村絵図の一部分である。写真下方は江戸湾。湾に沿って房総往還が通り、往還沿いに家々が立ち並んで町場化している様子がみえる。小河原家もこうした往還沿いの町場に屋敷地を構えていたと考えられる。籠絵図右上の大きな四角部分が小河原家居宅。その周辺にいくつも「倉」が描かれており、小河原家の運送宿経営の大きさが推測される。どちらの絵図も『絵にみる図でよむ千葉市図誌』上巻318～319頁に掲載（Ⅱ-305図・Ⅱ-306図）。そちらも併せて参照されたい。
（蘇我町 渡辺美代子家所蔵）

江戸時代の地域医療の担い手

入置申一札之旨

御支配百姓医師元厚病死二付、今般武州品川宿
 医師宗玖弟周庵義我才とも兩人二而貫請里親二相成、
 右元厚跡權助後家いわ方へ入夫いたし候二付、周庵
 元厚と改名仕人別人帳仕候度段相願候處御聞濟
 被成下難有仕合奉存候、然ル上者 御公儀様御法度之義
 不及申御支配之御作法為相守可申候、万一何事二よらす
 不宜義二携候哉又者元厚身分二付如何様之義出来
 仕候とも里親之我才兩人二而無矣儀早速引取貴殿方へ
 聊御苦勞相掛ケ申間敷候、尤當人送り寺送り等者
 我才兩人二而預り置申候、御人用之節者早々差出可申候、
 依之為後證入置申一札、仍而如件

嘉永六年 三月
 稻毛村 周庵 元厚

入置申一札之旨

一 御支配百姓医師元厚病死二付、今般武州品川宿
 医師宗玖弟周庵義我才とも兩人二而貫請里親二相成、
 右元厚跡權助後家いわ方へ入夫いたし候二付、周庵
 元厚と改名仕人別人帳仕候度段相願候處御聞濟
 被成下難有仕合奉存候、然ル上者 御公儀様御法度之義
 不及申御支配之御作法為相守可申候、万一何事二よらす
 不宜義二携候哉又者元厚身分二付如何様之義出来
 仕候とも里親之我才兩人二而無矣儀早速引取貴殿方へ
 聊御苦勞相掛ケ申間敷候、尤當人送り寺送り等者
 我才兩人二而預り置申候、御人用之節者早々差出可申候、
 依之為後證入置申一札、仍而如件

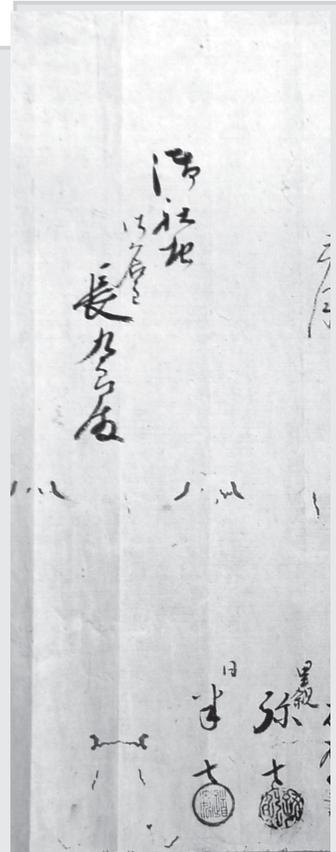
嘉永六年
 三月

稻毛村
 周庵
 元厚

【読み下し文】

入れ置き申す一札のこと

一 御支配百姓医師元厚病死につき、今般武州品川宿医師宗
 玖弟周庵義我らとも兩人にて貰い請け里親に相成り、右元
 厚跡権助後家いわ方へ入夫いたし候につき、周庵こと元厚
 と改名仕り人別入帳仕り候たき段相願い候ところ、お聞き
 済み成し下され、有り難き仕合わせに存じ奉り候、然る上
 はご公儀様ご法度の義申すに及ばず御支配のご作法相守ら
 せ申すべく候、万一何事によらず宜しからざる義に携わり
 候や、又は元厚身分につき如何様の義出来仕り候とも里親
 の我ら兩人にて異議無く早速引き取り貴殿方へ聊かご苦勞
 相掛け申すまじく候、尤も当人送り・寺送りなどは我ら兩
 人にて預かり置き申し候、ご入り用の節は早々差し出し申
 すべく候、これにより後証のため入れ置き申す一札、よっ
 て件の如し。



御社地

御名主

長九郎殿

(稲毛区 布施幸子家文書三八六)

里親

弥七印

同

半七印

【現代語訳】

入れ置き申す一札のこと

一 御支配（領地内の）百姓医師元厚が病死しましたので、
 このたび武州品川宿（現東京都品川区）の医師宗玖の弟周
 庵を我ら共兩人で（養子に）貰い請け里親になり、右の（亡
 くなった）元厚の後継として権助後家のいわの所へ夫とし
 て入り、周庵こと元厚と改名し、（稲毛村の）人別帳へ入
 れたいということをお願いしましたところ、お聞き済みに
 なり有り難き幸せと思っております。このうえはご公儀様の
 ご法度は申すに及ばず、御支配（領主様⇨浅間神社）の御
 作法も守らせます。万が一、何事であってもよくないこと
 に関わっていたり、又は元厚の身分についてどんなことが
 生じたとしても、里親である我ら兩人があれこれ言わず
 ぐに引き取って、あなた様に少しもご苦勞をかけることは

いたしません。もともと、当（元厚の）人送り状や寺送り状については、我々兩人で預かっておきます。必要な時はすぐに差し出します。後々の証拠として一札を作成します。

【語句説明】

1. 品川宿（しながわしゅく）…近世東海道の第一宿で、江戸四宿の一つ。現東京都品川区北東部、目黒川の河口付近に発達。中世にはすでに品川湊として発展。／2. 御作法（ごさほう）…きまり、しきたり。／3. 人送り（ひとおくり）・寺送り（てらおくり）…結婚や養子縁組・奉公などで他町村へ転居する際の送籍手続のため発行された身分証明書・移動許可書を兼ねた手形。元の村（町）役人から移動先の村（町）役人へ提出された人別送り状（手形）と、旦那寺が変わる場合元の旦那寺から移動先の旦那寺へ発行された宗門送り状（手形）があった。移転先からは受取手形が発行され、これをもって変更手続きがなされた。

【解説】

本史料は、嘉永六年（一八五三）、稲毛村（現稲毛区稲毛町）の百姓医師元厚が病死したため、江戸から医師宗玖の弟周庵を呼び寄せ、村内の者を里親として村内の女性に縁づけさせ、元厚の後継として稲毛村の人別に加えたいという願いを領主へ出し、それが許可されたことに対して出された一札です。

願いを出した先の領主は、「御社地」名主という文言から、浅間神社と考えられます（長九郎は、浅間神社領地分の名主）。江戸時代の稲毛村は、幕領・旗本朝倉氏知行分・旗本石河

氏知行分・浅間神社社領の四給の村でした（表）。寛政五年（二七九三）段階の村明細帳には「村内御料・私領・社領入交」とあり、相給村落に特徴的な村内の支配が入り交じった状態だったことがわかります。海付きの村落のため、農間には貝類などを採集・販売していたようです。しかし隣村の検見川村（現花見川区検見川町、公的な湊としての機能を持ち沖合漁業権も持つ）とは異なり、湊としての機能はなく、沖合の漁業権も持っていませんでした。そのため年貢

米の津出しには検見川村の湊を使っていました。村は全体的に石高の割に家数・人数が多く、特に浅間神社社領がわずか三〇石余であるにも関わらず四一軒・三〇一人と、かなり密集した状態でした。

浅間神社の社領（除地）は三〇石、これは現千葉市域で朱印地・除地をもつ神社のなかでは妙見寺（千葉神社、

表 稲毛村の支配と構成（安政2年段階）

知行主等	石高（石）	比率（%）	家数（軒）	比率（%）	人数			馬（匹）
					男（人）	女（人）	合計（人）	
石河土佐守	343.0180	65.1	98	50.3	346	301	647	25
幕領	89.0369	16.9	39	20.0	143	112	255	13
朝倉主殿	65.0000	12.3	17	8.7	48	52	100	7
浅間社（除地）	30.1070	5.7	41	21.0	153	148	301	0
合計	527.1619	100.0	195	100.0	690	613	1303	45

*『千葉市史 史料編8 近世』より転載（柏井町川口貴雄家文書土5-38）。

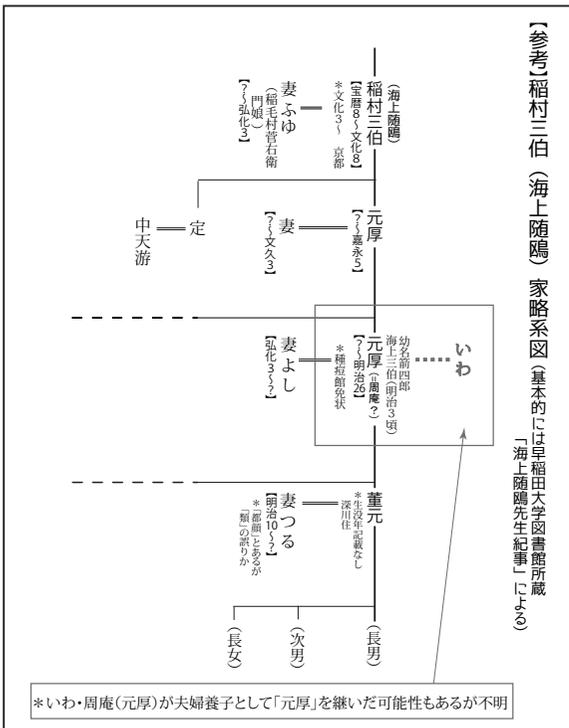
二〇〇石）・千葉寺（二〇〇石）・大巖寺（生実、一〇〇石）・善勝寺（土気、五〇石）について大きなものです（土気の本寿寺は同じ三〇石）。浅間神社領では、浅間神社が支配する百姓が存在し、名主を神主が任命していました。つまり除地ではあるものの、朱印地のように独自の領主権を持つており、この差配を行っていたのが神主である布施家でした。⁽¹⁾

さて、本史料に登場する稲毛村の医師元厚は、稲村三伯⁽²⁾の実子とされています。稲村三伯は、江戸時代後期の蘭学者・蘭方医で、鳥取藩医でした。寛政八年（一七九六）に日本初の蘭日辞書『ハルマ和解』を完成させた人物として有名です。『ハルマ和解』完成後、海上随鷗⁽³⁾と名を改め、享和二年（一八〇二）から五年ほど稲毛に住み、のち文化三年（一八〇六）頃妻子を稲毛に残し京都に上り、蘭学塾を開いたとされています。

「海上随鷗先生紀事」⁽³⁾という資料の中に、明治四四年（一九一）六月に『因伯時報』へ掲載された記事「稲村三伯 海上随鷗 翁の曾孫を訪ふ」の切り抜きがあります。これによると三伯には実子元厚があり、「治術を善くせし」とあります。同七月以降の「稲村三伯翁略歴」という記事（同新聞）には、「…此の稲毛では、其地で有名なる一富戸の助力で医業を開きまして、而して又た其地の百姓管右衛門の娘冬と云ふを貰ひ受けて妻と致し…」とあって、三伯が稲毛で妻を迎えたと記されています。巻末の略系譜では、稲村三伯

の实子元厚が嘉永二年（一八四九）五月に亡くなったこと、その二男「元厚」が海上三伯と名乗ったり「種痘館免状」⁽⁵⁾を有したことなどの記載があります。三伯の实子「元厚」は本史料中の病死したとされる元厚と同一人物と考えられます。

稲毛村の史料では、その後の元厚たちの様子を追うことはできません。また、近世に書かれた史料から彼らの存在を確認することも今のところできません。ただ、少なくともその子孫たちも蘭方医として活動をしていただろうこと（稲毛村においてかは不明ですが）が、これらの記事などからわかります。そして稲毛で跡を継いだ「周庵」は稲毛村の人別に入



るにあたり元厚（もしくは元孝）と改名、他の史料からも稲毛で引き続き医療活動を行っていたことが確認できます。⁶⁾

では、元厚らのような「医師」はいつごろから、どのような形で村の中に存在したのでしょうか。一八世紀には全国各地の村々で医師の存在が確認されるようになり、その後半にはそれまで明確に区別されていなかった呪術的治療行為との区別がされるようになったといわれます。藩医など武士身分の医師が村に来る場合、百姓が生活のかたわら医療行為をする場合、諸国修行中の医師が村へ立ち寄る場合など、医師の活動にはさまざまな形が考えられますが、現千葉市域で史料上確認できる医師のいくつかの事例をみてみましょう。

まずは百姓身分のまま村で医療行為をする場合です。犢橋村（現花見川区犢橋町）には、文政元年（一八一八）段階で「百姓医師」元昌とその妻子が「風と家出」したことを示す史料が残されていますが、⁷⁾ここには元昌が「農業渡世」をしながら医師として犢橋村にいたことが書かれています。彼には少なくとも二人の息子（源兵衛・元中）がおり、長男の源兵衛に跡相続をさせたい旨、名主を通して領主へ願い出て許可されました。小食土村（現緑区小食土町）⁸⁾では「大網 玄澤」という人物が二石余の土地を所持したことが史料から確認できます。彼は大網宿（現大網白里市）の医師で小食土村には越石で土地を持っていたのですが、いずれにせよ百姓身分であったと考えられます。稲毛で元厚の跡を継いだ周

庵も最終的にはこうしたケースに入るかと思いますが、彼らは、自らの居住する村内での病人・怪我人の治療に対応することは勿論、近隣の村に出かけて行って治療行為を行うこともありました。

医師修行のため諸国遊学をする「流浪」の医師もいました。そうした医師の中には、素性のよくない者もあり、村で問題を起こすこともありました。野田村（現緑区誉田町）の史料には、⁹⁾児玉道甫という自称医師が、薬代の請求にあたって強請めいたことをするなどのトラブルを起こしたことが書かれています。そもそもは、近隣の村の医師と縁戚関係があるという触れ込みで野田村の組頭方へ住み、村から「扶助米」を渡されていたようです。しかし児玉は流行病にも対応ができず、周辺地域の医師たちとの交流も無かったため、実は医師であることすら偽りの可能性が高いと思われる。しかし実態はどうあれ、この事例からは流浪の医師を村側が招き入れることで、たとえ一定期間であろうとも村内の医療を充実させようとしたことが見て取れます。

このような医師の「招き入れ」を主導したのは、村落共同体の上層部に位置する、いわゆる村役人層の人々でした。彼らのなかには「読書」を通じてさまざまな「知」を獲得した人々もあり、その知識で地域社会の医療環境にも大きな影響を与えました。彼ら自身が得た知識を活かして治療行為を行うこともありました。村に医師がいない状態を解消するために、

他から招くことが多々ありました（こうした場合に彼ら村落の上層部の人々が持つさまざまなネットワークが役に立ちました）。稲毛村の事例（元厚）はその最たるものでしょうし、児玉の事例も基本的には同様のものでしょう。¹⁰

もちろん、地域医療を担う存在には、こうした医師以外にもさまざまな存在が考えられます。鍼灸での治療を行うあんまや座頭¹¹、売薬¹²で各地をまわる商人なども考える必要があります。医師の施す治療行為と呪術的治療行為との区別がなされたとはいえ、呪術的治療行為が廃れてしまうわけでもありません。当時の医療技術では対応しきれない状況におかれたときは、やはり呪術的治療行為、加持祈祷などに頼ろうとする動きがみられます。安政五年（一八五八）のコレラ流行時には現千葉市域でもコレラ除けの祈祷を行ったとの記載が史料中にいくつもみられます¹³。今回は触れられませんが、地域医療を考える場合には、こうした存在も見落としてはいけません。

さて、最後に医師と領主との関係を少しみておきましょう。現在では医師として治療行為を行うためには医師免許が必要です。しかし近世社会では、全国的に統一された明確な免許はなく、誰でも希望すれば医業を生業とすることが可能でした。そのため藩によっては鑑札を設け、医師を把握しようとしており、千葉市域に所領を持つ佐倉藩も、次のような廻状を出しています¹⁴。

〔前略〕

御領分町・在二罷在候医師共中では一向学「（マ）」茂無之者勝手儘治療をいたし人之精命を害候者茂有之哉二付、追々於医学所其業相試可申、万一如何敷医師有□候ハ、無抛治療差留可申、治療之筋立候者江は於同所鑑札相渡可申候間、鑑札無之者江は治療為致申間敷候、依之医師姓名相札、早々可差出候

八月廿二日

〔後略〕

学統（医師たちの師弟関係から生じる独自の人的結合）に身を置かず、「勝手儘」に医療行為をする「如何敷医師」も多かったことがわかります。廻状によれば佐倉藩では彼らを把握しようとし、その技術について確認したのち鑑札を交付しようとしています。ただ、先にあげられた稲毛村をはじめ、旗本知行所や幕領の相給村落では、こうした明確な基準や鑑札が存在せず、依然としてさまざまな「医師」が存在する余地がありました。

ともあれ、医師（あるいは医師的な存在）が増えていくことで、より有能な医師を求めたり、さまざまな医療行為を選択することができるようになっていきました。医師たちの中でも、本道（漢方医学）だけでなく蘭方医学を勉強する者も増え、より知識・技術を高めていきます¹⁵。それによりさらに村における医療環境は変わっていくことになったのです。

〔参考〕

海原亮『近世医療の社会史 知識・技術・情報』（吉川弘文館、二〇〇七年）、細野健太郎「一八世紀における村社会と医療・長田直子「江戸近郊農村における医療—一八世紀多摩地域の医療を中心として」（『関東近世史研究』第六二号、二〇〇七年）ほか。

【註】

- (1) 近世稲毛村の概要は『千葉市史 史料編8 近世』（千葉市、一九九七年、以下『史料編8』等略記）を参照。今回提示した史料は八三史料として掲載。
- (2) 稲村三伯（一七五八—一八一二）。江戸時代後期の蘭学者、蘭方医。因幡国鳥取の町医者松井如水の三男。鳥取藩藩医稲村三杏の養子となり、のち藩医を継ぐ。大槻玄沢『蘭学階梯』に感銘を受け、彼の私塾である芝蘭堂に入門、門下四天王のひとつと称えられた。
- (3) 早稲田大学図書館によりデータが公開されている。「海上随鷗先生紀事」竹内吉次郎著。明治四四年写。『因伯時報』の記事切抜や「海上随鷗小伝」のほか、稲村三伯から董元に至るまでの四代の略系譜が記されている。
- (4) 早稲田大学図書館所蔵の史料（『海上随鷗関係文書』）に文政二年に稲毛村浅間神社主「布施加賀」がふゆ宛に権助屋敷の相続願いを聞き届けた旨及び冥加金一五兩の受取の一札がある。今回の史料とあわせて考えると「ふゆ」と「いわ」を誤記したものか、いずれにせよ検討を要す。
- (5) 種痘館は、幕末の蘭方医伊藤玄朴が安政五年に神田お玉が池（勘定奉行川路聖謨拝領地内）にジェンナー式牛痘接種法の実施・普及をはかる目的で設立した医療施設。種痘事業だけでなく西洋医学の講習も行った。万延元年には幕府直轄、翌年西洋医学所（のち東大医学部）と改称。
- (6) 『史料編8』八四史料、寒川村竹村三省と共に治療行為を行っている。なお今回の「元厚」招聘は、それぞれの史料の記載の差から疑問が多く残る。仮に三伯の息子元厚の生年を三伯上京直前の文政二年として死亡時の年齢を考えると四〇歳半ば、その息子なら嘉永六年段階では既に成人しており、本来江戸から医師を呼び寄せる必要はないはずである。略系譜で「種痘館免状」を有したとあるので、彼は稲毛を出て江戸あるいは他地域で蘭方医の修行中だったのかもしれない。そのため稲毛で父の跡を継げず、しかし村側は村内に医師を確保しておきたいと希望、江

戸から新たに医師を呼び寄せた、とも考えられる。このとき稲毛村の医師は「株」的なものとして認識されており、別家だが「元厚」を継承したのではないか。しかし一方で同時代に同名の医師が二人というのも考え難く、略系譜に記載された「二男」という記載があるいは誤りで、稲毛村にいた元厚と「種痘館免状」を持つ元厚は同一人物（養子）なのかもしれない。今後、補完できる新たな史料の発見がまつれる。

- (7) 『史料編8』二七史料。元昌の「家」は存続することとなったが、跡を継いだ倅源兵衛が百姓医師も相続したかは不明。元昌の二男元中は、戸沢右内と改名し旗本吉田氏の中小姓である旨も同願書に書かれている。
- (8) 『史料編6』五八史料「役高帳」（享和三年、文化四年写）。
- (9) 今井喜夫家文書Ⅰ一七三—一七八。文政四年の一件の子細書や内済書下書き。児玉道甫は一件の四年前に太田村（長柄郡下太田村、現茂原市）の医者楠本東玄・東仙との縁戚関係により野田村組頭助兵衛方へ住居当初越前守（福井藩）家来という触れ込み。北生実村本満寺・野田村秀三郎らが扱人となり一度は破談となった。文政四年正月中に内済成立。
- (10) 稲村三伯も記事に「…其地で有名なる一富戸の助力で…」とあり、村落共同体内上層部の人間が介在し稲毛で医師となったことがうかがえる。
- (11) 千葉市域の座頭については本誌21号で紹介。但し座頭の治療行為は具体的な史料がなく、主に貸金業としての側面を紹介するに留まった。
- (12) 売薬については、本誌掲載の中澤論文を参照。北柏井村（現花見川区柏井町）の名主などを勤め、大地主でもある川口家では、新之丞の代に愛生館という薬舗を経営。時代の差はあれ、地域医療においては村落共同体の上層に位置する人間が強い影響力を持っていたことがうかがえる。
- (13) 平川村日暮一光家文書三三ほか。コレラ被害者数書上や生実藩がコレラ除けの祈願を行い、その礼として祭礼を行ったことなどがわかる。
- (14) 『史料編7』一五〇史料「佐倉組廻状控」（慶応二年）。
- (15) 特に、千葉県内では佐倉順天堂などに代表される蘭学の影響を考えないわけにはいかない。佐倉藩主導による種痘は、人々が享受した新しい医療行為の最たるものだが、千葉市域でも、佐倉藩の医師が廻村し種痘を施していた（『史料編7』一七五史料など）。

（文責・遠藤真由美）

享徳の乱前後における上総および千葉一族

— 千葉次郎と上総介 —

石橋 一展

はじめに

室町期の東国における政治史研究は、近年着々と進んでいる。その根幹を成すものは鎌倉府の機構や足利氏権力の考察に代表される中央への視点と、個々の東国武士研究への視点に大別されよう。そして後者においては、各々の守護層や国人層がどのように所領支配を展開したのか、あるいは上部権力との関係の中でいかに自勢力の伸長を図ったのか、等を整理・集積する段階にきている。

ところが、それらは各地域の史料の残存状況によっては研究の深化が図り難いこともある。東国においては上総と安房がその典型であろう。上総においては鶴岡八幡宮領佐坪（現長南町佐坪周辺）における在地の動向や、金石文等から郷村の動向がうかがい知れるが、⁽¹⁾ 両国とも守護担当家が幾度となく交代した（あるいは未詳である）ため、政治史の概要は詳らかでない。先頃編纂を終えた『千葉県の歴史』（以下『新千』と略記）の

通史編⁽²⁾においても房総における守護変遷について全体的な解説がなされなかったのは、このような研究状況と無関係ではあるまい。その結果、室町期における両国の政治史は、戦国期に展開される上総武田氏・安房里見氏の勢力伸長を前提として、結果論的に議論されてきた面も否定できない。

筆者はかつて室町期の千葉氏について考察する中で、千葉兼胤が安房に一定の勢力を有したこと、千葉胤直・胤将親子が上総の守護であった可能性が高いことなどを述べた（後述）。これにより千葉氏が室町期においても下総以外の守護となっていたことが指摘できたが、上総・安房における守護以外の武士の動向も一例一例検討していくことが問題解決に繋がると考える。

本稿では『新千』編纂の過程で認知されたり、新たに紹介された史料群から見出されたりした二系統の千葉一族の、上総での動向を追うことで、室町期から戦国期に移り変わる時期における同国政治史の解明の一助としたい。

第一章 千葉次郎と上総

第一節 上総と千葉氏

本論に入る前に、南北朝期以降享徳の乱までの千葉氏と上総の関係を一瞥しておく。

南北朝期、いわゆる「千田庄内乱」を切りぬけた千葉貞胤から下総守護を継承した千葉胤胤は、薩埵山合戦さつたやまの際に足利尊氏に従い、その後上総守護に任命された。上総は鎌倉期に一時千葉氏庶流が「上総介」を名乗ったこともあり、千葉氏にとつてみれば縁故の地であった。その後、佐々木道誉に一時上総守護が与えられたが、畠山国清の乱以後に再び胤胤の在職が確認できる。しかし、貞治三年（一三六四）の段階では岩松一族の世良田義政の手に渡っている。その後岩松直明を経て犬縣上杉氏に渡るのである。⁽³⁾

その後の千葉氏と上総との関係について、筆者はかつて二点指摘をした。⁽⁴⁾ 一点目は、結城合戦後、千葉胤直は弟胤賢とともに下総竜腹寺・上総観音教寺にそれぞれ棟札を建立しており、上総に対して勢力の扶植が見られ始めることである。二点目は、千葉胤直の嫡子胤将は家督を譲られた際に上総にも代替わりの紛失状発給を行っていることから、上総守護を胤直から引き継いだ可能性が高く、それは永享の乱、結城合戦での功績により与えられたと考えられることである。

これらのことを踏まえつつ、次節から表題の人物に関する考察を行っていく。検討を始める時期としては、千葉胤直・胤賢兄弟が両総に棟札を建立した時に合致する。千葉氏の上総再々進出の在地では何が起こっていたのだろうか。

第二節 千葉次郎の動向

はじめに千葉次郎から検討していきたい。

〔史料一〕上杉清方書状写

〔新千〕資料編中世⁽⁵⁾「観智院金剛蔵聖教目録」一一一

地蔵院領上総国飢富庄之内、本納・加納、同国周西郡田中郷等事、自京都被仰下候上者、早々無相違様御成敗候者、可然候、恐々謹言、

五月廿八日

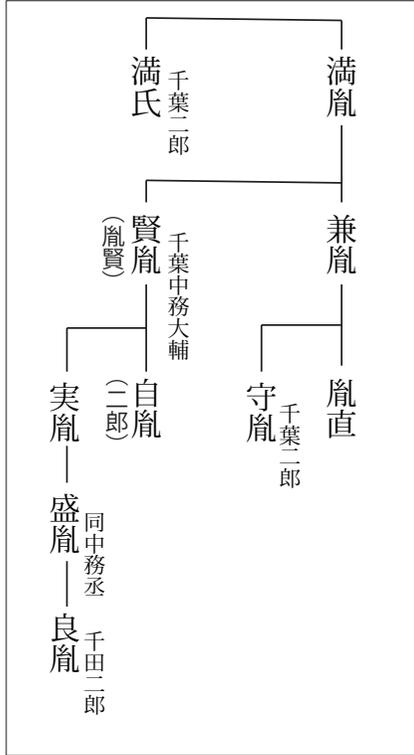
兵庫頭清方在判

謹上 千葉次郎殿

*傍注補足は筆者による。

この史料で「千葉次郎」が、上総国内の地蔵院領について、幕府の命に従って成敗するよう上杉清方から命じられている。なお佐藤博信氏はこの千葉次郎は千葉胤直の子である胤将であり、上総守護であったとした。⁽⁷⁾ 命令の内容から考えて宛所の人物は守護か、それに相当する人物と考えることも可能である。

図1 千葉大系図（一部抜粋・加筆）



ただ、次郎が胤将である傍証はなく、胤将が上総守護となるのは文安三年（一四四六）だと思われるため、时期的にも符合しない。一方、対象地は「相模三浦郡武・林村等」と、史料一と異なるものの、ほぼ同内容の清方書状が嘉吉二年（一四四二）同月日付で武田信長に出されている（『新千』5「観智院金剛藏聖教目録」一〇、史料一の年次比定もこの文書に拠る）。黒田基樹氏は、幕府が文安五年に地藏院に対し、結城合戦の際に下向した仙波常陸入道が帰洛する際には相模の同地を返却すると連絡していること（『前田家所蔵文書』『神奈川県史』資料編3下 六〇七四号）から、「相模三浦郡武・林村等」は元々地藏院領であり、結城合戦における幕府軍の兵糧料所となっていたものを武田信長が押領したとした⁽⁸⁾。つまり上杉清方は幕府の返却命令を受けて押領している人物に一齐に連絡したのであ

り、千葉次郎も同様であったと見られる。

ただ押領とはいえ、千葉次郎は上総の諸所を当知行^{とうちぎょう}できた人物だったのだろう。無論、この人物は当該期「千葉介」であった下総守護千葉胤直とは別人であり、他にそれを想定する必要がある。諸系図には次郎（二郎）である人物が何人か見える。例えば「松蘿館本千葉系図」・「千葉大系図」⁽⁹⁾や『続群書類従』所収「千葉系図」⁽¹⁰⁾には満胤の弟として「千葉次郎」⁽¹¹⁾氏満（氏光・満氏とも）なる人物がいる（図1参照）。しかし、満胤が応永三十三年（一四二六）に六十四歳で死去していることから、嘉吉二年段階では八十歳前後であり、その段階で存命し、尚且つ仮名「次郎」で呼ばれていると考えるにはやや難がある。胤直以降の世代で考えると、仮名二郎を名乗っている系統を見いだせる。胤直弟、胤賢（図1では兼胤弟「賢胤」として記載されている）の子孫である武蔵千葉氏である。胤賢の次子で兄実胤から家督を継承する自胤やその孫である良胤は「二郎」を名乗っている（『大系図』『鎌倉大草紙』）。胤賢自身は次郎（二郎）を名乗った形跡は見られないが、「大系図」には胤賢は兼胤の弟として記され、本来記されるべき胤直の弟の位置には「二郎」⁽¹²⁾守胤なる人物が見える。よって系図に何らかの錯簡があり、本来は胤賢も「二郎」を名乗っていた可能性もあろう。また、武蔵千葉氏三代の盛胤は「中務（丞）」（『大系図』『松蘿館本』等）を名乗っている。これは明らかに胤賢の「中務大輔」を継承したものであろうから、「二郎」も同じく継承した仮名であるとも考えられる。系図の史料性格や錯綜した記載内容があ

ることを考えれば断定はできないが、現時点では千葉次郎＝胤賢である可能性が最も高いだろう。

胤賢は兄胤直と共に「侍所」と称された人物で、すでに前節で述べたが、同じく兄と共に上総観音教寺に棟札を奉納した人物である。胤直が守護となった上総において、胤賢が勢力伸長を図ったとしても不自然ではないと思われる。そもそも「中務」を胤賢が名乗ったこと自体、上総守護であった曾祖父上杉朝宗の「中務大輔」に拠るものであった可能性もあろう。さらに康正元年（一四五五）に千葉宗家が馬加千葉氏・原氏の攻撃を受けた際、兄が下総国香取郡で死亡したのに対し、胤賢は上総国武射郡小堤（現横芝光町小堤）で合戦の後死亡しており、上総に拠点があったことがうかがえる。胤賢は兄胤直と連携しながらも、主に上総に勢力を広げており、史料一で見た飢富庄や周西郡田中郷での押領行為に繋がったものと解釈したい。

第二章 享徳の乱期の上総と上総介

第一節 上総権介・上総介の動向

〔史料二〕足利持氏御判御教書（『新千』4「上杉文書」八）

大御所御料所上総千町庄大上郷二階堂右京亮跡事、可沙汰付下地
於御代官之状如件、

応永廿四年閏五月廿四日

（足利持氏）
（花押）

上総権介殿

〔史料三〕伊勢貞国カ書状（「政所方引付所収文書」十一）

千葉介

東三郎（氏数）左衛門方注進之趣披露仕候間、則被成御教書上総

（以別人）
付別人

申間

権介方候、隨而目出候、上総国人に御教書○事可被執事披露

申候処ニ、於向後ハ自其副状之由上之候、目出候

（永享十二年カ）

三七

次に、この二つの史料に載る「上総権介」という人物に迫りたい。史料二は足利持氏が上総国千町庄（ちまち）を自分の母親＝大御所の御料所とするため、下地の沙汰付を命じたもので、命令対象の上総権介は守護の職権を担っていたことになる。史料三は伊勢貞国と思しき人物から千葉介＝胤直に対し、東氏数の「注進」が「披露」され、上総権介と国人に御教書が出たということとを連絡している。

上総（権）介とは、言うまでもなく平安末期から上総を中心
に両総平氏の総帥として影響力を及ぼした上総平氏が名乗って
いた官途であった。頼朝に味方した上総介広常が謀反の嫌疑を
かけられて暗殺された後、最終的には同じく両総平氏の有力者
であった千葉常胤の孫常秀が「上総介」を受け継ぎ、上総千葉
氏を称した¹⁴。同氏は千葉秀胤が評定衆となるなど、嫡流が次々

と早世する千葉本家を一時は凌ぐ勢いであったが、宝治合戦に連座したことで滅亡し、その後上総介を受け継ぐものはいないとされてきた。近年、「政所方引付所収文書」の紹介をした木下聡氏は、史料三の「上総権介」を、史料二に出てくる「上総権介」と「同一人物かその息子」で、この時点では「幕府から上総守護と認定されていた」とし、千葉氏の一族であろうと推定した。また氏は、この一流は「建武記」に名前が見える千葉上総介常重の地位を継承した可能性があることを指摘している。また黒田基樹氏は「当主満胤の子弟あたりにあたる」と想定した¹⁶⁾。

上総は犬懸上杉氏の影響下にあり、持氏期には鎌倉府の支配が強化された国であり、室町期に上総介がいた徴証は他に見られない。よって視点を変え、享徳の乱期に見える「上総介」について検討していくことで考察を深めていきたい。

第二節 上総介の出自と享徳の乱

「上総介」は、次の史料四〜六のように享徳の乱期には散見されるが、戦国期には上総武田氏が「上総介」を名乗ることから、上総武田氏に比定されてきた。近年刊行の『戦国遺文 房総編』¹⁶⁾でも同様の見解である。

〔史料四〕 足利義政御内書写（「御内書案」『戦房』一一四）

（飯尾肥前守元種申之、以引合、自是各厚様）

〔同〕

成氏追罰事、不移時日馳参御方、致戦功者、可被行勧賞也、

（文正元年六月三日）

同日

上総介とのへ

〔史料五〕 足利義政御内書写（「御内書符案」『戦房』一七二）

（飯肥奉案文出之）

〔同前〕

今度於国最前参御方之旨、上杉四郎註進到来、尤神妙、可抽戦功候也、
（顕定）

（文明三年九月十七日）

同日

上総介とのへ

〔史料六〕 足利義政御内書写（「御内書符案」『戦房』一七三）

（飯肥奉案文出之）

〔同前〕

上総介事、依計略、早速参御方之条、尤神妙、可抽忠節候也、

(文明三年九月十七日)

同日

角田若狭守とのへ

史料四は文正元年(一四六六)に、將軍足利義政が上総介に幕府(上杉)方へ帰順するよう命じたものである。この時は応じなかったようであるが、史料五では帰順したことを称賛されている。史料五が出された文明三年(一四七二)九月は小山氏・小田氏を始め成氏方東国諸氏が一齐に反旗を翻した時期であり、上総介も同様の行動に出たと言つてよい。なお、上総介帰順には角田若狭守なる人物の「計略」があつたことが史料六から分かる。享徳の乱における東国武士の帰趨は、その軍事力の一端を担う一族または有力被官の動向に左右されるのであり、例えば、下野小山氏の場合もそうであつた。⁽¹⁷⁾それ故、自派の強化を謀る將軍義政は盛んに有力武家の一族や被官に対し、宗家の翻意を促す御内書を送つたのである。随つて、この角田若狭守とは上総介の家宰級の家臣または一門の可能性が高い。ただ、戦国期の上総武田氏の一門・家臣には「角田」と名乗る家は見えない。

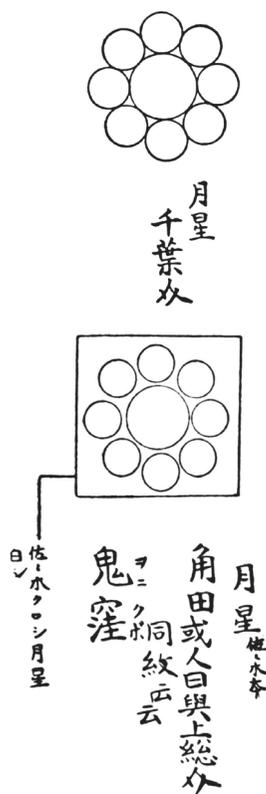
ただ、上総介の家格的な位置が窺えるものが、二次史料ではあるが存在する。「長倉追討記」⁽¹⁸⁾という、常陸を中心に起こつていた山入の乱に関わる事件を扱つた短い軍記である。永享七年長倉氏の追討に向かつた武士の家紋の説明が記載されている中に「月に九えうは千葉之介、八えうは上総介」⁽¹⁹⁾との記述がある。

軍記であり、また事件から成立までは時期的なズレがあるが、少なくとも当時の認識として、千葉介と上総介とは九曜と八曜の家紋で、同族であるとの認識があつたと思われる。

もう一つ、当該期の家紋について記載した「見聞諸家紋」(『群書類従』第二十三輯)という史料にも上総介は登場する。約二五〇もの室町期の武家家紋を順不同に並べたものであるが、善本がなく、『群書解題』でも「その紋章の正否、往々にして疑われている。」と評された。しかし、新井白石の手による写本が発見されたことにより、その書誌学的価値も再評価がされてきた。その中で、小泉宜右氏は同史料の内容から①応仁の乱期における東軍の武士が多く、東軍方の人物が自勢力把握の意味もあつて作成したこと、②記載される武士の官途名や没年から成立年代は応仁元年(一四六七)から文明二年(一四七〇)の間であることを指摘した。⁽¹⁹⁾続いて嗣永芳照氏が、③製作者は奉公衆の二番衆と密接な人間関係を持ち、尚且つ家紋も含めた同史料が作成できる幕府の吏僚であつたことから蜷川親元とし、④伝来関係から白石本が最善本であることを明らかにした。⁽²⁰⁾

その「見聞諸家紋」に千葉介・上総介の家紋が掲載されているのである。

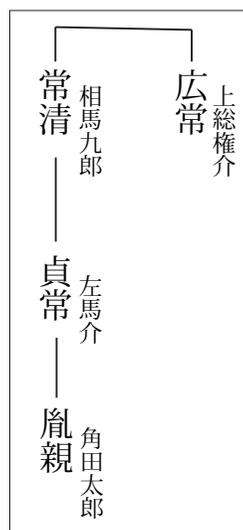
「史料七」「見聞諸家紋」(『群書類従』第二十三輯より転載)



一見して分かる通り、二つの家紋は同様のものである。注目したいのは、「角田或人曰與上総氏同紋」という文言である。これにより当該期における「上総介」は千葉氏系であり、角田氏とも同族の可能性が高いことが明らかになった。実際は当該期も千葉(あるいは上総氏)名字を名乗っていたかは不明であるのが、この一族は「上総介」を名乗り、千葉氏と同紋なので、これを便宜上、平安期〜鎌倉期の上総氏・上総千葉氏と区別して「千葉系上総氏」と呼称したい。先に予想した通り、角田氏は一門(あるいは一門化した家臣)として将軍と連絡を取り合い、上総介を幕府方へ導いたのである。よって先の史料四〜六も上総武田氏関係ではなく、千葉系上総氏関係のものと認識を改める必要がある。実際は上総介の家紋も同様のものが記載されているが、角田氏の項にある文言からは千葉・上総・角田の三氏が同族であるという認識がうかがえる。

「松蘿館本」や「続群書本」の鎌倉期の部分には、上総介広

図2 松蘿館本 千葉大系図 (一部抜粋)



常の兄弟である相馬九郎常清の孫として「角田太郎」は胤親が登場している。鎌倉期のこの一門については野口実氏の研究に詳しい^②。氏の主張をまとめると以下の通りである(なお図2を随時参照のこと)。

- ① 広常弟の常清は、千葉常胤次男の師胤が相馬氏として分立する以前に、すでに相馬氏を名乗り、千葉氏と相馬御厨をめぐって競合関係にあった。
- ② 上総介広常の死後、常清の子貞常は「神代本千葉系図」にあるように「上総介」として(図2にある「左馬介」は「相馬介」の誤記)上総平氏の嫡流となった。
- ③ 千葉氏はこの一門を婚姻によって同門化し、相馬氏は上総国墨田保(現長南町須田・茂原市墨田付近カ)に住し、角田氏を名乗った。
- ④ 太田亮『姓氏家系大辞典』の記載にある阿波の角田氏(千葉氏の姓も名乗る)は、宝治合戦で敗れた上総千葉氏の元

にあった角田氏が阿波に渡ったものである。

野口氏は④の参考としてであろうか、『見聞諸家紋』に記載の家紋(図2のもの)と上総氏のもの)を掲載している(ただし本文にそれについての言及はない)。しかし先述した通り、『見聞諸家紋』は応仁・文明期の限られた時期に、当該期の認識で描かれたものであり、鎌倉期における三氏の実情を無条件に重ねることはできない。阿波に渡った一流はいたとしても、その一族の室町期の動向は知られず、やはり史料四く六や見聞諸家紋記載の上総介・角田氏は東国に残った一流の末葉であったと考えられる。これらの事実を踏まえると、室町期の千葉系上総氏は、上総介広常を頂点とした前代の上総氏同様、両総平氏としての立場も継承していたと言えるよう。

また角田氏は、鎌倉から南北朝期を経ていくつかの足跡を残している。例えば、伊藤喜良氏が指摘したように康永元年(二三四二)八月三日付の「覚園寺文書目録」(『南北朝遺文関東編』一三四四)に「角田修理」による「上総国安蒜北庄野口内田島事」の寄進状(現存せず)が見え、この時期までのいくつかの段階までは安蒜庄に影響力を持っていたことが知れる。²⁴⁾なお伊藤氏も、角田氏が上総氏の一族であることを指摘している。野口氏はこれらの指摘を踏まえ『千学集』にある角田常親の子息たちの名字からその所領を割り出そうと試みている。注目すべきことはそこに「麻里谷」＝真里谷が入っていることで、これは伊藤氏があげた安蒜北庄の一部に当たる。一方、角田氏の名字の地墨田保は長南に重なることから、戦国期上総武田氏

の興起にも繋がる可能性があるだろう。

さて、黒田基樹氏は、筆者の「上総介」に関する説を踏まえ、次のような見解を示した。²⁶⁾

①成氏宿老築田持助の妻「上総介娘」、宅間上杉憲能娘を妻とした「序南武田宮内少輔」の二名については上総氏の可能性が高い。

②『鎌倉大草紙』の記述にある、「丸ヶ谷の上総介」は長南武田氏とはとらえられないものの、延徳二年(一四九〇)の年記をもつ長南城下長福寿寺の「慈恵大師坐像銘」(『戦房』二九八)に大旦那として登場する「上総中務大輔沙弥道歳・長南次郎平常秀」は、長南氏を名乗るようになった上総氏であり、その本拠は長南と考えられる。

③その後、上総氏の動向は不明確であり、大永四年(一五二四)に登場する「長南三河守」が上総氏か武田氏かにより、上総武田氏がいつ長南に入部したのかを探ることができ、現状では判断は難しい。永正の乱(一五〇四)一五二二)中の可能性もある。

②については、すでに風間俊人氏が、上総中務大輔・平常秀長南次郎を上総平氏かとする見解(ただし上総武田氏の配下としている)を提示していたものの、これは前出の上総介と上総中務大輔を有機的に結び付けたものとして評価されるべきであろう。また、風間氏は長南城跡太鼓森に千葉氏が篤く信仰する妙見社があることを指摘し、「長南氏によるものだとすれば、鎌倉期以降に同氏が何らかの形で千葉氏の系譜を受け入れている

たとも考えられる」と想定したが、それも長南に千葉系上総氏がいたとしたら、十分に理解できよう。上総介は千葉氏から一定の距離を取りながらも、千葉氏の影響下にいたのである。史料三でみたように、伊勢貞国が、上総介に御教書が発給されたということ、千葉介にも伝えたのも、二者は同族であり同勢力であるとの認識からであろう。

ところで前述の木下氏の指摘の通り、上総武田氏の上総介は千葉系上総氏から継承したものとと思われるが、長南に武田氏入部後にも千葉系上総氏が存在していたとすると、どのような経過で上総介の地位が千葉系から武田系に移ったのだろうか。これに関しては、黒田氏が指摘する通り、文明十一年の武蔵千葉氏（幕府・上杉方）らによる攻撃を受けた上総介も千葉系であると考えられ（つまり史料五で示したように、文明三年段階で幕府方に付いたが、再び成氏方になっていた）、⁽²⁰⁾ 永正年代後半の成立と思われる「里見家永正・元龜中書札礼留抜書」（『新千』5 記録典籍 六二九）では武田信嗣と思われる人物が上総介を称していたことから、およそこの五十年の間に交代が行われたことになる。ただ上総介が千葉系から武田系に切り替わった時期が、黒田氏の指摘③における武田氏の長南入部と同時にとは限らないであろう。その際、先の長福寿寺の「慈恵大師坐像銘」に見られる「上総中務大輔沙弥道歳」なる人物の存在が気になるところである。この人物が上総介を名乗っていた一族であるなら、なぜ官途名「中務大輔」を名乗るのであろうか。あるいは、この段階ではすでに勢力がかなり減退し、武田氏に上総介の地

位を明け渡していたため、中務大輔や長南の名乗りが出てきたという可能性もあろう。よって、五十年前後の間に千葉系上総氏と上総武田氏の間で、徐々に勢力の交代が行われたとも考えられるが、これ以上の素材はないので、指摘のみに留めたい。

またこれと関連して、長祿四年（一四六〇）段階で足利義政から帰順を促されている「長南主計助」が存在する（『足利義政御内書写』「御内書案」『戦房』四八）が、千葉系上総介が当該期に長南を名乗っていたのであれば、少なくとも二系統の長南氏がいたことになる。また、同じく上総の武士で、幕府から帰属を促されている伊南氏がいる（『御内書案』『戦房』四九）。伊南には当時上杉方として狩野氏がいたが、「伊南」を名乗っていたという形跡はない。一方、平安鎌倉期の上総氏の一族にも伊南氏があり、室町期の活動は全くうかがえないものの、千葉系上総介に深く関係する一族であった可能性もあろう。

いずれにせよ、享徳の乱前後に武田信長が上総に入部したことをきっかけに急速に勢力を伸張し、上総武田氏が上総の主要な勢力となった、という従来の説は見直されるべきであろう。享徳の乱期の上総は、先の上総権介や角田氏・長南氏も含め、このような平氏系上総氏の血脈を受け継ぐものが一定の勢力を保っていたことになる。それ故、鎌倉府や幕府からその力を期待されることもあったと思われる。先の史料二段階の上総は守護上杉禅秀が自害した直後で、混乱の中にあつたと言つてよい。その中で守護の職務を行い得る人物として「上総権介」が浮上したのではなからうか。沙汰付を行う千町庄は長南からも

近く、実行力も期待できたのであろう。⁽³⁰⁾

おわりに

最後にこれまで述べてきたことを簡単にまとめた。

- ① 下総守護千葉胤直の上総守護就任に伴い、千葉次郎の在地で
の押領が行われた。次郎は胤直弟の胤賢と思われ、胤直の
影響下で上総における勢力伸長を図ったと想定される。
- ② 応永期〜享徳の乱期に登場する上総(権)介は平安〜鎌倉期
の上総介を継承する千葉系上総氏である。上総武田氏が入
部した当時の上総においても、少なくとも十五世紀後半ま
では勢力を維持していたと思われる。

以上、本稿ではささやかであるが、上総の政治史に寄与した
であろう千葉氏系の人物についての考察をした。今後ともこれ
ら各勢力の検討を一つ一つ重ねていくことで、中世房総史・東
国史の解明に繋げていくよう努力する必要がある。

【注】

- (1) 山田邦明「室町期における鶴岡八幡宮の所領支配と代官」(『鎌倉
府と関東 中世の政治秩序と在地社会』校倉書房 一九九五年、初
出一九八八年)、湯浅治久「室町期東国の荘園公領制と「郷村」社
会―上総国を事例として―」(『中世東国の地域社会史』岩田書院、
二〇〇五年、初出二〇〇三年)。
- (2) 『千葉県の歴史』通史編中世(二〇〇七年)。なお、本稿における鎌
倉期房総史の理解は、『千葉県の歴史』第一編第一章第五節部分である、
岡田清一「幕府政治の変転と房総の動向」に拠る。また南北朝期政治
史の理解は同第二編第一章部分である、山田邦明「南北朝の動乱と房
総」に拠る部分が多い。
- (3) これら守護の変遷については『千葉県の歴史』通史編中世の他に松
本一夫「上総守護の任免状況とその背景」(『東国守護の歴史的特質』
岩田書院 二〇〇一年、初出二〇〇〇年)、小国浩寿「上総守護と世
良田義政事件―「円覚寺蔵大般若経刊記」をめぐって―」(『鎌倉府体
制と東国』吉川弘文館 二〇〇一年、初出一九九五年)、木下聡「足
利基氏期の関東管領と守護」(黒田基樹編著『足利基氏とその時代』
戎光祥出版 二〇一三年)などがある。
- (4) これらについては、二〇一一年一月に行われた千葉市史研究講座
「室町時代の千葉氏―千葉胤直と房総―」の中で示した。これらの点
については別稿を予定している。
- (5) 以下『千葉県の歴史』資料編中世1〜5(一九九八〜二〇〇五年)
に収録される文書は『新千』巻号「文書名」文書番号、のように略す。
- (6) 本納・加納は現在の袖ヶ浦市飯富・神納附近に比定される。周西郡

- (すざいぐん)は現在の富津市・君津市周辺か。田中郷については不明。
- (7) 佐藤博信「結城合戦後、千葉胤将が上総守護となる」(『千葉県の歴史』資料編中世5「房総の中世史料に親しむ V 合戦と房総の人々」二〇〇五年)。
- (8) 黒田基樹「武田信長論(同編)武田信長」戎光祥出版(二〇一二年)。
- (9) 『房総叢書』第九卷(一九四二年)所収。以下「松蘿館本」と略す。
- (10) 『房総叢書』第九卷(一九四二年)所収。以下「大系図」と略す。
- (11) 『続群書類従』第六輯所収。以下「続群書本」と略す。
- (12) この点については、川戸彰「千葉介胤直と妙光寺」(『中世房総』第十号 一九九八年)を参照のこと。また胤賢系千葉氏(武蔵千葉氏)の動向については、黒田基樹「享徳の乱と武蔵千葉氏」(『扇谷上杉氏と太田道灌』岩田書院、二〇〇四年、初出二〇〇一年)を参照のこと。
- (13) 現在のいすみ市岬町岩熊・睦沢町大上を含む地域。この地域の当時の状況については、湯山学「上総国夷隅川流域の庄園―伊南・伊北・千町庄をめぐって―」(『中世南関東の武士と時宗』岩田書院、二〇一二年、初出一九八二年)に詳しい。
- (14) なお、当該期上総氏の系譜については、野口実「千葉氏系図の中の「上総氏」(峰岸純夫・入間田宣夫・白根靖大編『中世武家系図の史料論』上巻 高志書院 二〇〇七年)を参照のこと。
- (15) 黒田基樹「扇谷上杉氏の政治的位置」(黒田基樹編著『扇谷上杉氏』戎光祥出版 二〇一二年)。
- (16) 黒田基樹・佐藤博信・滝川恒昭・盛本昌広編『戦国遺文 房総編』第一巻〜第四巻(東京堂出版 二〇一〇〜二〇一三年)。以下、『戦房』文書番号、のように略す。
- (17) 拙稿「享徳の乱と下野」(荒川善夫・佐藤博信・松本一夫編『中世下野の権力と社会』岩田書院 二〇〇九年)。
- (18) 「長倉追討記」(『埼玉県史』資料編8 一九八六年)。
- (19) 小泉宜右「見聞諸家紋」について(岩橋小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』下巻 吉川弘文館 一九六九年)。
- (20) 嗣永芳照「宮内庁書陵部蔵 新井白石筆『見聞諸家紋』解説」(新人物往来社〈発売〉・百年社 一九七六年)。
- (21) 野口実「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産―吉川本『吾妻鏡』文治二年六月十一日条の「相馬介」をめぐって―」(野口実編『千葉氏の研究』名著出版 二〇〇〇年、初出一九九七年)。以下、氏の説はすべてこの論文に拠る。
- (22) 「神代本千葉系図」(『房総叢書』第九卷 一九四二年)以下「神代本」と略す。
- (23) 現在の君津・袖ヶ浦・木更津の一部を含む小櫃川上・中流域一帯と比定される。
- (24) 伊藤喜良「室町初期における上総国衙領について―覚園寺戌神将胎内文書の検討を中心に―」(『中世国家と東国・奥羽』校倉書房 一九九九年、初出一九七三年)。
- (25) すでにこの見解は、二〇一一年十一月に行われた千葉市史研究講座「室町時代の千葉氏―千葉胤直と房総―」の中で示した。
- (26) 黒田基樹「初期の上総武田氏をめぐって」(『千葉史学』第六〇号 二〇一二年)。
- (27) 風間俊人「長福寿寺と大檀那長南常秀 上総武田氏と在地勢力」(三浦茂一・加藤時男監修『図説長生・夷隅の歴史』郷土出版社

二〇一〇年)。

(28) 例えば、千葉系上総氏が千葉胤直と馬加康胤の抗争、その後の馬加城攻めなどでも動向が見えず滅亡に至らないのは、千葉氏と同族でありながら基本的には別勢力として活動していたからであろう。

(29) 黒田氏も指摘しているが、この後文明十五年には再び「長南」が上杉(幕府)方に攻められている。この時点ではまだ千葉系上総氏一族(上総介を名乗っていたかは不明)の拠点であったと思われるが、同一族はわずかに十年余の内に成氏方―幕府方―成氏方―幕府方―成氏方と立場を変えたわけである。当時の上総長南付近がいかに激戦の地であったかが分かる。

(30) なお、蛇足ながらその後ほぼ一次史料に登場しない角田氏について、可能性の範囲で推定したい。足利氏に仕え、その後細川氏の家臣となる松井氏の「先祖由来附」(『八代市史』近世資料編Ⅷ 一九九九年)に以下のような記述がある。「角田因幡守藤秀入道宗伊義輝公・義藤公と被称候時、御諱の字を被下候嫡子松井半右衛門初三平次盛秀子にて御座候、右因幡守は千葉氏の末葉にて、代々足利家に奉仕候処、永禄八年義輝公御生害の後浪牢仕、松井康之ため二は姉智の由緒二付、城州青龍寺御城下二罷越候を扶助仕、」(なお本史料の所収先について木下聡氏からご教示を得た。記して拝謝す)。家譜という史料の性格上、信憑性も問われるところであるが、正確な時期は不明ながらも享徳の乱期に上洛し、幕臣となったことが想定される。事実であればその後の房総史に登場しないことも頷けるものであり、可能性として指摘しておきたい。

【付記】本稿は、二〇一一年十一月十二日に行われた千葉市史研究講座における報告が基になっている。その際参加者の方々より種々ご教授をいただいた。記して拝謝す。

(いしばし) かずひろ・野田市立七光台小学校教諭

史料情報提供のお願い

市史編さん事業の一環として、歴史資料の調査収集活動を継続的に実施しています。千葉市域に関する古い記録や文書(書付、古文書など)、あるいは地図・絵図類、古い写真などをお持ちの方、もしくはお持ちの方をご存じの方は、左記までご連絡頂けましたら幸いです。

連絡先

〒二六〇―〇八五六 千葉市中央区亥鼻一―六一

千葉市立郷土博物館 市史編さん担当

TEL 〇四三―二二二―八二三

俳人加舎白雄の雨塘宅訪問

矢羽 勝 幸

一、緒言

千葉市を代表する古俳人といったらやはり蘇我（曾我野）の小河原雨塘（二世雨塘。初号眉尺）であろう。一茶とも交遊し、江戸の名庵金令舎も継承した。雨塘の実力を高めたのは、その師加舎白雄（一七三八―一九一）の力によるところが大きいであろう。白雄は後世「天明中興の五傑」に数えられた傑物である。白雄と雨塘の親密な交遊を示す好資料が千葉市立郷土博物館に所蔵されている、千葉市中央区南町の小河原家文書にある『艸稿』（二部）である。いずれも白雄が内弟子の常世田呉水（のちの長翠）を伴って、雨塘宅を訪れた折の記録で一冊は天明三年（一七八三）秋、もう一冊は翌四年閏一月の記録である。句会、月見、歌仙等に興じていることが知られる。白雄の新出作品も少なくない。

それでは天明三年秋訪問の『艸稿』Ⅰからその内容を検討する。

一、『艸稿』Ⅰの体裁

まず『艸稿』Ⅰの体裁を紹介しておく。表紙はタテ二十四・五センチ、ヨコ十七・五センチ。大和綴一冊。十三丁。表紙はとも紙であるが、白雄の書で中央に「艸稿」、左下に「五嶺観」（雨塘の号）と記す。半丁六行書き。本文の筆者は呉水、白雄両者が交互に執筆しているもようである。内容を順序に従って列記してみよう。

二、『艸稿』Ⅰの内容

一、句会（眉尺・兎石・白雄・呉水）
二、通題句会（萩・鶉・稻妻・蝸・秋の五題。眉尺と呉水のみ）

三、歌仙（呉水・眉尺・白雄）

四、句会（重雪・蒼竜・眉尺・白雄・兎石・呉水・涛波）

五、探題句会（白雄・呉水・眉尺・兎石・巴水・斗白・吐鳳・涛波）

六、歌仙（眉尺・呉水・白雄）

七、句会（八月十四日。眉尺・呉水・白雄）

八、句会（八月十五日。眉尺・呉水・雨塘・民女・白龜・双眉）

〈文通二句―班雀・藤歩〉

九、海岸句会（八月十五日。兎石・徐舟・眉尺・呉水・白雄）

十、句会（八月十六日。眉尺・呉水・白雄）

十一、留別・送別吟（呉水・眉尺）

四の眉尺・白雄・兎石・呉水の四句が八朔を詠んでおり、八月一日以前に白雄・呉水が眉尺邸に到着したことがわかる。

七は八月十四日、八は八月十五日「名月」、十は八月十六日の句である。

おそらく白雄らは七月下旬に眉尺邸を訪い八月二十日前後に退去したものであろう。

これらの行動は、次の句文により天明三年秋であることが判明する。

八月朔、五嶺観に酒たうべつゝあそぶに此ほどの風雨門
外のワたつうミにたえて芙蓉ほの白く筑波やま紫（信濃）

「たり。あとの月なりけり、しなのゝ国の山つなみあ
はたゞしくかミつけにいたりて人および牛馬の命をさへ

よ。かく世の中さはがしかりしもおのづからワするゝばかりになん。

浅間やまのいかりたえてんたのむ哉 白雄

浅間山の大噴火は天明三年七月に始まっている。右の句は「たのむ」すなわち八月一日（八朔）に「頼む」を掛けている。

四、白雄作品

本稿には白雄の作品がいくつか入集する。中には従来知られない新出作品もある。一つ一つ検討してみたい。

一の句会に出された作品二句はいずれも曾我野に至る途中吟で

江にのぞめば江より虹たツ霧のひま 白雄

は、神宮文庫本『白雄句集』に既出であったが従来制作年次が不明であった。呉水の句によると中川を船で通り、曾我野に至った様子である。

蜻蛉とんぼうに浪のつる艸乱る哉 白雄

も神宮文庫本のほか刊本『しら雄く集』（4）に収められているが、制作時が明らかでなかった。

四の浅間山の句は既に紹介したが、ほぼ同類の文章が『白雄贈答』（5）に掲載されている。句は全く同一である。

五の探題句会の折の

井の道や零餘むかご子拾かごふ行戻り 白雄
炬火たてゝ誰か唄行てははツ嵐 白雄

はいままで他見のない新出句である。

行鹿の萩にうたるゝ野風哉 白雄

は、神宮文庫本『白雄句集』、刊本『しら雄く集』、『春秋稿』⁶
八編（自筆句稿・文政七年刊）に同形で入集している。

虫送る夜や先に立鳴子引 白雄

これも神宮文庫本と刊本『しら雄く集』に同形で入集する。

七の八月十四日句会の

まつ宵や月見てものをかた心 白雄

は新出作品である。

八の八月十五日句会の

美保竹におもひぞとゞく江の月見 白雄

は、『春秋稿』三編と刊本『しら雄く集』に入集する。

十の八月十六日句会の

雨の声既望の宵寝友あらん 白雄

は、神宮文庫本『白雄句集』、刊本『しら雄く集』、『八翁六百題
発句集』⁷に入集する。

以上で白雄の発句は終わるが、歌仙についてみると、三、六
ともにどこにも出ておらず新出作品であることが判明した。

五、『春秋稿』三編に掲載

天明三年七、八月の眉尺宅訪問については同年冬刊行の『春
秋稿』三編（白雄編）に次のように紹介されている。

雨塘翁隱棲牛明楼上⁸

月ひと夜出しほの森ハワすれざる 白雄

白雲の月におくるゝこよひ哉 呉水

月の栄あまりてひとツ星光る 眉尺

やくせしかひありてこよひの清光に白雄詞宗、呉水坊
を幽栖ゆうせいにまちつけしを

月せめてこよひばかりとおもひしに 雨塘

興猶（美休）つきず楼をくだつて江上にのぞむ

みほ竹におもひぞとゞく江の月見 白雄

汐やミツ遠浅もどる月の人 呉水

江の月や小舟の綱に浪きよる 眉尺

こよひの興にもれたるをうらむ

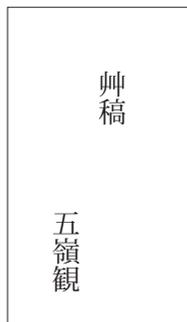
名月や岸にふけゆく月と我 素行

雨塘（一世）は眉尺の祖父にあたり、眉尺ものに雨塘（二

世)号を継承する。

六、艸稿I 翻刻

(たて冊・表紙)



艸稿

五嶺観

野の萩やひと株づゝに風情あり
雲ゆきは野分のわか催すはじめ哉
朝寒みゆふがほ柵に露を見て

眉尺

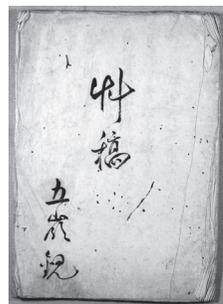


写真1 艸稿I (表紙)

浦辺十歩

夜の興いなづまに身をまかせける
花に見ずやてま萩が折敷おしき岨に萩
馬の子のほとぼしるにぞうづら立
蛸や木の間くゝに日の薄き
干竿に朝顔まどふ裏家かな
虹きえて稲妻落すしツかさよ

兎石

「(一才)

兎石

途中二吟

江にのぞめば江より虹たツ霧のひま
蜻蛉に浪のつる艸乱る哉

白雄

中川を過る

芦並や古根に秋の水そゝぐ

呉水「(二ウ)

通題

野のくぼみかんこ焚すツ萩がもと
むら雨や萩ふし乱り土をうツ
明星や浅茅あさじの鶉走り啼
唐きびにうづら啼たツ嵐哉

眉尺
呉水

うち傾きいなづまやどす盃かな
稲妻や海人あまか髻たむぎのかれぬべく
けだものゝ尸しかばねかなし秋の風

尺
水

蛸や織ぎる機を妹が業

「(二才)

水にかけ風につれたる秋のくも
蛸や蜀黍もちこしのむしを市に売る

水

瑟瑟しつしつたる雨にぬれつも眉尺雅亭の風扉を敲にかねて聞五嶺

呉水

観夜の庭もせ先ゆかしく
雨後の松ほし見て月におもひあり
夜ははた長し蓬生よもぎの軒

眉尺「(二ウ)

声たてぬ蠡虫も秋を羽たゝきて
薄ようを漉水静なり

白雄
水

小ワらハの昼飯はこぶ木下風
かたばかりなるけふの馬弓

尺
雄

相国の鐘身を透す綾ひとへ

黒髪乱り更ワたるかな

うき人のこゝろハ潮の満干にて

霰ばら／＼と稷欄しゆらんの葉をうツ

家荒て狐の皮を剥てける

妻は病ふの床に泣入

石にかげ露にはかなミ月宿る

酒のまよひの鎧ぬぐあき

雁啼ていさり焚するくれざるに

高砂の砂はる雨のふる

花に愁嵐のあとの履かへん

繁蔓はこべ摘子や薺よめな高摘子や

垣ひとへ涌温泉にきぬをうちひたし

走たる馬をしとふゆふぐれ

ひやく／＼と蜘蛛の困顔に入梅晴

あるが中なる毒艸を掘

番城の番人かハる暁に

水面を野鴨も鷹も流るゝ

石ふしや見ぬ人を恋秋の風

萩根の鬮體涙かけつゝ

世はわれし笛の如に月あかく

夜殿の灯むしの飛つく

葉玉に浅茅をうつす露の色

身は薄墨の老せまりたる

水 尺〔三才〕

雄

水

尺

雄

水 尺〔三ウ〕

雄

水

尺

雄

水

尺〔四才〕

雄

水

尺

雄

水

尺〔四ウ〕

雄

水

尺

雄

行違ふ車かぞへてくるゝ日ぞ

むしろをはたく棚橋の前

花にひと夜奥巡礼のやどりして

北斗の御燈かきたてゝける

春の風獺かむろを射矢を矧ん

川ぞひ栖すまてこゝろ日長き

呉水十二句

眉尺十二句

白雄十二句

荒畑あかさや藜あかさをあふツ秋の風

山もとや咲みちし萩に嵐吹

くれふかく添水の響くそかひ哉

いなご飛んで面うツ闇の裾輪哉

たのむの日

八朔の露ふミ消す畑かな

八月朔、五嶺観に酒たうべつゝあそぶに此ほどの風雨門

外のワたツうミにたえて芙蓉ほの白く筑波やま紫「」

たり。」(六才)あとの月なりけり、しなのゝ国の山つな

みあはたゞしくかミつけにいたりて人および牛馬の命を

さへよ。かく世の中さはがしかりしもおのづからワするゝ

ばかりになん。

浅間やまのいかりたえてんたのむ哉

白雄

水 尺〔五才〕

雄

水

尺

雄

水

尺

雄

重雪

蒼竜

尺

尺

尺

尺

尺

尺

尺

尺

尺

尺

尺

尺

尺

八朔や田毎の稲のもたれあひ

八朔の道もせに啼雀哉

異艸もワすれこそすれ真萩原まはぎ

稲妻よせめて越間のいさゝ川

たが寢覚潔く鶉かさね啼

霧ふかミ何とひと声松の蝉

連なき日物うくも嶋しぎの立にけり

秋の雨こととふ人もなき菴

朝毎の艸の葉をたツ蜻蛉哉

秋風に鷺居まどふ田たづら面哉

探題

井の道や零餘子拾ふ行戻り

炬火たてゝ誰か岨行はツ嵐

露おりて雨を身にしる寢覚哉

ワたり鳥見送しあとの嵐哉

月あかく尾花より外はなき野哉

蜻蛉あひのくるひくれたる家づま哉

ふせ畑にうしろむきたるかゝし哉

柳ちツて水にかげなきあした哉

艸の戸やワれたる瓶に糸すゝき

竈馬や老のよりそふ竈口

稲づまや間なき影にも艸の露

霧小雨末枯の木の葉蓑に散

兎石

呉水(六ウ)

涛波

重雪

涛波

白雄

呉水

眉尺

兎石(七オ)

暮ちかミ花野にちぎる人ごゝろ

大汐や芦伏なミて舟の月

鶉せきれいや敷浪の間をひとほしり

枕香や誰か擣衣きぬうツ夜もすがら

破れ垣や菊結添し艸の庵

さゞ浪や堤をあゆむ雨の雁

百ひやくなりやかげを盥たらいのワすれ水

行鹿の萩にうたるゝ野風哉

擣衣うツ灯火竹をてらしけり

初汐のなを果しなき夕哉

木啄鳥きつづきの額にあたる木雨哉

星落て暴風にしらむ萱野哉

捨藁にあはき菌見たるかな

虫送る夜や先に立鳴子引

たく柴に蓑の虫の啼山やまが家哉

霧小雨末枯の木の葉蓑にちる

鳴たツ丘に水満る声

泥染の犬にふまるゝ月くれて

隣あはせの棗杭うツ

破魔弓をかざしにもどる市の人

風ひと通り霰をかしく

燭ウてらす飯の旅寝の夕餉

しバしほたるをつゝむうすもの

兎石(八オ)

涛波

兎石

呉水

白雄

呉水

眉尺

巴水(八ウ)

呉水

眉尺

白雄

眉尺(九オ)

眉尺

呉水

白雄

眉尺

呉水

白雄

眉尺

水

雄

尺(九ウ)

水

良夜

月の朶あまりてひとツ星ひかる
白雲の月におくる、今夜哉
名月におもひし松の匂ひ哉
名月やふる、こゝろの夜を更し
むれ鷺の何にかくる、月こよひ
黍の穂や五百代小田や月こよひ

眉尺
呉水
雨塘
民女
白亀〔十二才〕
双眉

文通

浦風やひと夜床かく松の月
名月や静に山のはなれぎわ

班雀
藤歩

此夜の興なを尽す、楼より下ツて江上にむかふ

魚やうくさゝら波たツけふの月
江の月やこよひをうたふ繋舟
江の月や小舟の綱に波きよる
汐や満遠浅戻る月の人
美保竹におもひぞとゞく江の月見

兎石
徐舟
眉尺
呉水〔十二才〕
白雄

既望

既望のあすなき月をくもる哉
いざよひやおもかげ松に雨の月
雨の声既望の宵寝友あらん

眉尺
呉水
白雄〔十三才〕

鼎かなえの萩をふところに襟のワかつのけふや此ほど伝舎の興
に八庭裡の菜蔬さいそに旦暮の貫珠かんじゆを千々のながめとなす。そ

が中の一艸秋日今を盛に再会をそれに栞なすとて

萩のうねりワかるゝとてもちからなる 呉水

野路暮ぬ落穂に道をさだむべく 眉尺

蟻の嚙うす鶏頭の浮根哉 〔十三才〕

(小河原勲家文書 袋1-118)

七、『艸稿』Ⅱの体裁

『艸稿』ⅡもⅠと全く同じ体裁で表紙中央にじかに「艸稿」と外題する。筆者は本文ともに白雄自筆と思われるが、本文は半丁七行から八行書きである。半紙二ツ折、袋綴じでとも紙表紙、大和綴一冊、二十四丁である。その内容を順序に従つて列記する。

八、『艸稿』Ⅱの内容

- 一、句会(兎石、眉尺、白雄、陰久、呉水)
- 二、歌仙(眉尺、呉水、白雄)
- 三、二句(陰久、白雄)
- 四、歌仙(呉水、眉尺、白雄)
- 五、歌仙(眉尺、白雄、呉水)

- 六、歌仙（白雄、呉水、眉尺）
- 七、句会（眉尺、呉水、五陵）
- 八、題詠句会（眉尺、呉水、白雄）
- 九、歌仙（眉尺、白雄、呉水）
- 十、歌仙（呉水、眉尺、白雄）
- 十一、歌仙（白雄、呉水、眉尺）

九、白雄作品

一の句会に出る白雄作品

肥んどや艸春にして鹿のはむ

白雄

は、呉水編の『今人五百題』⁽⁸⁾（寛政二年成）、神宮文庫本『白雄句集』、刊本『しら雄く集』、宮本八朗編『故人五百題付録』に入集するよく知られた作品。本稿により制作年次が判明した。
同じく一の

いけ紅魚の命いくほど桃のちる

白雄

は神宮文庫本『白雄句集』に入集。「紅魚」は鯛のこと。

同じく一の

行や我董がくれの浜雀

白雄

は神宮文庫本『白雄句集』、刊本『しら雄く集』、太節の『俳諧発句題叢』⁽⁹⁾に入集。

三の

乙鳥もたゝむ桴もはやき哉

白雄

は神宮文庫本『白雄句集』に入集。

六の歌仙の発句

梅はれて蓑にまきこむ香り哉

白雄

は神宮文庫本『白雄句集』と『春秋稿』四編（天明四年刊）に

うめはれて蓑に香をまく木陰哉

の形で入集している。

八の題詠句会の

春風吹羅裙

夕風や茅花あふてるうへの衣

白雄

は新出句である。

蒼蠅入夢

蠅の声夢にゆめ見るうらミ哉

白雄

は、神宮文庫本『白雄句集』に

蒼蠅入夢といふ題にて

蠅の声は夢の中なるうつゝ哉

という形で入集している。

西施せいし
顰世ひそむにうたはれて閏の月 白雄

の句は同じく神宮文庫本に「題西施」として同形で出ている。

十一の歌仙の発句

遠近の桜もやに舫ふねふ桴たづかな 白雄

は、神宮文庫本のほか『春秋稿』四編、『佐藤香山手控』、真蹟などが伝わり、白雄作品としてはよく知られていた作品のようである。

次に白雄参加の歌仙であるが、二・四・五・六・九・十・十一と七巻も収録されている。いずれも他見のない新出作品である。

十、『艸稿』Ⅱの成立時

一の呉水の句の前書きに「くハ、りしさみどり月のけふや」とあり、「さみどり月」は一月の別称、「くハ、りし」は閏月をさしている。天明前後で閏一月があるのは天明四年（一七八四）しかない。この訪問は天明三年七・八月に続いて翌年も眉尺を訪問していることが知られるのである。

十一、『艸稿』Ⅱ翻刻

(たて冊・表紙)



写真3 艸稿Ⅱ (表紙)

山吹に誰碑ぞあさ日さす

几巾たこの尾の乱りに雲のかしら哉

肥こんとや艸春にして鹿のはむ

畑中こまに立おしミてやはるの雁

駒こま鳥啼こまて蛸こまきえし垣根哉

川の瀬や汐さしいれて芦の角

躰こま植こまや椿にはぢく漱水

くハ、りしさみどり月のけふや五嶺観に遊に岸のむかひの

淡路嶋山にはあらねどふるとしの滞留もおもひあはせて

月に日に浦を見こしの爰こまの春

いけ紅魚の命いくほど桃のちる

つらくとたんぼゝの咲野こま口哉

おのが声に驚も風情丘の雉こま子

苗代や鐘撞坊の夕ながめ

兎石

眉尺

白雄

陰久

呉水

兎石「二才」

兎石

呉水「二ウ」

白雄

眉尺

兎石

呉水

行や我重がくれの浜雀
人とはぬ塩屋の昼を啼ひばり雲雀
梓あずさきく 聞門の柳の日ざし哉

白雄
尺
呉水〔二才〕

△二丁裏から三丁表にかけて前記の二丁裏―二丁表の記事が重複△

殿つくりする墨匂ひ長閑のどかなり
水面離れて舞すゝむ蝶

眉尺
呉水

山吹を塩手に駒や嘶らん

白雄

夜ははつゝの衣ふかるゝ
捨炬火の月にもえいる石のうへ

尺

葉掘ども小屋籠りせし

雄〔二ウ〕

松の声露ふりこぼすあら蓑に
空蝉うつせみの羽ぶき撞樓小暗き

尺

身を涼人にまぎれて文づかひ
病眼をうらむはやりめの中

雄

上糸や染ワけてある機の糸
みちのくふりを語るくやしき

尺

宴尽て艸摺枕雁の啼

雄 尺〔四才〕

早瀬へだてゝかげ落す月

水

秋の霜くだりて白きワすれ衣
親をまつ子のぐじくと泣

雄 尺

うす曇佛の花の散みだる

水

刷毛の膝を蜂の盗ミて

雄

夢に入弥生の昼の高軒

尺

佞男の酒くさきかな

水〔四ウ〕

礪の香に我なやましの髪こけて
飯の鏡に氷うちワリ

尺

宮荒て藪にしぐるゝやもめどり嬭なまめ鶏

水

君鎌倉へ捕れてのち

雄

賣渡す市の夕の錯刀

尺

念佛もいはず歌もよみ得ず

水

けしの種蒔んへちま絲瓜の露とらん

雄〔五才〕

團扇うちわやぶれし月の席筵

尺

米搗の便は何と秋の風

水

潮たゝへて道に流るゝ

雄

狩のあと鶴の羽ひろふ朝まだき

尺

こけたるまゝの地蔵おもたき

水

亡ものも今ハむかしの山津浪

雄 尺〔五ウ〕

髭籠の芋にさんだハラして

水

軒遠く家鴨あひる囀る花の奥

雄

里は茶摘の日永かりけり

水

うち霞松の林の遠き哉

陰久

乙鳥もたゝむ椀もはやき哉

白雄〔六才〕

漉水や薄やう寒き窓のうめ

呉水

霜に楯なき五加木芽をふく

眉尺

鮒釣は照日もほめず話して

鳥追さハぐ籠つくりども

燃きえて紙炬淋しき秋の風

團栗飛で藻をはじく月

うき人の糸うち習ふむら露に

艶なる文をかくすこゝろ根

鏡さへかりあふ中の部屋隣

旦のほたる軒をこぼるゝ

馬ざくれに祭のあとの古草履

御嶽へかへす客送り見よ

雲雫や月にかざせる袖ぬれん

いはゞ色鳥放ツ行方も

ひたぐと初汐越る橋ばしら

鼓樓のうへの日は斜也

太刀風にちらバ散てん陳の花

卦のたちかねし上に蝶舞

翠簾の香にものおもほへて雪遅き

四日の雛に恋ワたる見ゆ

さゝ竹に祇園守をむすび捨

雪降なして松はしツまる

留主の戸やますとが宿の袋角

馬駕に倦国巡して

後の月宴闌に月かなし

寺の連歌に夜は長きかな

白雄

水

尺

雄〔六ウ〕

水

尺

雄

水

尺

雄

尺〔七オ〕

水

雄

水

尺

雄

水

尺

水〔七ウ〕

雄

尺

雄

水

尺

芙蓉ちる音も聞へて閑なる

ぬきすの水に蜘蛛あやをなす

夕詠黛深き人とみて

風にふきとる舟の薫

鳥飛で伏見ハあとに鐘聞ゆ

あゆまぬ牛に餅はますべう

荒畑に千射佛の柱立

水の行方の陽炎のごと

花のもと数の盃くれ栄て

佐保姫うたへうたへ佐保姫

朝風や軒近き梅にワすれ弓

地芳しくもゆるふる苔

牛の角糸遊かゝる日は空に

俵つミたる磯遠きかな

桂男にたとへん奴もなきあたり

葎の露の袖につたひて

ものいはぬ行におとろふ秋の宿

ある夜の帳にいりしくちなわ

君が常賢に猛をうちにして

嵐しツまる樟の木がくれ

道に死ぬ身のはかなさを歌によミ

雪ふミよごす橋もりが妻

月薄き扉につりし魚の皮

雄

水

尺

雄〔八オ〕

水

尺

雄

水

雄〔八ウ〕

尺

眉尺

白雄

呉水

尺

雄

水

尺〔九オ〕

雄

水

尺

雄

水

尺

孟蘭盆經をよみて帰るさ

秋蟬の羽にいちはやきはこび雨

石きり落すむら篠の声

花咲て木食堂ハ荒にける

春更くくと片側の町

油ひく傘張がかさに風ひかる

得しハ汝か逆桐の金

黒羽衣の店をふたり連

朝風呂のあとものゝおかしき

ひゞワれし小瓶が中の塩うるか

築紫の人の書なんどよむ

宿の閑時は大井の水まして

月かりそめに軒のつま梨

更てうツ擣衣ハ誰が恋衣

まよひしも仇鹿道とこそ

やしほにの酒をしおもふ米嚙て

竹伐翁竹にかくれし

藉捨し筵に糞をむら雀

里めづらしく時雨まつ比

炭はねて人の顔こそ見られたれ

噓かさねし独活のあへもの

風たつて落花の幌うちしぼり

艸の葉ごしに鴨の囀り

雄「(九ウ)

水

尺

雄

水

尺

雄

水

尺「(十オ)

雄

水

尺

雄

水

尺

雄「(十ウ)

尺

雄

水

尺

雄

水「(十一オ)

梅はれて蓑にまきこむ香り哉

ほそ脛かゆき丘の陽炎

遠近の雪解汲らん真清水に

はツセしまゝの駒の鼻草

月にちるむら萩寒く火を焚て

心の秋を海人にもものいふ

錢百を價に霧のしるべ道

松原が奥の鐘墮てけり

兵等狐狩出す工して

霜にぬれたる筵引づり

面なさの今更かへす衣もなく

あハし名乗らじ落かたの身ぞ

あとや先船漕いそぐ下の關

酒屋涼しき夕ぐれの月

塩菰を犬のはミあふ夏の露

哀れ蓮葉女木履かへせり

世のうきを誰に習ふて散花ぞ

寢覚くゝのやよひぐもりや

おもひやる今八溝の比良の山

泥亀くらふ諏訪の市人

つかねたる椎柴寒ミみぞれ降

ワれたる簾に涙かけつゝ

汐けぶり千賀の旅寝に髪かれて
鶴の脊高く朝風ワたる

白雄

呉水

眉尺

雄

水

尺

雄「(十一ウ)

水

尺

雄

水

尺

雄

水「(十二オ)

水

雄

尺

雄

水

尺

雄

水「(十二ウ)

尺

鳳輦を輿すえて去白齒者

桜静に御燈しづかに

乞食する身も春の夢所得ん

蟾ひきがえるの遠音も無情説法

さゝ浪や雨もツ月に日の曇

門あれくと昔を荇こむ

冬ちかミ茶筌髪たにふり乱し

御狩のあとの野に風のたツ

行めぐり烏の回啼冥昏

軀を小町のおもかげに見ん

軒くれて花にをかしき釣燈籠つりどうろう

蓬のどけき蓬生のやど

春風や潮乾きて寄藻白し

春雨やつくづく燃る古瓦燈

野ごころや蝶に心の添ぬらめ

城春艸木深

艸もえを蔓藪に見越せる矢挾哉

春日路傍情

ワかちたる袂すげなき春日哉

雄

水

尺

雄

水

尺

雄〔十三才〕

水

尺

雄

水

尺〔十三ウ〕

眉尺

呉水

五陵〔十四才〕

眉尺

呉水

春風吹羅裙

夕風や茅花あふてるうへの衣

白雄

蝙蝠廻帳

覽れて蝙蝠をかし閨の月

〔十四ウ〕

眉尺

啞蟬飛坐

燭のまへ啞蟬としりて哀也

呉水

蒼蠅入夢

蠅の声夢にゆめ見るうらミ哉

白雄

貴妃

君ときみ露あてなれや笛のあや

眉尺〔十五才〕

照君

琴終て秋風を泣馬上哉

呉水

西施

顰世にうたハれて閨ねやの月

白雄

憶霜蒼頰

霜の庭たツなる鳥も心せよ

眉尺

雪夜倦書

雪骨にしむ夜の書を枕かな

吳水〔十五ウ〕

氷下画魚

薄氷画間を魚藻ぶしせよ

白雄〔十六オ〕

〔註、十六丁裏無記〕

かへるさや櫻ちれく袖たもと

眉尺

我のどかなる酔中の吟

白雄

海人が子の尉斗(ママ)むく磯に蝶舞て

吳水

つま戸のツまに莛うちかけ

尺

月の露ひろはんばかり玉なせる

雄

花野の径裙ぬらすとも

水

秋を泣里居の侍従歌よみて

尺〔十七オ〕

鞍馬の児の仄なりけり

雄

松柏時雨そめたる片あかり

水

罝はりツらね兎まつべき

尺

親ふたり養ひかねて山住や

雄

安居の僧とひと日かたりし

水

灯火のなくてもがなと窓の月

尺

小蔦の蔓の琵琶をなぐりて

雄〔十七ウ〕

声かれて野中の槐人(えんじゆ)を見る

水

軍はむかし雨のふりしく

尺

花と見し錦も夢の糞雑衣

雄

ゆふべの鳩の巢ごもりて啼

ほろくとさし萱落る春深く

片たる爪を拾ふくやしき

葉柳やよしなき恋に乱れける

垢搔舟のうち傾く見ゆ

列くと熊野同者は岩のへに

禿(道力)にきれたる筆を嚙く

身の栄も翌なき城に霜寒く

十をかしらの児の寝顔見む

ゆくりなく立たるつぶねものいはで

あらひ濯ぎし月の生鯉

秋風も四手にうけてハ潔く

勝し角力の我ハがほなる

升呑の父に似ざるもをかしくて

世はなりくと古き書にも

雨淋し鼠も出よ柴の菴

ワするゝばかり齧(む)なをりし

花の香を扇(しらびょうし)に配る白拍子

春日にてらす眉蛾のごとし

蓑につく雨の夜山のさくら花

遠蛙なく炬火のかげ

水の音寒喰の里鎖して

つりし瓢に風あたるなり

水

尺

雄

水

尺〔十八オ〕

雄

水

尺

雄

水

尺

雄 水〔十八ウ〕

尺

雄

水

尺

雄

水〔十九オ〕

水

吳水

眉尺

白雄

水

何となく蓬飛とぶ宵の月

つまこふならバ羚羊もなけ

露霜や夢野の鹿を心にて

我にも子ありまよひ子をいざ

西東往來の橋の夕間ぐれ

しら雪うすき富士のいたゞき

いきまきと卯月の末の時鳥

桂の花に夜葛魚もがな

楼は誰まツための灯火ぞ

しのべる恋を笛にいはせて

里の名やさすが都のうらあハせ

衣そゝがん岩井溢るゝ

ちる花に鎌とぐ手もと日かげさす

鶴の餌まきの餌のどけき

うす霞綾瀬をのぼる舟よびて

野菜のみどりあけぼのゝ春

世の中をうしろに雨も風もよし

身を小笠寺の鉦かねに起ふし

道に病人にほどこす合器ひとツ

日はてらくと麦のあからむ

外屋舗の若葉をすかすかけはし二

車井を掘地をゑらみつゝ

三夜同じ夢見し嫗に嘘なくて

十とせのワかれ顔あハす月

尺

雄〔十九ウ〕

水

尺

雄

水

尺

雄

水

尺〔二十オ〕

雄

水

尺

雄

水

尺

雄〔二十ウ〕

水

尺

雄

水

尺

雄

水

さまふのおもひを胸ふよに芙蓉ふようちる

赤蜻蛉とんぼのとゞまらぬかけ

岩くぼミて小貝子なせるワすれ潮

冬あたゝかに安房の日数や

三絃しそくのやれてまたるゝ江戸便

昏燭しそくとぼして児を送る門

馬さぐれの飛くゝに花のぬかり道

葉末をあハす藪の春風

遠近の櫻に舫ふ桴かな

春の鰈うなぎのくれ遅き声

布さらす手に糸遊や纏まとふらん

茅萱かやうしらけし家をいへにして

書枕かきまくら葉蘭に月の風さハぐ

長夜のむしの石に啼ないる

人去て閑伽いんがそぶ水もすさまじく

切髪きりかみつゝむ雨のつらきに

千鳥飛室せんりょうひむろに三とせの身を侘わて

けふもくれぬと湯舟呼かはる

袖挟そでかみもの喰くうちをかしこまり

産所うぶしろの襖煤あはせのこぼるゝ

麻あ圃ぼに先心せんしんづく伊勢いせのかた

海うみさだまらぬ日和ひよりなりけり

おろしたる其荷そのにを牛うしにはますらん

尺

雄〔二十一オ〕

水

尺

雄

水

尺

雄〔二十一ウ〕

白雄

呉水

眉水

雄

水

尺

雄〔二十二オ〕

水

尺

雄

水

尺

雄〔二十二ウ〕

水

尺

豆穀焚て豆を煮るごと

世は紅葉月白くこれ花ぞかし

鶺鴒くぐいのワビ音行秋をしる

雫しぐれ有馬の皇子の琴たえて

なき名かぞふる声のうつくし

大としの火かけも薄き壁ひとへ

雪のミはまぬよめが君かな

河を獵嵐のすへの螺貝の音

飯の土橋に標踏こむ

雨風に心きたなき砦して

帰雁礫にたちさハぐなり

苗代に田舟漕こぐ国のうた

諏訪の温泉入の桃に衣ぬぐ

犬の子の乳房くハえし夕月に

秋を櫓つむ軒哀なる

佛にも神にも菊を折あらし

市たツほどの力甲斐ある

長櫃に虎鉄左文字の名をよめて

あらもの堅のさくさ女ぞかし

花にとひ花にかたらふ此ゆふべ

今をつみつむ杓杷のませ垣

〈註、二十四丁裏は無記〉

十二、結語

『艸稿』ⅠⅡの出現は、天明三年秋、翌天明四年閏一月の小河原雨塘宅訪問における加舎白雄、常世田呉水の細かな動向を明らかにしたばかりでなく、多くの白雄新出作品を明らかにした。

『艸稿』Ⅰでは

井の道や零餘子拾ふ行戻り

炬火たてゝ誰か唄行はツ嵐

まつ宵や月見てものをかた心

及び二巻の歌仙が新出作品であった。

『艸稿』Ⅱでは

春風吹羅裙

夕風や茅花あふてるうへの衣

及び本書に入集する七巻の歌仙すべてが新出作品であった。

合計すると発句四句、歌仙九巻が新たに出現したことになる。

本稿をまとめるにあたり、加藤時男氏の紹介の労のほか千葉市立郷土博物館の職員方には多大なお世話にあずかった。記して深謝の意を表する。

(小河原勲家文書 袋1-119)

【註】

(1) 鈴木道彦（江戸後期の俳人）の別号。仙台の人。代々医者の家系。

白雄が奥羽を行脚した際に門人となり、白雄没後江戸に出て医を業とするかたわら、建部巢兆、夏目成美、井上士朗らと親交し、化政期江戸俳壇において一時最大の勢力を誇った。

(2) 平成一八年に千葉市立郷土博物館へ寄贈された総点数七九一点の史料群である。最も古いものは元禄三年（一六九〇）の写し、新しいものは昭和一七年（一九四二）。うち四〇点強が俳諧集の写しなど俳諧関係である。ここには親類である雨塘の俳諧集を含む。御家人である親類の原家の相続に関わる問題、南部藩の産物会所手代時の史料など、断片的ではあるが様々な内容を含む史料群である。雨塘自身は曾我野の小河原七郎兵衛家。同家は代々曾我野村の名主役をつとめ、運送宿としても知られる。近世中・後期の同地域の中心的存在であったということができる（「参考」『千葉市史 史料編 近世7』一九八九年）。

(3) 寛延三年（一七五〇）〜文化一〇年（一八一三）。別号つくも坊・長翠・石潮・小蓑庵・胡床庵・虎鼠庵・冬の日庵。下総国匝瑳郡木戸（現横芝光町）の人といわれる。天明初年から中頃、白雄に師事し、春秋庵の執筆となった。白雄没後寛政三年（一七九二）に春秋庵を継ぐが、同六年葛三に譲り、武蔵国本庄（現埼玉県本庄市）に移住。その後出羽国へ移住。

(4) 寛政五年（一七九三）刊。白雄著、川村碩布編。白雄の三回忌を記念して、門人である碩布が白雄の発句一〇九四を四季類題別に編集・刊行したもの。半紙本二冊。弘化四年（一八四七）春秋庵梅笠によって再刷された。

(5) 白雄著。信濃国小諸の葛三門人小山魯恭が寛政一二年（一八〇〇）冬に筆写したもので、原本は未発見。白雄句集『応侯録』五巻に相当し、白雄の贈答句のみを季別に収録したもの。

(6) 白雄一門の拠り所として発行された年刊撰集。一〇編二〇巻。初編は白雄編（安永九・天明二〜五刊）、六・七編は葛三編（寛政七・九刊）、八編は碩布編（文政七刊）、九編は梅笠編（安政四刊）。一〇編（有柳編）は明治一二刊。

(7) 『俳諧八翁発句集』（弘化四年（序）、碩布撰、無窮庵・大魯編）。

(8) 寛政二年成立、つくも（常世田長翠）編。

(9) 太節編。文政三年刊。文化〜文政期を代表する類題発句集。宝暦ごろから当時の作まで約一万二八〇〇句を四季別に上・中・下に分け、季題別に編集したもの。

（やば かつゆき・二松学舎大学客員教授）

川口新之丞と愛生館

― 明治初期に行われた薬販売の一例 ―

中澤 恵子

はじめに

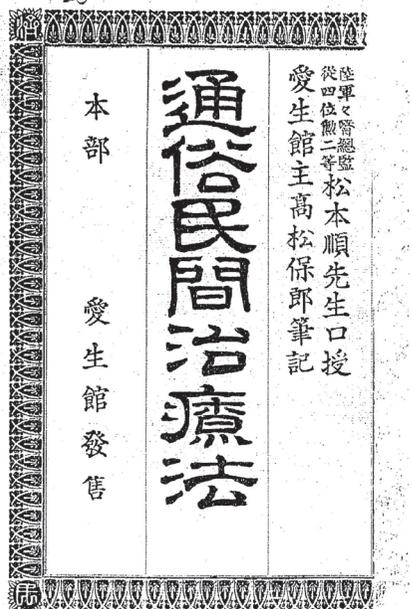
日本における「薬」は、古くから草根木皮から製造する和漢薬が主流であった。幕末以来、西洋医学が導入されるに伴って「洋薬」の輸入も行われるようになったが、幕府は、洋薬の密輸防止に主眼を置き、輸入薬品の品質検査機関や取扱業者に関する制度の整備にまでは手が廻らなかつた。その結果、「外国貿易商人による粗賈の洋薬輸入に伴う弊害が続出する」という状況であった。

明治二年（一八六九）に明治政府が西洋医学、特にドイツ医学の採用を正式に定めたことを機に、洋薬の需用も拡大し、輸入された粗悪品も世に出回るといふ事態が起こった。そこで、薬剤に関する制度の確立が急務とされるようになったのである。当初は、取締を目的に管轄部署を明確にすることから制度化が始まった。明治初頭では医師の養成や医療制度の整備に連

動して、徐々に薬事関連制度も具体化され、明治二十二年に定められた「薬品営業並薬品取扱規則」によって、「我が国の近代的薬事制度はいちおうその完成をみるに至った」^②。

近代的薬事制度の骨格がほぼ確立したと言われるこの時期に、売薬営業を主な目的とする愛生館^③が高松保郎によって東京に設立された。また、千葉郡犢橋村（現千葉市花見川区）の川口家八代目当主新之丞は、「愛生館第一支部」として雷鳴堂を創設し、愛生館が製造する三六種の薬剤販売と、愛生館発行の『通俗民間治療法』（四〇頁写真）の販売事業に参画するようになった。現在、千葉市立郷土博物館に寄託されている川口貴雄家文書（以下「川口家文書」と略す）の中に、愛生館と川口新之丞が行った売薬営業に関する史料が多く含まれている。

同文書群は昭和五十二年（一九七七）に青山学院大学の片桐一男教授指導の下で近世文書研究会が整理を開始し、目録作成作業が進められた。この整理に参加した学生たちによって、愛



写真『通俗民間治療法』

(松本順口述・高松保郎筆記、愛生館発行、明治22年9月)
内容は47種の疾病についての症状と治療法が記され、一般の人びとにも分かり易い表現が用いられている。(上の写真は国立国会図書館デジタルコレクションより転載)

生館と川口家との関係が紹介され、左のような先行研究がある。

① 沼倉延幸「愛生館と松本順」研究中間報告―初期の愛生館を中心に―(青山学院大学史学会『史友』十三号 一九八一年四月)

② 沼倉延幸「愛生館の機構について(一)」(『日本医史学雑誌』三〇号(一)一九八四年四月)「同(二)」(『同』三〇号(三)一九八四年七月)

③ 中村昭子「愛生館と宗教団体」(前掲『史友』二十二号)

一九九〇年四月)

このほか、同大学近世文書研究会「川口家文書 調査中間報告」(前掲『史友』十号 一九七八年四月)・同研究会「近世文書研究会活動報告」(同『史友』十二号 一九八〇年四月)等で、川口家文書について紹介された。

①・②は愛生館設立経緯と組織の紹介、③は高松保郎が薬剤販売経路として僧侶や神官を通して全国に広げようとした方法についての分析である。いずれも、川口家文書整理中の中間報告的な側面もあるが、新之丞と愛生館について紹介した最初の研究成果である。

川口家文書の整理は、青山学院大学近世文書研究会から史料照会という形で協力を求められたことを機に、千葉市史編さん担当が参加するようになり(昭和五十八年以降)、さらに、平成元年(一九八九)から千葉大学も史料調査実習として参加して整理が進められた。現在は仮目録も作成され、新たなことも明らかになりつつある。⁴⁾ 本稿では、明治期における売薬の実態を知る貴重な史料を通して、高松保郎の愛生館設立理念と実態、そして、右の先行研究では明らかにされていない川口新之丞の動向に焦点を合わせて考察することを課題とする。

一、川口家について

川口家は近世においては北柏井村（現千葉市花見川区）の名主を勤めた家である。北柏井村は近世前期には旗本小栗氏知行所、その後天明二年（一七八二）に印旛沼掘割普請が行われた際に一部が幕領となり、小栗氏知行所と幕領との相給となった。川口家は、嘉永年間（一八四八〜一八五三年）以降は小金

牧の牧士に任じられている。明治以降も大地主として地域有力者・名家として知られている。八代目新之丞は、明治二十年代に売薬営業を始めるが、川口家文書には、それ以前、またそれ以後にも川口家が売薬に関わったことを示す史料は見当たらない。恐らく新之丞一代だけが行った事業と思われる。

図は、新之丞の二代前理右衛門以降を纏めた略系図である。新之丞の妻石（一八七三〜一九三五）は初代陸軍軍医総監松本

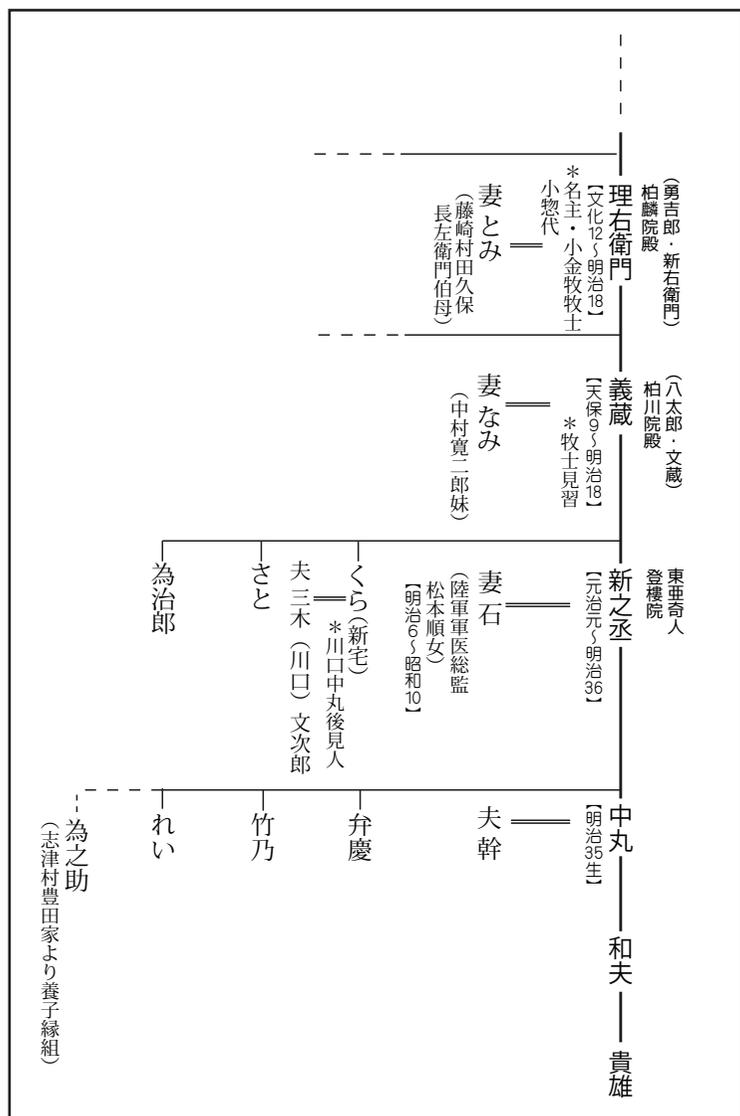


図 川口家略系図

順の娘である（明治二十四年に結婚）。また、昭和二十二年四月、初代民選千葉県知事に就任した川口為之助（一八八一～一九六二）は、明治四十二年に印旛郡志津村（現佐倉市）の豊田家から養子に迎えられ、その後新宅（分家）を設けて独立した。

二、明治初頭の薬事制度

表1は、明治初頭に新しく定められた薬事関係制度の沿革である。各規則・制度の内容を概観してみよう。

1. 売薬取締規則（明治三年十二月二十三日）
 - ① 大学東校が売薬類の効能等を検査した上で、売薬免状を交付（売薬許可）する。
 - ② 売薬業者は「勅許御免」の文字を用いたり、「神仏夢想家伝秘法」と称することを禁止する。
 - ③ 大学東校が薬剤の原価・定価を適正に定める。
2. 医制（明治七年八月十八日）
 - ① 調剤は薬舗主・薬舗手代・薬舗見習が行う。
 - ② 薬舗開業の資格を定める。
 - ③ 売薬を丸薬・散薬・膏薬・煉薬等と定め、調剤は医師の処方
を必要とする。

表1 明治初頭の薬事関係制度

1. 売薬取締規則（明治3.12.23） 売薬取締を大学東校の管轄とする
2. 医制（明治7.8.18） 東京府下に司薬場を置き薬品検査・薬剤の売買を管轄する
3. 贗薬・敗薬取締方（明治7.12.25） 贗薬・敗薬を販売した者への罰則を定める
4. 製薬免許手続（明治9.5.8） 製薬許可鑑札は府県が鑑定した上で交付する
5. 売薬規則（明治10.1.20） 売薬を丸薬・膏薬・煉薬・水薬・煎薬とし、成分・分量・用法等を詳記して管轄庁を経由して内務省へ申請する
6. 薬品取扱規則（明治13.1.17） 薬品を分類し、医師の処方書に従って扱う
7. 薬種商営業規則（明治19.2.23） 薬種商は薬品販売のみを許可され（免許鑑札交付）、薬製造は禁止
8. 薬品営業並薬品取扱規則（明治22.3.15） 薬剤師・薬種商・製業者の区別を明確にし、それぞれに管轄庁を定める

*厚生省医務局『医制百年史 資料編』・厚生省『厚生省五十年史 記述篇』から作成

3. 贗薬・敗薬取締方（明治七年十二月二十五日）
 - ① 贗薬・敗薬を販売した者には五〇円以下の罰金を課す。
 - ② 再犯以上の者に対しては初犯の倍の罰金を課し、薬品販売を禁止する。

4. 製薬免許手続（明治九年五月八日）

- ① 府県は、売薬・医療用薬品を問わず輸入薬品の良否鑑定を行った上で免許鑑札を交付する。
- ② 府県は製薬人に製薬品を添えて提出させ、内務省に提出する。

5. 売薬規則（明治十年一月二十日）

- ① 売薬営業者は成分・分量・用法・服量・効能を詳記して管轄庁を経由して内務省に願出て、免許鑑札を受ける。
- ② 営業鑑札・行商鑑札の期限を五年間とし、期限が切れた者は返納し、改めて許可申請を行う。
- ③ 売薬の請売を希望する者も管轄庁に願書を提出し、内務省から免許鑑札を受ける。

6. 薬品取扱規則（明治十三年一月十七日）

- ① 薬品を第一類（注意薬）・第二類（毒薬）・第三類（劇薬）に分類し、それぞれに表記する。
- ② 第二類・三類の薬品は医師の処方書によって調合する。
- ③ 取扱規則に違反した者に対する規程（罰金・懲役）を定める。

7. 薬種商営業規則（明治十九年二月二十三日）

- ① 薬種商は薬種商鑑札の交付を受けて、薬品の販売を行う。
- ② 薬種商の毒薬・劇薬の取扱についての規程を定める。
- ③ 規程に違反した者への処罰（営業停止・禁止等）を定める。

8. 薬品営業並薬品取扱規則（明治二十二年三月十五日）

- ① 薬剤師は内務大臣より免状を交付され、調剤を行うことができる。
- ② 薬種商は薬品の販売を行う。
- ③ 製薬者は薬品を製造し、自製の薬品を販売する。

それぞれの規則・制度の内容を見ると、輸入品の取締中心の薬事から、薬剤の成分・効能等に重点が置かれ始め、徐々に取扱者の専門性・資格等の規程が明文化されていく推移を読み取ることができる。

三、愛生館設立理念と目的

愛生館は、近代薬事制度の骨格とされる「薬品営業並薬品取扱規則」が定められる前年、明治二十一年に高松保郎⁷⁾によって東京に設立された。主な事業は松本順より伝授された三六種薬剤の製造と販売、松本順口述・高松保郎筆記の『通俗民間治療法』（四〇頁写真）の発行と販売である。設立理念と目的を示す「愛生館旨意書」の写⁸⁾が、川口家文書に残されている。

高松は、医療や薬の普及が進んで来たと言っても、実際には「山間田舎の地等に於ては」はなかなか行き届かず、病気に罹っても「手後れの為に癒えず非命に死」すことがあったり、生まれながら「癩人となる」ケースが多いと指摘し、このように医

薬入手の地域差を是正するために愛生館を設立させるのであると、次のように述べている。

〔前略〕是以て本館を設立して、一には凡そ如何なる僻地に至るとも薬剤の求め難き地なくして天下人民彼れの如き不幸の人なからしむる道を立て、一には、余輩か予て設立する所の弘通社及び相愛会の業を贊助して皇国の教法を振興し、人々の道徳心を厚うせしむるの基を開かんことを図るに至れり、而して之か為には先づ有らゆる病患に適応すべき諸薬を製出し、然後に簡便にして購易からしむるの方法を以て之を天下に弘め、到处克く需用に応ずるに足るの準備を為すべきことは第一の急務なることを悟り、乃ち向に大医松本先生に就て其意見の程を陳へ且つ賛成を請ひたりしに、先生亦多年こゝに刻志せらるゝ所ありしを以て大に此挙を賞せられ頓に賛成の力を勞すへきことを諾せられたる〔の〕脱〕みならず、先生数十年の実験を積りて考定せらるゝ所の良剤数十方を挙て余輩に囑し、子か志を嘉するの余り天下の爲め之を授与すると称して具さに其薬方を伝授せられたり、於是余輩は益其志を奮起するに及び、終に今回本館を設立して其薬剤を発売し、以て天下に普からしめて希くは其国民を救ふの素志を貫て国恩に報するの一端と為さんとせり〔後略〕

（傍線は筆者）

そして、販売方法は敬神愛国の精神を国民に教導する「神職僧侶教導に従ふ諸君」を通して全国に販路を広げることと考えた。これは、「神職僧侶」は全国各地に散在しており、医師の数より多いこと、そして、明治政府が進める国民教化政策に沿う「皇国の教法を振興」しながら、良薬販売網を拡大することを構想したのである。また、売薬営業による利益は、「神職僧侶」の教導活動資金として活用することを書き添えている。高松保郎の販売に関する構想については、前掲の中村昭子「愛生館と宗教団体」で、具体的に分析されている。高松は自らの設立理念実現のための資金調達方法と組織について、次のように考えた。⁹⁾

- ①「愛生館設立説明書」¹⁰⁾に賛同する人びとからの出資を受ける。その出資金は薬剤製造・販売資金に充てる。
- ②賛同者からの出資金は、高松保郎の借金として受け、出資者には配当金を支払う。
- ③愛生館に役員を置く（館長一人・顧問一人・祐輔二人・監督一人・理事三人・幹事三人・薬剤長一人・手代数人・薬生数人）。
- ④高額出資者は愛生館における会議に参加することができる。
- ⑤各地に請負・大売捌（支部及び支部の下部支部）を置いて販路を拡大する。

館長（主）は高松自身、顧問に松本順が就任した。

雷鳴堂施本廣告

高松保郎ト云フ人間ガ相生館ヲ設立シタル大主義
ニ隨ヒ陸軍々醫總監從四位勳二等松本順先生口述
ニ係ル通俗民間治療法ト云フ衛生上有用ナル書物
ヲ左ノ手續ニ依リ施與ス

一 一人一部ニ限ル
二 千五百部ニ限ル
三 但理屈ヨリ見ルト貧富ノ差履計ハ未ダ日
本國ニアルザルヲ以テ孰レ貧困ナリト
斷定スルハ至難事ナルガ如シ故ニ御手輕
ニ諸君ノ判斷ニ任ス
四 貧困ナル旨ノ町村長ノ證明書ヲ要ス
五 實印ヲ押捺シタル施本請求書ヲ前條證明書
ニ添ヘ當支部ニ申込ム
六 但請求書ノ交葉ハ指定セズ紙半紙ニ認
ム

五 前條申込期限ハ來ル三月三十一日迄トス
六 但本條期限内ニ當支部ニ申込未着ノ向ハ
事故ノ何タルヲ問ハス一切謝絶ス
七 第五條ノ期限内ハ幾萬人申込アルモ必共請
求ニ應セザルヲナシ
八 指定シタル期限ニ後レ申込ムカ又ハ施本手
續ヲ履クハ向ニハ必郵便切手四錢ヲ遺サ
シテ又請求書ヲ遺サレタルトハ書留ヲ以
テ發送ス
九 但直接當支部ニ來ル書ハ本行ノ限ニ非ス
施本ハ申込順次ニ從ヒ郵便ヲ以テ送本ス
第十條ノ場合ノ外千葉縣下ノ郡役所町村役
場警察署同分署駐在所ノ請求ニ依リ一ケ所
一部ヲ施本スベシ
右ハ千葉縣下ノ一萬戸野別ニ隔ケ回リノ勞省キ
ニ新開ニテ廣告候條何卒皆さんニ御傳聞御遠慮
ナシテ御申込被下度無代價ナリト雖モ決シテ泥棒物
ヲ施本スル次第ニ無之爲念申上候御安堵被降ベト
謹白

四、愛生館と川口新之丞の動向

川口新之丞は、右の「愛生館設立説明書」に賛同した一人である。川口家文書から、新之丞と高松保郎（愛生館）とのやり取り、そして新之丞の動向を具体的に見てみよう。

1. 新之丞が「愛生館第一支部」として雷鳴堂を設立

(明治二十一年・八・一)

雷鳴堂の開業は、前述の「薬品営業並薬品取扱規則」が定められた五か月後である。業務内容は、「高松保郎ト云フ人間ガ相生館ヲ設立シタル大主義ニ隨ヒ陸軍々医總監從四位勳二等松本順先生口述ニ係ル通俗民間治療法ト云フ衛生上有用ナル書物」と「愛生館薬剂三十六方」の販売である。販売方法は愛生館から書籍と薬品を仕入れて、雷鳴堂と契約している特約店に卸す問屋業務である。その契約業者は千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県と関東地方が中心であった。

雷鳴堂設立準備の時期に、高松

發賣廣告

愛生館藥劑三十六方

及衛生の心得ト云フ書ニ詳細ナリ
三十二方ハ陸軍々醫總監從四位勳二等松本
順先生御方人間ニ用ニル藥劑
四方ハ陸軍獸醫官今泉小澤兩先生御方審類
用ニル藥劑

陸軍々醫總監從四位勳二等松本順先生口述
愛生館主高松保郎筆記

通俗民間治療法全一冊

右發賣候ニ付受買御望ヨリ諸君ハ御申込アルベ
但請買申込ノ多寡ニ依リ一町村ニ澤山受買所ノ
設立ヲ見合スコアル可シ

三十大方ノ外 掃毒散 救急樂 愛生銃ノ五方
聯梅園 清瀉散 掃毒散 救急樂 愛生銃ノ五方
ハ近日發賣候ニ付豫メ申上置候
下總國千葉郡柏井

愛生館第一支部

明治廿三年
二月八日

雷鳴堂
主登樓
院殿酌解居士
川口新之丞

写真2 雷鳴堂施本廣告
(明治23年2月9日付『東海新報』)
*実際の紙面では一段に収まっているが、紙幅の都合で二段に分けた。

保郎とその側近森田六三郎が新之丞に宛てた書簡(六月二日付)¹²には、販売範囲拡張についての構想が述べられている。

〔前略〕御葉書到来拝読、千葉県内ノミニテハ狹隘ニ御座候、就てハ上総下総安房三ヶ国一手大売捌御望ノ由、右ハ当方ニ於ても固より望候処ニテ、此際全国一般ニ相及ボシ候計画ニ有之、三ヶ国之分ハ貴所之御尽力ヲ以て当年之内ニ数千万円之商法相開ケ候様何分ニモ奉懇願候、就テハ今日民間治療五百部并説明書千二百五十部通運ニ相托シ御届申上候間御落手可被下候、一枚摺之分ハ跡より御廻し可申上候間左様御承知可被下候、呉々も三ヶ国之分ハ御引請ニテ何分ニモ御精々ノ程偏ニ奉願上候也〔中略〕早速ニモ御出京被願間敷哉、三ヶ国御拡張ニ付てノ御相談も申上度一日も早く拝眉ヲ得度と一日千秋之思ニ御坐候也、三ヶ国ノ義ハ呉々も何分奉願上候間、夫々御手配ニテ数千万円之御売捌ニ相成候様奉嘆願候、余は拝眉之上猶万々奉願上候、頓首再拜〔後略〕

上総・下総・安房地域における売捌を新之丞に託すとする愛生館側の様子が窺える。そして、非常に熱心に説得している様子も読み取ることができる。

2. 愛生館への出資

雷鳴堂開設後も、愛生館主高松とその側近森田六三郎は新

之丞へ出資の呼びかけを度々行っている¹³。それに応ずるよう、新之丞は多額の出資を行った。表2は、川口家文書の中から、現在確認ができている借用証文を纏めたものである。

表2 借用証文の概要

①	明治 22 年	12 月 20 日	(500 円)
②	同年	12 月 26 日	(900 円)
③	同年	12 月 27 日	(1000 円)
④	明治 23 年	3 月 7 日	(300 円)
⑤	同年	3 月 12 日	(1380 円)
⑥	同年	3 月 31 日	(450 円)
※明治 25 年 6 月 27 日 (400 円返済)			

*川口貴雄家文書の借用書から作成

この中から、表中③十二月二十七日の一〇〇〇円借用について具体的にみてみよう。

拝借金之証
一 金壹千円也〔四枚印紙貼付〕
右ハ今般非常之場合ニ付拝借仕候処実正也、然ル上ハ去ル十九日廿五日附ヲ以て証書差上置候通り御鴻恩之程死ヲ盟て忘却不仕候、明廿三年十二月迄ニ聊無相違返上可仕候也、為後日証書仍て如件

明治廿二年十二月廿七日

高松保 郎^④

川口新之丞様¹⁴

森田六三郎^⑤

(傍線は筆者)

傍線部分の「十九日廿五日附」は、表中①②と日付が一日ずつ異なるが、恐らくこれに相当すると思われる。「愛生館規約」にあるように、出資金は高松が借用した形になっている。

3. 新之丞と愛生館との確執・裁判準備

度重なる出資に対する配当金がないこと、また返済もないことから、新之丞は明治二十三年八月頃より高松保郎に対して不快感・疑念を持ち始める。その結果、新之丞は出資金返済を催促したり、愛生館支部解約の申し入れを行ったり、さらに裁判準備を始める。裁判準備メモから新之丞の動向を追ってみよう。

A 裁判への準備

〔前略〕

一 愛生館掛合及高松保郎へ対シ貸金催促、愛生館支部解約ノ件ヲ梅次郎柳川へ托シ、別紙預リ書類ト題スル書付ノ如ク証拠物柳川梅次郎へ渡、愛生館主高松保郎ニ掛合ノ末勧解出訴スル旨ヲ依托ス、中川良則、秋山康之進、松本先生相談ノ上宜敷様被取計度旨柳川へ托ス、白紙捺印ノ紙ヲ渡シタルハ誰レカ代人ヲ撰定ノ上二付、其人予メ訳ラサルヲ以テ白紙ニテ渡、勧解入費内金四円渡〔後略〕¹⁶⁾

B 不快感・疑惑の内容

① 一 書出シヲ能ク検閲、之レヲ破ルベシ

② 一 治療法送致ノ冊数取調ベシ

③ 一 貸金証利足ノ明文

〔中略〕

④ 一 京都大坂へ売店ヲ設ケ川口ノ範圍ヲ侵シタルコト

⑤ 一 秋山ヲ用二人肉身ヲ勝手ニ留置キ之レヲ使役シ「オマケニ」下宿料モ払ハザルコト

〔中略〕

⑥ 一 市川宮次ヨリ薬価ヲ私ニ受取タルコト

⑦ 一 栃木・岩下良吉へ相對ニテ受売サセタルコト、且薬ヲ受取りタルコト

〔中略〕

⑧ 一 柏井へも薬送付セサルカ為メ色々の受売人ヨリノ苦情ヲ引受ケ、剩へ薬欠乏ノ為メ損害ヲ蒙リタルコト

〔後略〕¹⁶⁾

(傍線・①～⑧の番号は筆者)

Aは金銭問題、Bは愛生館第一支部としての処遇問題についての不満を具体的に述べている。愛生館の経営方針は各地に設置された支部と契約を結び、各支部はさらに下部支部と特約を結ぶ、請負・大売捌の方法で販路を拡大するという方法であった。新之丞のメモは、雷鳴堂開業から僅か一年で信頼関係が崩壊していることを物語っている。出資金の返済問題は長引いたようで、明治二十五年七月四日の日記に次のように記している。

〔前略〕去ル六月廿七日家族松本いしニ随行シ東海道大磯町松本順方へ行く、序デニ東京神田駿河台北甲賀町三番地愛生館主高松保郎へ貸金アルヲ催促致シタルニ、来ル本月十四日迄猶予ナシ被下度旨ニテ同日迄ノ日延約定証一通受取〔後略〕¹⁷⁾

この記述を表2にある明治二十五年六月二十七日に四〇〇円返済されていることと重ね合わせて考えると、六月二十七日には多額の出資金の内から四〇〇円の返済があり、残りは七月十四日まで「日延約定」をしたものと思われるが、日記には十四日、またその後にも返金の記載は見当たらない。七月十一日に「愛生館ヨリ書状一封」¹⁸⁾が届いている。書簡の内容は不明であるが、さらなる「日延」依頼状であったとも考えられる。

Bについても具体的に見てみよう。④⑤は京都・大阪方面に支店開設のため、雷鳴堂従業員「秋山」を、あたかも愛生館従業員かのように使用し、そのうえ彼の関西方面滞在費を川口家が負担していることに不満を抱いている。大阪・京都は雷鳴堂の代理店があつたことから、愛生館支店開設は「範圍ヲ侵シタル」行為であることを指摘しているのである。

⑤の「秋山」とは、秋山康之進のことである。秋山は千葉郡武石村（現千葉市花見川区）の芝田元達の次男である。元達は佐倉藩の藩医（蘭方医）であり、また川口家の主治医でもあつたことから、雷鳴堂は明治二十二年十月に従業員として雇い入

れた。その後、秋山は新之丞の側近の一人として、実務を担っていた。新之丞の意を受けて東京の愛生館に出入りして営業を行っていた関係で、各地で愛生館支店開設を任されるようになっていた。

⑥の「市川宮次」は、群馬県前橋本町の業者で、新之丞と特約契約を結んでいた人物、⑦の「栃木・岩下良吉」も同様に契約を結んでいる。

⑥⑦は、雷鳴堂と特約契約を結んでいる、すなわち第一支店の下部支店である店と、愛生館は雷鳴堂を経由せずに直接金銭を受け取ったり、薬品を送ったりしていることへの不満である。このような方法は、「愛生館規約」に違反していると指摘しているのである。雷鳴堂と特約契約をしている一例を見ると、次のような「約定書」²⁰⁾（明治二十二年九月四日）を取り交わして営業を行うことを決めていたことがわかる。

愛生館売薬書籍大売捌代理店設置約定書

千葉県千葉郡犢橋村柏井川口新之丞ハ栃木県河内郡宇都宮町字鉄炮町九番地寄留黒須保太郎ヲシテ東京神田区駿河台北甲賀町三番地愛生館主高松保郎発売ノ売薬三拾六方并ニ民間治療法ヲ栃木県管内へ一手大売捌ノ権限ヲ委任セシメタルニヨリ黒須保太郎ハ左ノ条件ヲ堅ク可守者ナリ

第一条 総テ川口新之丞代理店名義ヲ以テ栃木県全部ニ売捌所ヲ設置スベシ

第二条 薬劑書籍代価ハ総テ川口新之丞ニ前納スベシ

第三条 黒須保太郎部下ノ受売人及其他ニ対シ委任権外

ニ涉リ川口新之丞代理店名義ヲ濫用シ又ハ約束条
目外ノコトヲ行フヲ得ズ

〔第四条ノ第拾七条略 筆者〕

具体的な営業方法を約定書に盛り込み、新之丞と黒須保太郎が署名・押印している。このような請売申込書や約定書は川口家文書に多く残されている。東京の愛生館に対する不信感は、直接的に黒須保太郎と関係しているか否かは窺えないが、新之丞のメモは、彼自身が担当している栃木県内で、営業形態が既に壊れていることを示している。

⑧は、⑦のようなことが行われているために、「柏井」（雷鳴堂所在地）には、薬剤が不足し、雷鳴堂と契約している他の業者から「苦情」が来る結果になってしまった。金銭問題・処遇問題、いずれも深刻な問題であった。

川口家文書に「発受書状目録²¹」が残されている。同史料は年月日・差出人・受取人・概要欄が設けてあり、ここから往復書簡の内容がほぼ把握できる。新之丞は愛生館顧問の松本順に相談を持ちかけながら秋山康之進・中川良則へ裁判に向けての準備を進めるように指示した。しかし、明治二十三年十月下旬には出訴を中止するよう指示し、新之丞の態度が一変する。出訴中止の指示を受けた中川良則は、その理由を次のように何度も新之丞に問い合わせの書簡・電報を出している。

○十月三十一日

当方ヨリノ電報ニ從ヒ高松保郎ニ対スル出訴ノ件ハ見合セタリトノ件

○同日

愛生館主高松保郎ニ対スル出訴止メロトノ電報ハ如何ノ義ナリヤトノ件

○同日

高松保郎ニ対スル出訴ノ件中止スルトハ貴兄ノ損毛ナルヘキコト

○十一月三日

如何ナル訳アリテ高松ニ対スル出訴ヤメロトノ電報ヲカケタリヤ御返詞ヲ願度トノ件

○十一月五日

愛生館主高松保郎ニ対シ嚴ニ談判致ストノ件

○十一月六日

松本先生帰宅前ニ嚴シク高松保郎ニ掛合ヒ致ストノ件

「発受書状目録」は同年十一月頃から、記述に変化が見られる。それは、秋山・中川からの書簡が数点あったにも拘わらず、概要欄が空欄になり、また同年十二月九日から翌年十二月までは一切の記述がなくなるのである。次に始まるのは明治二十五年正月である。筆者は現段階で、愛生館関係裁判史料を確認していないため、裁判中止へと変更した理由と実際の結果は不明であるが、この「発受書状目録」の空欄理由は恐らく、裁判問

題と深く関係があると考えられる。高松保郎は明治二十六年八月に没する。高額出資者で愛生館第一支店を担った雷鳴堂店主川口新之丞との間で、このような確執があったことから考えると、愛生館の営業はますます不振に向かったと思われる。高松の死直後の同年九月一日には、愛生館三代目高松保から「高松保郎死亡ニ付売葉拡張依頼ノ件」の葉書が届いた。⁽²²⁾

一方、札幌支店開設に奔走していた秋山康之進は明治二十四年、同地に支店を開設し、その後「秋山愛生館」として独立した（註19参照）。

五、太平洋売葉店営業の開始

愛生館との確執後、新之丞は独自に売葉営業の準備を開始し、高松が没した明治二十六年、千葉県知事に次のような「売葉営業願」⁽²³⁾を提出した。

〔「一風邪のふり出」以下一六葉の成分・効能書略〓筆者〕
右は松本順ノ方劑ニ有之、拙者今般売葉営業仕度候間、右御検査之上御許可相成候ハゞ、御鑑札御下渡被成下度此段奉願候也

愛生館第一支部の契約を解消し、松本順が処方した薬種を直接入手して新たに営業することを千葉県知事に届け出て、鑑札

交付を申請したのである。これは先に見た表1「明治初頭の薬事関係制度」の5・6・7の規則に則った申請である。鑑札の交付を受けた新之丞は明治二十八年七月に太平洋売葉店の店主として営業を開始する。扱う薬剤は、「陸軍々医総監正四位勲二等松本順殿親伝秘方・陸軍一等軍医従六位大槻俊齋殿有効優等証明・陸軍二等軍医従六位五等張秀則殿鑑督」^{(25)(ママ)}によるもので、①風邪のふり出し、②強壯健胃散、③熱さまし丸、④婦人血の道の薬、⑤壯眼水の五種である。販売方法は雷鳴堂の時と同様に「大売捌」「請売」希望者と契約して、薬剤を卸す方法であった。契約の概要は左のようなものであった。

一 受売御望みの方は成べく最寄大売捌より御買入相成度、大売捌なき地方の方は直ちに太平洋売葉店へ御申込相成度候

一 受売及大売捌御望みの旨御申込相成候節は、太平洋売葉店より受売願に必要な書類御回送可申に付請売約定書二通、内一通は受売者にて印紙貼用記名調印なし且其余白へ受売者へ許可になりたる鑑札の月日番号を御記入、御返送被下度、御返送なきときは自然約定未済と見做し候

一 薬価は為替にて前金に御払込被下度候、為替券到達の上速に薬品を荷造り発送可仕候

但銀行為替ならば東京市或は下総国千葉町にある銀行へ宛御振込を乞ふ

郵便為替ならば下総国大和田郵便局へ宛御振込を乞ふ

〔後略〕⁽²⁶⁾

松本順の方剤五種を販売する太平洋売薬店の推薦文を、松本自ら記している。松本は「売薬は国家一日も欠くへからざる必要の物」と位置づけ、さらに「これを売る人々は苟も人の性命にあつかる者なれば甚貴重の者なるに」も拘わらず、「多年の悪弊皆目前の小利に迷ひ無益の裝飾に其資本を費し方剤の如何を問はず低廉粗悪の薬品を以て無根の虚利をむさほらんことを欲するもの多きか為めに終に世の中に擯斥せられ最下等の者」と評されてきたと、当時の売薬の実態を述べ、その後、新之丞の太平洋売薬店について次のように記している。

茲に太平洋売薬店（下総国千葉郡旧柏井村）は予か殊に心を用ひて良薬を売らしむるものなり、願くは売薬商たる人々無用の粗剤を廃し太平洋売薬店の良品を以て相当の利益と濟生の隠徳とを并ひ得て子孫の余慶を庶希せられむ事を希望するなり、釈経明文あり、人の不幸は貧にして病にかゝる者より甚しきはなく、目前其不幸を見てこれを救はず寺院に寄附し大法会施餓鬼を行ふは却て其罪を増すとも微塵の冥福を得ることなしと、仏家の教、実に敬服の外なし、良薬をうりて生計となし子孫永久の余慶を遺されむ事予か売薬社会に祈念する処なり、諸彦此意を得られなは此書を壁頭に掲げ日々一読あらむ事を請ふ

明治二十八年七月相模国大磯の隠栖に於て

正四位勲二等 松本順 再拜⁽²⁷⁾

（傍線は筆者）

川口家文書には未記入（未使用）の「売買請売約定書」や請売希望者からの書簡等が残されている。松本順による方剤で推薦文もあるということから評判も良かったようである。駿州吉原町（現静岡県富士市）の近藤昌平からの書簡には、太平洋売薬店と契約したい旨を次のように述べている。

拝啓 御店弥々御繁栄奉賀候、今回蘭疇大先生当地御出張之節御嘶有之候貴店御製劑本郡内へ売捌所御設置相成度候趣キ拝承仕候、兼て御承知之如ク売薬之義モ日増ニ其方数増加シ類薬夥多ニシテ従前之如ク販売之数少ナク、今日ノ場合ニテハ營業者自ラ販売スルニ往々氣迷ヲ生シ、何レノ方剤ヲ販売シ宜シキヤ苦ムコト有之候、然シ貴製劑ハ夙ニ大家ノ処方セルモノナレハ患者ノ信用モ他薬ニ比シ一段ノコトニテ、将来本郡内ニ於テ販路ノ点火ニ見込有之様相考へ候、依之弊店ニテ御引請販賣致度候ニ付テハ未タ貴店受売規約等之明細承知不申候間、右拜見御相談相調候上ハ充分販路拡張可仕候間、否ヤ御廻報被下度候〔後略〕⁽²⁸⁾

「蘭疇大先生」とは、松本順のことである。松本が駿州吉原に赴いた際に、太平洋売薬店の売捌所設置構想についての話を

聞いて、関心を持った近藤昌平からの申し出である。

この書簡から、当時の売薬事情を読み取ることができる。すなわち、薬事関係制度・規則が整えられたと言っても、その実態は却って多くの方剤が出回り過ぎ、売薬業者の側でさえ、どの薬剤を取り扱ったら良いか分からない状況であった。加えて、患者の側も「大家」によって処方された、信頼できる薬を求めていることが伝わってくる。このような状況であるから、太平洋売薬店と契約することで販路の拡大は成功するだろうと述べているのである。

新之丞は、前述の通り明治二十四年に松本順の娘石と結婚しており、太平洋売薬店開業の頃には、新之丞は松本の娘婿となっていた。そして、推薦文にあるように「予か殊に心を用ひて良薬を売らしむ」関係になっていた。さらに、松本は各地からの請売希望者についてや、販路拡大方針についても、いろいろなアドバイスをを行っている。

〔前略〕

○吉原駅売薬之取次は過日参り候節申入置候事にて既二早御文通之由大慶候也、今後参候節又々可申入候

〔中略〕

○い勢売薬者之申分甚狡猾ニシテ卑劣ヲ極候、自分の家業をなすに人二恩らしきことを申、伊勢乞食之名二不背ケ様ナ奴は御構なき方可然候、一体太平洋も一度二広張は不得策なるへし、細流の積りて大洋たらんことを企望す、

先八千葉県丈にて御初、次第広かり候かた万々可然、〔後略〕³⁰⁾

(傍線は筆者)

先の近藤昌平の取引申し出については「大慶」と表現し、伊勢からの申し出に対しては「御構なき方可然」とアドバイスしている。何よりも興味深いことは傍線部分である。高松保郎が最初から全国に支店を設置して、手広い商法を考えていたのは対照的な方法を奨励している。最初から手を広げ過ぎて配当金の不払い、「借金」(出資金)返済もかなわなかった高松の二の舞になることを心配したためか、先ずは「千葉県丈」から着手するように勧めている。まさに、親心からのアドバイスのように伝わってくる。

しかし、実際には雷鳴堂の頃に特約契約を結んだ茨城県・群馬県・埼玉県のほか静岡県・熊本県等々の売薬店と契約を引き続いて結び、取引を行った。

川口家文書には、明治三十四年・三十五年頃までの注文書・送付記録・代金受取記録・在庫状況等の営業記録が大量に残されている。しかし、その後の関係史料は全く見当たらない。新之丞は明治三十六年に没する。このことから、先にも触れたが、売薬営業は新之丞一代限りであったことが窺える。

おわりに

明治以降、西洋医学に基づく医療制度が整えられるが、医師数の問題、または患者側の経済的負担の問題、民間療法や加持祈祷に頼る古くからの意識や慣習の問題等々の要因から、人びとは必ずしも医師の診療を受けて病気を治したわけではなかった。徐々に多くの人びとは薬に頼るようになるが、実際にはその薬の入手さえも困難な地域も多く、全国の隅々までには行き届いてはいなかった。高松はそこに着目して、良質な薬剤を「山間田舎の地等」の人びとにまでも入手可能な方法を考案して、初代陸軍軍医総監の松本順に相談し、賛同を得た。

松本順（一八三二―一九〇七）は、佐倉順天堂の創始者佐藤泰然の二男として江戸で生まれ、蘭方医学を学んだ。その後幕医の松本良甫の養子となり、安政四年（一八五七）には幕命を受けて長崎のポンペの下に入門した。陸軍軍医総監に就任したこと、また早くから牛乳や海水浴が健康な身体作り³¹に有効であることを提唱したことは、広く知られている。

その他に、松本は一般の人びとへの衛生知識の普及活動や貧困で医療を受けられない人びとへの無料診療を行うという活動も実践した人物である。川口家文書には、松本が行った無料診療に関する史料も残されている。千葉郡で行った診療の様子が伝わる一例を上げてみよう。

御診察御願

千葉県武射郡睦岡村（住所略）筆者

赤貧（人名略）筆者

弘化二年正月廿一日生

右私儀去ル四ヶ年前ヨリ発病、各所医員ノ治療ヲ乞フモ其効用ナク実ニ困難、今日ノ場合ニテハ生活方大ニ差閥、地所家屋等モ売払借地借家ニ有之、治療ヲ乞フモ無致方枕濱罷在候折柄、東海新報広告ヲ閱シタル人ノ話ヲ聞クニ、今回川口新之丞氏ノ御宅へ松本大先生御出張有之、御診察御願之義ハ該広告但書ニ赤貧者云々有之旨被申聞、依テ隣家証人并村長役場証明ヲ乞、御診察御施ノ義偏ニ奉願上候也

明治二十三年七月廿五日（後略）³²

差出人は本人と二人の「隣家証人」、さらに奥書として「書面之趣承認」と、睦岡村役場印が押されている。すなわち、「赤貧者」であることの証明書を添えて、松本の診察を申し込んだものである。同様に証明書を添付した診察願は、この他にも多く残されている。また松本の「出診処方録」³³も残されている。右の患者は同月二十八日に受診した。鼻の病気であったよう³⁴で、松本は次のように記している。

〔前略〕葉石ノ知ル所ニ非ス、只外科裁割法ノ一方ニ止ルノミ、故ニ先ツ其焮衝ノ慢ナルモノヲ退ケ、后チ鼻茸ヲ療スヘキヲ以テ三四週間冷水湯法ヲ命シ、爾シテ後出京セハ外科病

院二嘱シ医療ヲ施スヘキヲ約シ去ラシム〔後略〕

外科手術でしか治癒しない病気であることを伝え、さらに東京での治療を約束して患者を帰したと記録しているのである。松本は、「陸軍軍医総監」という側面ばかりではなく、一般の人びとに医療や薬剤を届けようとした人物でもあったことから、高松の売薬営業に賛同し、指導と協力を行ったものと思われる。

川口新之丞もこの高松の構想に賛同し、多額の出資をして「愛生館第一支部」としての活動を開始するが、間もなく高松に疑念を持ち始め、裁判準備を進めるようになる。現段階では、この裁判が実際に行われたのか、やはり中止したのかについては把握できていない。この点は大量に残されている日記類・書簡等を丁寧に見ていくことによってある程度は開明できるかもしれない。また太平洋売薬店と特約を結んだ各地の売薬業者たちは、新之丞の死後にどのような方向へ進んだのかについても検証が必要である。いずれも、今後の課題としたい。

高松保郎が始めた愛生館の新しい売薬営業は、高松の死後も雷鳴堂の従業員であった秋山康之進が札幌に居住し、「秋山愛生館」と改称して営業を継続した。そして、現在も継承されている。本稿では、新之丞に焦点を絞って、愛生館の実態を考察した。新しい営業方法を考案し、実践した高松の理念は、形は変化したものの、北海道で受け継がれたと言える。また多くの人間関係が、新しい営業を可能にしたことも見えてきた。川

口家文書には、松本順の無料診療に関する貴重な史料も含まれている。このような史料を総合的に検証することで、当時の人びとが実際に受けた診療、また、どのような薬剤をどのような方法で入手していたのかを具体的に知る手がかりとなるだろう。この点も今後の課題としたい。

【註】

- (1) 厚生省『厚生省五十年史 記述篇』（一九八八年五月）一七四頁。
- (2) 同右一七六頁。
- (3) 「館」の文字は、史料では「館」と「館」とが混用されている。引用文は原本通りの文字を用いるが、本稿本文は「館」に統一した。
- (4) 全体で約一五〇〇〇点。
- (5) 近世における川口家については、千葉県史料研究財団『千葉県の歴史 通史編 近世2』（二〇〇八年三月）二五四頁～二六〇頁参照。
- (6) 千葉県議会史編さん委員会『千葉県議員名鑑』（一九八五年五月）。川口為之助先生寿像碑建設委員会『川口為之助先生と偲ぶ』（一九六二年五月発行）には明治四十一年とある。
- (7) 高松保郎（一八六四～一八九三）は江戸に生まれ、幕府の用達を勤めながら諸藩に入入りした。常陸国志筑藩士鎌田七郎と養父子の縁を結ぶ。明治二十年に、神仏二道の精神を全国に教導するために弘通社・相愛会を設立させた。
- (8) 川口貴雄家文書 愛生館六。
- (9) 「愛生館規約・設立規程・付館役員名」（写） 明治二十一年十月（川

口貴雄家文書 愛生館七)。

(10) 「愛生館旨意書」中に示されている。

(11) 「雷鳴堂施本広告」(明治二十三年二月九日付『東海新報』掲載 写真2)。

(12) 年不詳であるが、新之丞が売薬営業を始める前であるため、明治二十二年六月二日の書簡と考えられる(川口貴雄家文書 青学書簡四四六)。

(13) 「発受書状目録」(川口貴雄家文書 愛生館三二)。

(14) 「拝借金之証(金壹千円也)」(川口貴雄家文書 愛生館二六)。

(15) 「高松保郎へ対し貸金催促・愛生館支店解約の件」 明治二十三年十月二十一日(川口貴雄家文書 愛生館九一)。

(16) 「高松不埒ノ条外メモ」。(明治二十三年)十月(川口貴雄家文書 愛生館九六)。

(17) 「自動他動実蹟日記」(川口貴雄家文書 青一〇六八)。

(18) 同右。

(19) 秋山康之進は愛生館から信任を受け、愛生館北海道支部開設を任せ、明治二十四年(一八九一)に独立自営して秋山愛生館を設立した(秋山愛生館一〇〇年史編纂委員会編『北のいのちとともに・秋山愛生館一〇〇年史』一九九三年三月・愛生館『九十年のあゆみ』一九八二年十一月)。現在も多数の製薬会社と提携して、北海道中心に医薬品・衛生材料の卸・販売を継続している。

(20) 「愛生館売薬書籍大売捌代理店設置約定書」(川口貴雄家文書 愛生館二〇)。

(21) 註13と同。

(22) 同右。

(23) 川口貴雄家文書 愛生館一二八。この「売薬営業願」は控であり、月日、千葉県知事名は記入されていない。

(24) 大槻俊斎は、仙台藩の藩医の家に生まれ、はじめ玄俊、その後父を継いで俊斎となる。長崎の医学伝習所でポンペについて学ぶ。父俊斎は江戸の西洋医学所初代頭取。

(25) 張秀則は薬学専門家。松本順の方剤で調剤を担当。

(26) 「太平洋売約方名効能」(印刷物、川口貴雄家文書 愛生館乙二一三)。

(27) 「太平洋売薬店推薦文」(印刷物、註26の裏面)。

(28) 年不詳十月八日付書簡(川口貴雄家文書 青学書簡三三〇)。

(29) 片桐一男「幕末・維新、いのちを支えた先駆者の軌跡」松本順と「愛生館」(秋山財団ブックレットNo.19、二〇〇一年五月)に「手販売の総元締めになっていたのが千葉の川口新之丞という人でした。実はこの先代にお嫁に行ったのが松本順の長女の石さんでした。そういう関係で愛生館の売薬の総元締めになっていました。」(二二頁～二二頁)とあるが、石は「先代」ではなく新之丞と明治二十四年に結婚している。川口貴雄家文書には新之丞と石の婚儀関連の書簡も残されている。したがって、愛生館の「総元締め」になったのは、石との結婚以前のことである。

(30) 年不詳十月十五日付書簡(川口貴雄家文書 青学書簡六一五)。

(31) 松本順は、海水浴の効用を提唱し、明治十八年に大磯照ヶ崎海岸が海水浴場に適していると選定し、「日本で初めての海水浴場」と称される大磯海水浴場を開設した。その後大磯は別荘地として開発された。松本自身も大磯に居を構えた。

【史料紹介】

検見川小学校展示史料

— 「検見川区民団」について —

岩 田 明日香

はじめに

本稿では、「検見川小学校展示史料」（一覧を五八頁に掲載、表1）を紹介、一部翻刻を掲載する。当史料群は、千葉市立検見川小学校郷土資料室に展示されているもので、検見川区有財産に関する証文・貸付台帳類、共有財産管理に関する名簿類、検見川区民団関係書類など（大正二〜一九一三）と昭和八年（一九三三）全一〇点から成る。以下、検見川区の共有財産を管理・運用していたと考えられる「検見川区民団」に関する史料から、その成立過程と活動についてをみていきたい。

なお、当時の検見川町は、江戸時代の村域を基にして地勢上三区に分けられ、それぞれの地区を検見川区・稲毛区・畑区と称した。

一、検見川区民団成立の経緯と目的

検見川小学校展示史料には、大正五年に作成された「検見川

区民団役員名簿」（五九頁表2参照）を初出として、検見川区民団に関する史料が多く見られる。検見川区民団とは、どのような目的で組織されたのだろうか。

大正一三年作成の「検見川区共有金保存管理規約書」（史料2）に、検見川区民団が組織された経緯が記されている。これによると、大正五年に従来町役場で管理してきた検見川の共有地（字大扱溜田原野）を、森秀次郎ほか五名の土地名義人に引き渡すよう監督官庁より命じられたが、名義人たちは「共同ノ幸福」を増進し「安寧秩序」を保持し「災厄」を避けるため、検見川区へ土地を提供したとある。その際に検見川区民団を組織し、共有財産としてこの共有地を管理するようになったことが記されている。

「検見川区民団規約」（史料1）にも「区民共同ノ財産ヲ永遠ニ保存」し、「其収益ハ本区民ノ改良発達ヲ謀リ」「福利ヲ増進スル」ことを目的とするとあり、検見川区民団が区有財産の管理・運用するために組織されたことがわかる。「福利ノ増進」とは、「検見川区民団定款」（史料4）で目的とされている「風

表1 検見川小学校展示史料一覧

史料番号	表題	作成年月日
1	検見川区民団役員名簿	大正5年11月
2	〔封筒〕「検見川区民団関係書類」	—
3-1	検見川区共有地貸付名簿	大正2年度改
3-2	未納調（共有地貸付につき地代未納分書上）	（大正3・4年度分）
4	検見川区民団規約	—
5	字大扱田小作証文	大正2年7月9日
6	共有金保管委員名簿（年度毎預金証書名義人書上）	（大正13年3月3日～昭和8年3月6日）
7	（布達綴）	（大正）
	①検第六二七号ノ三 社団法人検見川区民団設立ニ関スル件調査報告	大正11年4月14日
	②庶第二〇〇号 社団法人検見川区民団設立ニ関スル件（調査報告依頼）	大正11年4月8日
8	検見川区共有地貸付台帳	（大正2～8年）
9-1	検見川区共有金保存管理規約書	大正13年2月
9-2	覚書（検見川字大扱原野壱町五反七畝九歩の溜田売却につき）	大正13年3月
9-3	（区内共有金関係綴）	（大正10～13年）
	①金員借用証	大正3年1月3日（裏書大正3年12月28日）
	②（溜田荒野十四割二分五厘開墾人及び手当書上）	—
	③（区内共有金収支決算報告書）	大正2年7月13日
10	（社団法人検見川区民団設立関係書類綴）	（大正10～13年）
	①検第六二七号 副申書（社団法人設立認可願につき副書）	大正11年3月6日
	②社団法人設立ノ件許可申請（検見川区民団設立につき）	大正11年3月6日
	③社団法人検見川区民団設立理由書	—
	④検見川区民団定款	—
	⑤社団法人設立ノ件許可申請（検見川区民団設立につき）	大正10年
	⑥社団法人検見川区民団設立理由書	—
	⑦検見川区民団定款	—
	⑧社団法人設立ノ件許可申請（検見川区民団設立につき）	大正10年
	⑨社団法人検見川区民団設立理由書	—
⑩検見川区民団定款	—	

教ノ改善」「貧民罹災民ノ救恤」「産業ノ發展」および「公益事業」を図ることを指すと考えられる。

検見川区民団という名称で団体が組織されたのは、右に述べたように大正五年であると推定できるが、大正一〇、一一年（一九二二、二三）に「社団法人設立ノ許可申請」「社団法人検見川区民団設立理由書」（史料3）を内務大臣床次竹次郎に提出しており、社団法人化を目指していた様子が窺える。それは土地の共有名義人のなかから権利を主張する者が出て「区内紛擾ノ因」となることを恐れていたことであつた。ただし、その結果については大正一三年の段階でも「許否判明ナラズ」という状況であつたようである。

二、検見川区民団の活動内容

次に、検見川区民団の活動内容についてみていこう。本史料群のうち、「検見川区共有地貸付台帳」「字大扱田小作証文」には、海端・西中下・上道祖神後・中谷・玄蕃所・大扱などの土地が検見川区の共有地として区民に貸し付けられ、地代として現金や米が納入されていたことが記録されている。これによつて、遅くても大正二年には検見川区で共有地の貸し付けが行われていたことがわかる。検見川区民団成立以前は町役場によつて貸し付けが行われ、大正五年以降は検見川区民団が引き継いだものとみられる。

「検見川区民団定款」（史料4）では、その事業として、冠婚

葬祭を節約させること、人々の模範となる者を表彰すること、貧困者及び罹災者を助けること、などが定められている。検見川区民団では地代収入によつてこれらの活動を行っていたと考えられる。

三、検見川区民団の中心人物

では、どのような人物が検見川区民団として活動していたのだろうか。「検見川区民団役員名簿」によれば、結成間もない大正五年時点での検見川区民団は高井国三郎を団長とし、財務担当には篠田豊三郎が名を連ねていた。高井国三郎は明治

表2 検見川区民団役員一覧
(大正5年段階)

役職	氏名
団長	高井国三郎
副団長	藤代留吉
財務担当員	友野久右衛門・藤代音次郎・鈴木松蔵・鈴木仁三郎・篠田豊三郎・藤代常治・中村善蔵・長田栄吉・森庄左衛門・秋元三左衛門
区民代表者	石川政之助・原田久十郎・原田豊吉・大塚峯吉・藤代長吉・鈴木仁三郎・本多保・出野省三・藤代常治・中村善蔵・宮間仁太郎・小川和吉・木下長吉・篠田浦吉・鶴岡直次郎

*「検見川区民団役員名簿」（検見川小学校展示史料 1）より作成

四〇年（一九〇七）に郡会議員に当選し、水産組合副組長や町会議員を務めている。篠田豊三郎も町会議員や検見川郵便局長、昭和六（一〇）年（一九三二）～一九三五）には検見川町長を務めた人物であり、先述の「社団法人設立ノ件許可申請」も篠田によって提出された。

また、「社団法人設立ノ件許可申請」の申請者には高田純の名もみられる。高田は、昭和期に検見川町会議員となり、検見川町が千葉市と合併した後は千葉市議会議員にもなっている。区民団の運営は、検見川区の有力者を中心に行われていたと考えられる。

おわりに

本稿では、「検見川小学校展示史料」より、検見川区民団の成立と活動についてみてきた。その運営実態については、まだまだ不明な点が多いが、大正から昭和初期の検見川区では、地域の発展と福利の増進を目指して検見川区民団が活動していたことがわかった。

本史料群のほか、藤代芳要家文書のなかにも検見川区民団関係史料を確認することができる。今後、こうした他の史料群との照合によって、より具体的に検見川区民団の活動内容を明らかにしていきたい。

【参考文献】

多田屋書店編集部『房総町村と人物』多田屋書店、大正七年。
検見川郷土史編集委員会編『けみがわ』平成四年。

【史料翻刻】

凡例

- 一 ここでは検見川小学校展示史料の中から、検見川区民団に関する史料について、できるだけ原本に近い形で掲載することとした（但し、読解の便をはかるため、史料中には読点を付した）。
- 二 翻刻にあたっては、『千葉市史 史料編 近世』の凡例によっている。その主な点は次の通りである。
 - 1 原則として常用漢字を用い、次のような場合も常用漢字に改めた。
旧字：證↓証。餘↓余。條↓条。處↓処。檢↓検。會↓会。
轉↓転。團↓団。拂↓払。據↓拠。抛など。
 - 俗字：并↓併。全↓同など。
 - 略字・異体字：ホ↓等。
 - 2 助詞の而・茂・江・而已はそのまま使用し、合字の片はトキとした。変体仮名はひらがなとした。与↓と。助詞の者↓は。
 - 3 原史料中誤字を使用している場合は誤字の通りとし、傍注に正字を括弧書きした。
 - 4 人名の「五郎右衛門」などは、原史料が「五郎右エ門」であつても「五郎右衛門」とした。
 - 5 単位の「ト」については金銭単位の場合は「分」に、面積単位の場合は「歩」と使い分けた。
 - 6 虫くい・虫損は□・□□・□」 「」などであらわした。

史料1

検見川区民団規約

名称

第一条 本団ハ千葉郡検見川町検見川区民団ト称ス

役員ノ資格及団結区域

第貳条 本団ハ検見川町検見川区住民ニシテ戸主権ヲ有スルモノヲ団員トシテ組織スルモノトス

目的

第参条 本団ハ本区民共同ノ財産ヲ永遠ニ保存シ、其收益ハ本区民公益ノ為メニ使用シ本区ノ改良発達ヲ謀リ、次テ福利ヲ増進スルヲ目的トス

事務所ノ位置

第四条 本団ノ事務所ハ千葉郡検見川町検見川 (22) 番地ニ設置ス

役員選挙及任期

第五条 本団ハ左ノ役員ヲ置ク

一 団長 壹名

一 副団長 壹名

一 財務担当委員 拾名

一 区民代表者 拾五名

第六条 区民代表者ハ本区各町内ニ参名宛置クモノトス

第七条 区民代表者ノ選挙ハ各町内ニ於テ選挙会ヲ開キ、其町

内団員ヲシテ之ヲ選挙セシメ、其高点者ノ人名ヲ団長ヘ届

出ヲ為スモノトス

第八条 正副団長及ヒ財務担当委員ノ選挙ハ区民代表者ニ於テ選任セシムルモノトス

第九条 本団役員ノ任期ハ満四ケ年トス、但シ満期再選セシムル事ヲ得

会議

第拾条 本団ノ会議ハ通常・臨時ノ二種トス

第拾一 (抹消) 条 本団ノ通常会議ハ毎年一月中之ヲ開会ス

第拾貳条 臨時会ハ左ノ場合ニ之ヲ開会ス

一 団長ニ於テ必要ト認ムルトキ

二 区民代表者五名以上ノ同意ヲ以テ臨時会開会ヲ団長ニ

要求アリシトキ

第拾参条 本団ノ会議ハ総テ団長ヲ以テ議長トス

第拾四 (抹消) 条 議事細則ハ普通會議法ニ依ルモノトス

第拾五 (抹消) 条 本団ノ収支予算・決算ハ會計年度ニ依リ毎年

四月一日ニ始リ翌年三月卅一日終ル

第拾六 (抹消) 条 本団共有財産ヨリ生スル收益金ヲシテ団員公

益ノ為メ「筆」(抹消) 支出ヲ要スル場合ハ団長ハ区民代表者ノ臨

時會ヲ開キ、其決議ヲ以テ「出」(抹消) 支出スルヤ否ヤヲ決定ス

ルモノトス、但シ支出金額拾円未満ナルトキハ団長ノ意見

ヲ以テ決スル事ヲ得

第拾七 (抹消) 条 本団ノ役員ハ名誉職ニシテ無給トス、但シ区

民代表者會議ノ議決ヲ以テ実費弁償ヲ受クル事ヲ得

「第拾七条」(抹消)

土地賃貸金穀取立并ニ預金

第拾「七」八条 本団ノ收入スベキ小作米并ニ畑錢其他土地賃
貸料等毎年十一月中ニ正副団長及財務担当委員立会ニテ取
立ヲ為スモノトス

第拾九条 前条取立タル金穀ハ区民代表者ノ決議ニ依リ団長ノ
名義ヲ以テ郵便貯金若シクハ確實ナル銀行ヘ預金スルモノ
トス

第「拾九」三十条 本団ノ収支決算ハ「（抹消）通常会」毎年四月中

ニ団長ハ区民代表者會議ヲ開キ前年度ノ決算「（抹消）報告」及其
年四月一日現在ノ財産状態ヲ報告スルモノトス

「（抹消）第三拾条 前条ノ規約ヲ確守シ之レニ違背セザル為メ団員一
同左ニ署名捺印ス」

*裏表紙に原田久十郎・原田豊吉・鈴木仁三郎・大塚峯吉・藤代常吉・
出野省三・本多保・鶴岡直三郎・篠田浦吉の名前が青字にて列記。

（検見川小学校展示史料 4）

史料2

（たて冊・表紙）

検見川区共有金保存管理規約書

検見川区共有金保存管理規約

第一条 検見川区共有金ハ確實ナル銀行ニ定期預金トナシ、毎
年預金高二起因スル相当納税額ハ之ヲ控除シ、利子ハ元金

ニ算入シテ無期限ニ之ヲ保存管理スルモノトス

第二条 前条ノ預金ハ確實ニ保管スル為メ検見川区民ヨリ式拾
五名ノ委員ヲ選挙シ、委員ハ預金代表者五名ヲ互選スルモ
ノトス

委員及代表者ノ任期ハ一ケ年トス

但重任ヲ妨ケズ

第三条 預金証券ハ代表者ノ互選ヲ以テ保管人ヲ定ム

区民ヨリ該証券閲覧ノ要求アリタル場合ハ之ヲ拒ムコトヲ得
ズ

第四条 本規約記名人転籍・死亡其他如何ナル事情アルモ本預
金ニ対シ箇人關係ニ於テ請求ノ権利ナキモノトス

但本規約記名人ハ区民権ヲ失フ時ハ同時ニ共同権利者ノ
為メニ其権利ヲ抛棄シタルモノト看做サル、コトヲ約
諾ス

第五条 区民ノ公益ヲ図リ、又ハ福祉ヲ増進スルノ目的、計画
的確ナル機運ニ遭遇シ出資ヲ要スル場合ハ区民大多数ノ同
意ヲ得テ本預金ノ幾分ヲ使用スルコトヲ得

但元資金額ヲ減スルヲ得ス

第六条 本区民代表者ヨリ出願中ニ係ル検見川区民団設立認可
セラレタル時ハ本預金ハ全部之ヲ区民団ヘ引継ケモノトス

第七条 本規約ハ区民大多数ノ同意ヲ得テ変更スルコトヲ得

規約設定ノ理由

検見川区字大抜溜田原野壱町五反七畝九歩ハ検見川共有地トシ
テ町役場ニ於テ管理シ来リタル処、大正五年監督官庁ニ於テ右

土地ハ森秀次郎外五名（高井国三郎・中村伊平次・秋元勝次郎・篠田長次郎・藤代龍藏）ノ所有地ナレバ町ニ於テ管理スベキモノニアラズ、名義人ヘ引渡スベシトノ指命ニ因リ之ヲ引渡サレタル結果、名義人ハ之ヲ検見川区民ヘ共同ノ幸福ヲ増進シ并ニ安寧秩序ヲ保持シ、及ヒ災厄ヲ避クル為メ提供シ財団法人トナシ、検見川区民団ヲ組織シ該財団ノ財産トシテ永遠ニ保持センコトヲ欲シ、即チ其筋ヘ検見川区民団設立ノ手續ヲ尽シ、既ニ願書ハ提出シタルモ未タ許否判明ナラズ、遇マ大正十三年二月右土地管理上之ヲ競売ニ附シ共有金トシテ保管スルヲ可トスルノ主張起リ、其衆望ヲ容レ該土地ハ名義人タル篠田豊三郎氏ヘ金五千円ニテ買収セラレタキ旨ヲ懇望シタリ、茲ニ於テ名義人ハ之ヲ承諾シ、更ニ金壹千円ヲ寄附セラレタルニ付、合計金六千円ノ財源ヲ得タリ、就テハ将来本共有金ノ濫費ヲ防遏シ確實ニ其福利ヲ保持スルタメ本規約ヲ設定シタル所以ナリ

大正十三年二月

【篠田岩吉ほか地番・氏名書上、中略】

検見川区共有金設定ノ顛末

明治元年地租改正ニ際シ国有荒蕪地払下ゲノ折リニ検見川区所在ノ土地中谷津原野貳町四反九畝廿三歩ト同字大扱原野通称溜田壹町五反七畝九歩ヲ森秀次郎外五名名義ヲ以テ其当時検見川区中持チトシテ払下ゲヲ了シ開墾シ、一方ハ畑片方ハ水田トシ区会ニテ管理シ来リタル所、其後町ニテ避病舎ノ敷地トシテ

選定セラレシ中谷津分ノ畑ノ内壹町歩ヲ金六百円ニテ区ヨリ町エ未登記ニテ売却セリ、遇々当時ノ町長故藤代市之輔氏衆議院議員ニ立候補ニ際シ該金六百円ヲ私消セシ結果、残り畑ヲ区民ニ耕作サセ来リ溜田ヲ大正貳年区会ノ決議ニテ多額ノ金額ヲ費シ土砂ヲ搬入シ深キヲ浅クシ土堤・道路ヲ作りテ耕作致サセ、年々其収益ヲ区ノ費用ニ充当シ来リシニ、社会ノ所謂時代思潮ノ悪化ニ基因セラレ道徳ヲ無視スル如キ行動ニテ名義人六名ニテ中谷津畑壹町歩ヲ八反ニ減シ、町ヘ寄附ノ名称ノモトニ提供シ、残歩壹町六反九畝廿三歩ハ名義人ニ於テ一般売買法（因の誤カ）ニ困リ他エ売却シ其金ヲ分配取得シ、字大扱溜田壹町五反七畝九歩モ同時ニ大正拾年六月廿八日共同所有ヲ篠田豊三郎氏エ単独売買ノ登記ニテ所有権（移の誤カ）移転セシニ付、大正拾参年一月区民ヨリ痛軼ニ不堪、前掲ノ土地ハ表面六名名義ニ之有候共、事實ハ素ヨリ区中持チハ頭ラカナリ、一般区民ヨリ既ニ売却セシ中谷津分ハ不得止トシ該溜田ハ当然区ヘ提出セシムル様ニトノ議起リ、競争入札ニテ売却セントセシモ篠田氏名義トナリ居ル故更ニ篠田氏エ交渉シ売却スルヲ可トスル事ニ決定シ、該溜田ノ売渡シ金五千円ニ先ノ中谷津畑売却ノ折リ分配取得金壹千円ハ区エ提供スル事トナリ、此合計金額六千円ヲ各町ヨリ委員ヲ選定シ、茲ニ之レガ管理方法トシテ永遠ニ保管セン事ヲ規約ヲ作制シ前記ノ如ク講ゼン所以ナリ

大正拾参年二月

（検見川小学校展示史料 9-1-1）

史料3

社団法人検見川区民団設立理由書

明治十二年ノ項、太政官布告ヲ以テ地方村落ニ於ケル凶年饑歲ニ備フル為蓄穀ノ義布達セラル、当時検見川区ハ戸数五百・人口參千五百内外ナリシモ逐年増加ノ趨勢ニ在リ而ルニ検見川区ハ耕地參百余町歩内他町村人ノ耕作スルモノ約百町歩ニシテ、本区生産米麦ハ住民ノ生計資料ニ足ラス、從テ蓄穀ノ不可能ナルヲ認メ、当時ノ戸長其他有志ト相謀リ官有土地ノ払下ヲ受ケ其ノ収益ヲ蓄藏シ区民万一二備ヘントシ、高井国三郎外五名專ラ奔走シ共有地トシテ払下ヲ受ケ、現ニ相当収益ヲ納メ町公益ニ投資セルモ時代ノ推移ト共有名儀人等ノ榮枯ハ図ルベカラズ、将来ニ於テ共有名儀人中權利ヲ主張スルカ如キ者出シカ払下當時ニ於ケル最善ノ方法ハ遂ニ区内紛擾ノ因タランコトヲ恐ル、依テ民法第三十四条ノ規定ニ基キ營利ヲ目的トセサル公益ニ関スル社団法人検見川区民団ヲ設立シ、右ノ共有土地ハ之ヲ区民団ノ元資トシ其ノ収益ヲ以テ定款記載ノ事業ヲ遂行スルニ於テハ永遠二本「民」^(株)区民ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ルヲ以テナリ

史料4

(元・表紙)

検見川区民団定款

検見川区民団定款

第一章 総則

第一条 本団ハ民法ノ規定ニ抛リ主務官庁ノ許可ヲ得テ社団法人トス

第二条 本団ハ総団員四分ノ三以上ノ同意アルニアラサレバ解散ノ議決ヲ為スコトヲ得ズ

第三条 本団解散後ノ精算財産ハ検見川小学校基本財産及村社八坂神社トニ平分寄附ス

第二章 名称及事務所

第四条 本団ニ用ユル印章左ノ如シ

第五条 本団ハ検見川区民団ト称ス

第六条 本団事務所ハ検見川町大字検見川^(町)番地ニ置ク

第三章 目的及事業

第七条 本団ハ風教ノ改善貧民・罹災民ノ救恤及産業ノ發達其他公益事業ヲ図ルヲ以テ目的トス

第八条 本団ハ前項ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一 産業ヲ重ンジ互ニ信義ヲ厚クシ契約ハ必ス履行スル事

二 冠婚葬祭ハ虚飾ニ流レズ節約セシムル事

三 産業ヲ勉励シ或ハ特別ノ善行ヲ為シ公衆ノ模範トナルベキ者ヲ表彰スル事

四 貧困者及罹災者ヲ救助スル事

五 貯蓄金品ノ媒介及督励ヲ為ス事

六 土地ノ境界・道路敷地等ハ互ニ侵サシメサル事

七 以上ノ外總會ニ於テ公益ト認メタル事項

第四章 資産

第九条 本団ノ資産左ノ如シ

一 不動産

検見川町検見川字海端五百八十五番

一 原野壹反五畝四歩

〔^(付巻)原野一反五畝四歩ハ区民団設立ノ上ハ本団ニ書換^(カ)ことトシ

太郎右衛門卜申、町会ニ於テ決議濟〕

検見川町検見川字寺分五一八番

一 宅地壹畝拾貳歩

〔^(付巻)宅地一畝十二歩及原野(事右ハ田ナリ)一町五反七畝九歩ハ

以前ハ六人共有ナルモ現在ハ篠田豊三郎所有トナリ居レリ〕

検見川町検見川字大扱貳千七百六十番

一 原野壹町五反七畝九歩

一 現金四百九拾四円七拾八銭

〔^(付巻)現金四百九拾四円七拾八銭ハ^(自脱カ)検見川区之^(川脱カ)検見区有財産ノ收支

残り銀ヲ積立タルモノニシテ、現在ハ検見川町検見川耕地

整理組合ニ貸附シタリ〕

第十条 本団ハ団員其他ノ者ヨリ金品ノ寄附ヲ受クル事ヲ得

第五章 財産管理

第十一条 本団ノ財産ハ左ノ各項ニ依リ之ヲ管理ス

一 土地ハ相当ノ賃貸料ヲ以テ団員ニ貸付スル事

但シ原野ハ開墾スル事

二 現金ハ總會ノ議決ヲ經タル銀行ニ預金スル事

三 物品ハ團長之ヲ保管ス

第十二条 第十条ニ依リ寄附ヲ受入タル金品ハ總會テ本団ノ基本

財産ニ繰入ル、モノトス

第十三条 本団總會ノ議決ニ依^(抹消)リルニアラサレバ寄附・贈

与等スル事ヲ得ズ

第十四条 本団ノ貸付ヲ求ムルモノアリタルトキハ團長ハ其目

的ヲ調査シ抵当物或ハ保証人ヲ立テシメタル後貸付スベシ

但シ抵当物件不動産ナル時ハ設定登記ヲ為スベシ

第十五条 管理処分ニ関スル細則ハ役員会ニ於テ之ヲ定ム

第六章 経費

第十六条 本団ノ経費及第七条ノ事業費ハ資産ヨリ收益金及寄

附ヲ以テ之ニ充ツ

第十七条 本団ノ會計年度ハ四月一日ヨリ始マリ翌年三月

三十一日ニ終ル

第十八条 年度末ニ於ケル剰余金ハ二分シテ一部ヲ基本財産ニ

繰入レ一部ハ前年度繰越金トシテ翌年度経費ニ充用スルモ

ノトス

第七章 加入及脱退

第十九条 本団員ハ二年以上千葉郡検見川町検見川区ニ居住シ

タルモノニ限ル

第二十条 団員ハ家督相続人ニ権利ヲ相続セシムルコトヲ得

第二十一条 団員死亡シタル場合其家督相続人ハ本団ニ申請シ

テ其ノ権利ヲ相続スルコトヲ得

第二十二条 本団ヲ脱退シタルモノハ其ノ自己^(ノ)都合ト否ラサ

ルトヲ問ハズ本団財産ノ分与ヲ絶対ニ請求スルコトヲ得ズ

第二十三条 本団員ニシテ移転セント欲スルモノハ随意ニ転居スルコトヲ得、但シ検見川区以外ニ転居シタルモノハ脱退者ト見做ス

第八章 役員及役員会

第二十四条 本団ニ団長一名副団長一名理事十名ヲ置ク

正副団長ハ理事ノ互選トス

理事ハ總會ニ於テ団員中ヨリ單記無記名投票ニ依リ選挙シ有効投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当选者トス

但シ得票同数ナルトキハ年長者ヲ取り年齢同シキトキハ抽籤ヲ以テ当选者ヲ定ム

第二十五条 正副団長及理事等ノ任期ハ滿四年トス但シ再選ヲ妨ケズ

補欠員ハ其ノ前任者ノ残任期間就任スルモノトス

第二十六条 団長ハ本団一切ノ事務ヲ總理シ總會及役員会ノ議長トナル

副団長ハ団長ヲ輔佐シ団長故障アルトキハ其職務ヲ代理ス

第二十七条 役員会ハ団長以下役員ヲ以テ組織シ団長ニ於テ必要ヲ認メタルトキ之ヲ招集ス

第二十八条 役員会ハ出席役員過半数ニ滿タサレバ會議ヲ開クコトヲ得ス

但シ招集再回ニ及フモ出席員定数ニ滿タサルトキハ此限ニアラス

第二十九条 役員会ノ會議ハ本団ノ主義ニ抛ル事項ノ外他ニ涉ルコトヲ得ス

第九章 總會

第三十条 總會ハ通常總會及臨時總會トシ団長之ヲ招集ス、其招集ハ五日以前ニ団員ニ通知スルモノトス

第三十一条 總會ノ通知ハ発セズ団員ノ最モ見易キ場所ヲ選ミ本区内五六ヶ所ニ掲示シ以テ公告スルモノトス

第三十二条 通常總會ハ毎年二月之ヲ開キ前年ノ會計及業務ノ成績ヲ報告ス、且ツ事業遂行上必要ノ事件ヲ議決スベシ、總會ノ議決ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル処ニ依ル

第三十三条 臨時總會ハ理事ニ於テ必要ヲ認メタル事件及団員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項其ノ理由ヲ示シテ請求アリタル場合ニ之ヲ開ク但シ其ノ招集通知ニハ議事ノ事件ヲ毛通報スルヲ要ス

第三十四条 定款ノ変更ハ總會出席団員過半数以上ノ同意ヲ要ス

第三十五条 總會ハ団員二分ノ一以上出席スルニアラサレバ會議ヲ開クコトヲ得ス

第三十六条 本団ノ事務施行細則ハ役員会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

（付記）本史料群は千葉市立郷土博物館市史編さん担当が借用、目録・データを作成。本稿はそれらを基に執筆したもの。史料所蔵者の千葉市立検見川小学校、及び市史編さん担当の皆様 に記して厚く御礼申し上げます。

（いわた あすか・野田市郷土博物館 学芸員）

（検見川小学校展示史料 10④）

【史料紹介】 検見川小学校展示史料—「検見川区民団」について— 66

新聞にみる

千葉のむかし

明治千葉町の人々と自転車

小林 啓祐

千葉市史では明治以降の新聞記事から千葉市域に関する記事を抽出してデータ入力する作業を二〇〇九年から行っており、二〇一三年八月現在抽出された記事数は二万六千件にもなります。明治期の新聞は残存状況に偏りがあり、千葉の明治時代を広く網羅できる新聞は残っていません。しかし残された新聞からは当時の貴重な千葉の姿を読み取ることができません。年は限定されますが、そこから見えてくる千葉の姿とはどのようなものなのか、一つのトピックをとりあげる形でみていきたいと思います。

1 はじめに

今回使用する新聞は『東海新聞^①』で、時期は明治二一年から二七年、明治三三年から三五年になります。取り上げるテーマは「自転車」です。自転車は、現在千葉県で三七六万台保有されていると言います^②。これは千葉県民一・七人に一台の割合で保有されていることとなり、全く自転車に触れたことがない、という人は殆どいないといえ

るでしょう。このように今でこそ庶民の足として親しまれている自転車ですが、日本におけるその歴史はかなり浅いものです。本格的な利用が始まったのは明治に入ってから、しかもごく限られた人たちが利用するのみでした。自転車は移動手段の一つであることは言うまでもありません。ただし、その時の社会的背景を加味すると、自転車を通して時代の様々な側面をみることができます。

そもそも自転車が発明されたのはいつなのでしょう。実はこの問題はいまだによくわかっていません。日本ではなく、ヨーロッパで発明されていたことは確かなのですが、誰がいつ、という点には異論が多くあります。ただし、およそ自転車が想像上のものでなく、形となって世にあらわれたのは一九世紀初頭であることは間違いありません。まだこの頃はペダルがなく、足で漕いで走るものでした。ペダルによって進むようになったのは、一八三九年にイギリスでマクミラン型が登場してからになります^③。ただこの時は車体が重いなどの問題もあり、あまり量産化はされませんでした。初の量産車といえるのは、フランスのミシヨールが作ったミシヨール型で、一八六二年に陽の目をみま

した。日本に輸入されたのはこのミシヨール型と言われ、慶応年間（一八六五～六八）、遅くとも明治初期（一八六〇年代終盤）には輸入されていたといえます。⁴つまりミシヨール型発売から一〇年と経たずに当時の最先端の自転車が日本に入ってきたこととなります。開国の影響が如実に表れた結果といえましょう。

では日本に自転車が当時どのくらい輸入されていたのでしょうか。実はそれもよくわかっていません。ただ明治期に入ると、模造品も増えたことから、自転車にまつわる話を各所でみることができるようになります。例えば当時出された大阪府布令には、「西洋車」（自転車）にのって、歩行人の妨げになっているので、通行人に怪我をさせぬように気をつけるべし、従わぬ場合は取り上げると、ありません。⁵それまで大八車などはあったものの、未知なる乗り物が登場した結果、日本の道路事情にも変化を必要とさせたのでした。

ただし、こうした自転車の輸入は主に大都市で始まったものでした。それでは、大都市東京にほど近い千葉町の自転車事情というものはどのようなものだったのでしょうか。以下に当時の新聞記事を史料としながらみていきたいと思います。

2 明治千葉町の自転車事情

写真1は明治二二（一八八八）年五月一日の東海新報に掲載された記事です。⁶現在千葉市史で把握できている千葉町に関する自転車記事としては最も古いものといえます。ただこの記事には注意が必要です。短い記事ですので、全文を書きだして見ましょう。

「自転車 先頃より自転車が当千葉町へ転げ込ミ坊チャンも小僧も婆さんも爺さんも（マサカ）之に乗つて狭い市中を廻り歩行くハよけれども中には危険のこともありて冷々すること度々なれハ大変な怪我のない新聞で注意を惹たらよかろうと兎耳の建議を採用して斯の如し」

どうやらこの記事をみると、老若男女が自転車を楽しんでいることがわかります。ただ明治二〇年代はまだ輸入品のみならず、自転車自体の値段がとても高いころです。

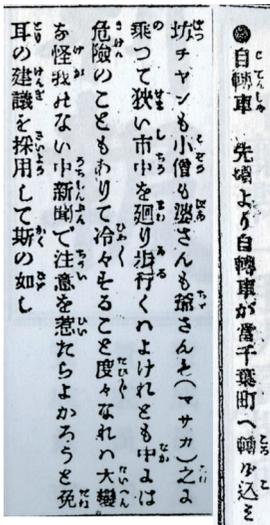


写真1 「自転車」
（明治21〈1888〉年
5月15日、東海新報）

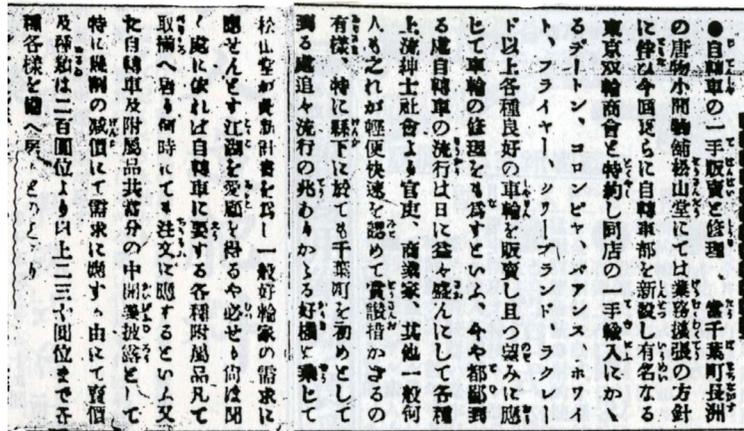


写真2 「自転車の一販賣と修理」
(明治34〈1901〉年5月19日、東海新聞)

「先頃より」と冒頭にあることから、千葉町に自転車がかげられるようになったのは、このあたりとしても、現代のように家用自転車が流行したと考えるのは早計であろう。明治一二年で、東京府の自転車の保有台数は一〇六三台⁽⁷⁾でしたが、まだ家用自転車は統計上確認されていません。東京においてもそのような状況であったことを加味す

ると、明治二一年のこの記事は、貸し自転車の隆盛を報じたものと考えられます。これが家用自転車の普及となるにはもう少し時間が必要でした。

写真2は明治三四年五月一九日の東海新聞に掲載された記事です。「自転車の一手販賣と修理」と題されたこの記事からは、当時の千葉町における自転車の利用の概要を読み取ることができます。記事冒頭では、「当千葉町長洲の唐物小間物舗松山堂にては、業務拡張の方針に伴ひ今回更に自轉車部を新設し有名なる東京双輪商会と特約し同店の一手輸入にかゝるデイトン(中略)各種良好の車輪を販売し」とあります。デイトンとは当時輸入されていた自轉車用の車輪のように読めますが、これはアメリカのデイトン社製の車輪ないしは自轉車そのもののことです。このように当時の自轉車は修理に必要な部品を含め、そのほとんどが輸入品でした。また記事からは直輸入ではなく、東京の商店に買い付けていたことがわかります。すでに『千葉市史近世近代編』等で、この時期鉄道の開通に伴い、千葉町の問題機能が破綻したことが指摘されていますが、こゝでも東京の商店の影響力の大きさを垣間見ることが出来ます。さらに記事を読み進めていくと、「(前略)且つ望みに応じて車輪の修理をも為すといふ、今や都鄙到る処自轉車の流行は日に益々盛んにして各種上流紳士社会より官吏、商業家、其他一般何人も之れが輕便快速を認めて当讚

惜かざるの有様」とあります。清水勲によれば、当時の自転車はまだ今のようないくつかのタイヤをはいた自転車は珍しかったようで、故障がたえなかつたようです。¹⁰「松山堂」ではそうした修理を行なっていました。利用者の点で興味深いのが、「上流紳士社会」から「官吏、商業家、其他一般何人」にまで流行が伝播していったとしている点です。明治三〇年代に入り、千葉においても一般人が自転車に乗ることが現実的なものとなっていたことがわかります。しかしだからといって安く手に入ったわけではありません。記事最後にあるように、「二百円位より以上二三百円くらい」の品揃えとあります。当時の公務員の初任給がおよそ十円くらいであったことを考えると、安いといっても現代の価値で二、三百万円程度はしたのです。この値段はこの時期の平均的な値段でしたが、¹¹「流行」はしていたとはいえ、まだまだ庶民の足になるには早いようでした。しかしこうした希少性から、自転車はステータスシンボルとしての意味を持っていました。先にあげたように、「上流紳士社会」（この人達がどのような人たちは後述します）の人々がまず乗っていたのは、利便性だけでなく、そのような意味を持っていたからです。

3 交通問題としての自転車

明治三四（一九〇一）年五月二八日の東海新聞には「自転車の流行に就き」という見出しの記事が掲載され、自転車に乗る人のマナーについて苦言が呈されています。¹²現代を生きる私達も、自転車のマナーについては同じような問題を抱えています。当時の人達も同様であったことがわかります。ただしその背景にある社会状況には大きな差がありました。記事から少し引用してみましょう。

「昨今到る処自転車の流行にて殆んど猫も杓子もといふ有様なるが右に就き危険極まる事こそあれ当千葉町などにも之れが流行につれて夜間無提灯にて人通り多き市中を乗り廻はすもの多く已に一昨々夜の如きも本町旅舎亀屋の横町にて旭町辺の某家の下婢が通りかゝりし際矢猛に其後より自転車を突き当て下婢を大道に投げ飛ばして負傷せしめたるものあり」

この記事は写真2の記事のおよそ十日後に掲載されたものですが、やはり千葉町で「流行」と認識されるほど自転車の台数が増えてきたことがわかります。残念ながら統計はないのですが、「猫も杓子も」と言われているように、富裕層だけの乗り物ではなくなったのは確かでしょう。ただし、そのために記事にあるような問題もできていました。無灯火ではなく、無提灯というところに時代が感じら

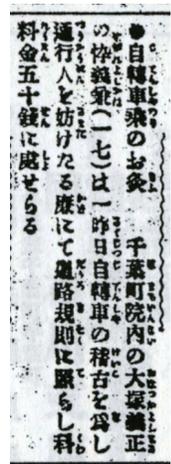


写真3
「自転車乗のお灸」
(明治34(1901)年
7月6日、東海新聞)

れますが、やはり夜中に灯りがなければなかなかに危険なものは今も昔も変わらないようです。この記事の時は、接触事故により女性が怪我をしたものでした。こうした自転車による事故は珍しいものではなく、「流行」のために頻繁に起こるようになったからこそ記事になったものといえます¹³。明治三〇年の警視庁令第二〇号自転車取締規則第二条に「夜間行車スルトキハ灯火ヲ点ズベシ」と無灯火を禁止することが決められていることから、当ても自転車の無灯火は重要な問題だったのです(注・千葉県でどのような処罰方法がなされていたのか、具体的にはわからないのですが、記事からは警視庁令に酷似した規則が設けられていたと推測されます)。その他の危険行為についてももちろん取締があったわけですが、千葉町でも自転車は処罰の対象とされていました。明治三四年七月六日に掲載された「自転車乗りのお灸」という記事が写真3になります¹⁴。驚きなのが、前記事のように事故が起こったわけではなく、「自転車の積占」が「通行人を妨げ」るから料金をとるとしているのです。「はじめに」でみた大阪府の布令と似

たような規則が、千葉でも同様に適用されていたと推察されます。ただこうした厳しい判断がいつもなされていたかというところではありません。明治三四年八月二一日「婦人自転車と衝突す」という記事では、自転車の衝突により女性が怪我をしたものの、結局は仲裁人によって示談になる方向で話がまとまりつつあることが報道されています。新しい乗り物であるからこそ、厳しく取り締まっていたのか、その詳細は定かではありませんが、現代とは全く違った自転車事情がかいま見えます。

4 特集「当世紳士失敗談—自転車の失敗—」

明治三四年一月には、「当世紳士失敗談—自転車の失敗—」という特集記事が『東海新聞』で組まれます。残念ながら全記事が残されているわけではありませんが、全部で五回分の記事を現在でも読むことができます。この記事からは「紳士」たちの自転車事情がよくわかります。すでに触れたように、自転車の愛用者は当初富裕層の人たちでした。明治二五年には電報配達用に自転車がいられ始めましたが、その台数は一〇台ほどだったといえます¹⁵。このようにまだまだ公共利用は少なかったことから、もっぱら自転車に乗る人達といえば「紳士」たちだったわけです。写真4は第一回目の記事ですが、まず登場するのは「千葉の同好

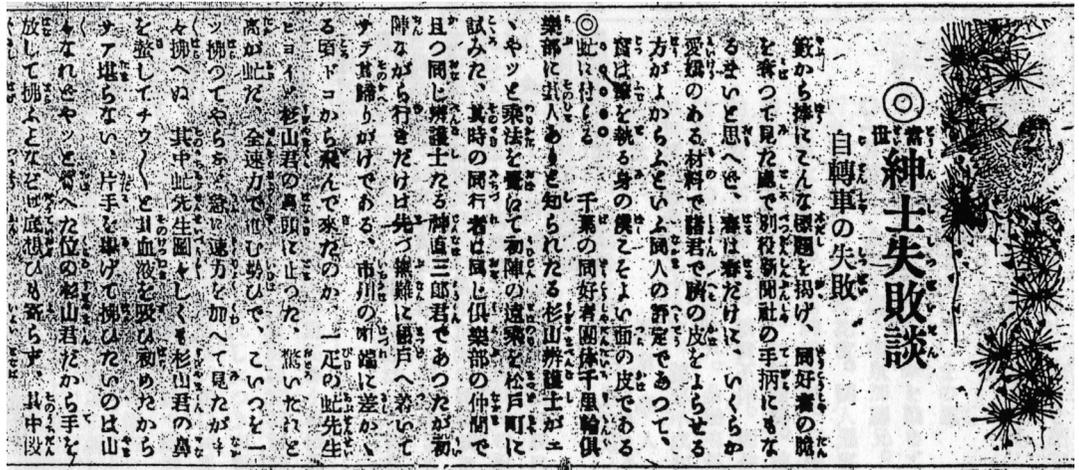


写真4 「当世紳士失敗談 自転車の失敗」
 (明治34〈1901〉年1月17日、東海新聞)

者団体千里輪倶楽部」の杉山弁護士です。杉山弁護士は同じく弁護士の神直三郎と「初陣の遠乗を松戸町」まで試みます。まず、松戸町まで往路は無事着いていることに驚きなのですが、アクシデントは復路にありました。と云って、も事故が起こったわけではなく、蛇が杉山の鼻にとまり、それを振り払うためにスピードをあげたのだがどうもかいなく、「十二分に」血を吸われてしまった、というほのかいとした話になります。注目すべきはまず遠乗りが弁護士仲間で行われていたということ、その行き先が松戸までとかなり遠方であったこと、記事の最後に「此種の材料を募る」とあることから、新聞社としてもこの手の話があるに違いないと見込んでいること、です。今でも自転車はサイクリングとして楽しまれています。この時も同様にレジャーとして楽しまれていることがわかります。これまでの記事でできていた「紳士」たちの内実がわかります。同年七月四日の記事では「一部法曹者」に限られた流行が、手代小僧にまでひろまったとありますから、千葉町の自転車ブームをリードしたのはこうした法曹関係者のようなインテリ富裕層だったようです。東海新聞社はこうした話は尽きないだろうという見込みのもと、見切り発車で連載を開始したのです。

続いて第二回の「当世紳士失敗談」に登場する人物の職業はわかりませんが、やはり前述の千里輪倶楽部のメン

明治千葉町の人々と自転車

バーでした。東京に「ブラックといふ、曲乗りの名人」がくるといので、見物に行った二人。現地の一人を加えてぶらりとサイクリングにでかけたところ、皇居の周辺は平地で走りやすいのでついついスピードを出しすぎてしまい、工事中の電線にひっかかって大怪我をする、というものでした。まだまだブレーキも未熟だったころです。障害物を見つけてもすぐに止まることなどできませんでした。

その他にも芸者遊びをやめてまで自転車に没頭した弁護士が、木更津までの遠乗りで失敗して田んぼに突っ込む話（第三回）、警部さんが「七転び八起き」のことわざ通りに必死で練習してやっと乗れるようになったものの、遠出で転んで自転車がひんまがってしまいう話（第五回）、が掲載されています。どれも裕福かつインテリな大人や公務員が、必死で自転車に取り組んでいる様が逆に面白いもの、というスタンスで描かれています。すでにこの時期には富裕層だけのものではなくていく様子をみてとることができます。

5 おわりに

明治初期には日本に輸入されはじめていた自転車は、明治中頃になるころには大都市だけでなく、千葉町という中小規模の町にまでブームが伝播していました。その担い

手となったのは、「紳士」である法曹界の人間であり、インテリ・富裕層が中心となりました。その利用方法は移動手段という意味だけでなく、ステータスシンボル、レジャーとしての意味が強くなっていました。このあとの時代には、自転車は電報配達などに使われるようになるなど、業務にも用いられるようになります。¹⁷⁾人々にとってより自転車は身近な乗り物となっていくのです。

ところでこの前項で紹介した紳士たちが参加する「千里輪倶楽部」、そのまま「ちりりんくらぶ」と読むのですが、この当時から「チリリン」となる警音器が設置されていたのかと思うと、今の自転車と全く変わっていないのだなと思わされます。

【参考文献】

佐野裕二『自転車の文化史』文一総合出版、一九八五年

清水勲『続ビゴー日本素描集』講談社学術文庫、一九九二年

鈴木淳『新技術の社会誌』中央公論新社、一九九九年

【註】

- (1) 東海新聞：一八八八(明治二二)年に創刊された自由党系の新聞。一九〇七年まで発行されていた。初代社主は自由党員で弁護士板倉中(一八五六～一九三八、千葉県議、衆議院議員)。値段は創刊当初一部一銭、月極で一五銭(朝日は二五銭)。一八九一年から「東海新報」に紙名変更も、一八九三年に「東海新聞」に戻す。自由党系の民権紙として親しまれたが、中央各紙の勢いに勝つことが出来ず、廃刊。参考：日本新聞協会『地方別日本新聞史』一九五六年、日本新聞協会。なお、『千葉県の歴史 通史編 近代1』では東海新聞について一八八八年四月創刊の自由党系の新聞『東海新報』を前身とし、一九一四年ごろまでは発行が確認されているとある(値段などの記載は同様)。「東海新聞」への紙名変更も、一八九四年十一月とされている。
- (2) 二〇〇八年現在。自動車産業振興協会調べ。http://www.jbpi.or.jp/_pdf/attach/2008/01/00000460_20110223110105.pdf
- (3) 佐野裕二『自転車の文化史』文一総合出版、一九八五年、四四頁。
- (4) 佐野、六八頁。
- (5) 佐野、六六頁。
- (6) 東海新報「自転車」明治二二年五月一五日。
- (7) 佐野、八五頁。
- (8) 東海新聞「自転車の一手販売と修理」明治三四年五月一九日。
- (9) 千葉市史編纂委員会『千葉市史近世近代編』一九七四年。
- (10) 清水勲『続ビゴ―日本素描集』講談社学術文庫、一九九二年。

- (11) 鈴木淳『新技術の社会誌』中央公論新社、一九九九年、一九八頁。
- (12) 東海新聞「自転車の流行に就き」明治三四年五月二八日。
- (13) 明治三四年の「違警罪犯処断人員罪状」では、千葉県の道路取締規則あるいは刑法第四二七条の違警罪目三「夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾駆スル者」による取締で、それぞれ一四五七名(前者・四名(後者)が処罰されていることがわかる(「千葉県警察統計表 明治三十四年」一二九～一三〇頁、国立国会図書館 近代デジタルライブラリー「千葉県警察統計表 明治三二・三三年」より)。
- (14) 東海新聞「自転車乗りのお灸」明治三四年七月六日。
- (15) 東海新聞「当世紳士失敗談―自転車の失敗」明治三四年一月一七日～一九日・二二日・三〇日。
- (16) 清水、四二頁。
- (17) 鈴木、二〇二頁。

〔付記〕本文中でも示したように、本稿は多くのボランティアの方々のご尽力あって完成したものです。ここに御礼を申し上げます。

(こばやし けいすけ・千葉市史編纂委員)

平成二十四年度 「江戸と千葉」研究会報告要旨

平成二十一年度より、千葉市史編さん担当では「江戸と千葉」研究会を開催しています。これは、近世から近代にかけての「江戸と千葉」との関係構造を説明することを主たる目的とするもので、現在までおおよそ年四回のペースで開催しています。各回、史料研究ノートと報告の二本立てで行っています。これまでも本誌『千葉いまむかし』上で報告要旨を掲載して参りましたが、本号では平成二十四年度に行われたものを掲載いたします。各回の報告タイトル及び報告者、参加人数は左記の通りです（所属は報告当時のもの）。

開催日	タイトル（報告者）	参加者
平成24年 5/19	史料研究ノート 千葉市泉水・小河原勲家文書 『原家養育金一件』関係史料を再読する 吉田伸之（東京大学大学院人文社会研究科） 報告 元禄地方直しと地域編成 酒井右二（成田高等学校）	13名
7/21	史料研究ノート 安政3年8月25日の災害―江戸湾周辺を中心に― 笹川知美（千葉市立郷土博物館非常勤職員） 報告 利根川下流域の河岸遊廓 米谷 博（国立歴史民俗博物館）	14名

12/15	史料研究ノート 妙見寺領の構造把握への基礎データ ―境内地の利用を中心として― 遠藤真由美（千葉市立郷土博物館非常勤職員） 報告 御林と入会秣場―岩槻藩房総分領を例に― 後藤雅知（立教大学文学部）	13名
平成25年 1/12	史料研究ノート 弘化・嘉永期の印旛沼堀割普請の動きについて 芦田伸一（千葉市立加曽利貝塚博物館） 報告 町長加藤久太郎と県知事有吉忠一 （明治40年代の町政と千葉県政） 神山知徳（昭和学院女子中学校・高等学校）	14名

〔第十三回〕

元禄地方直しと地域編成

酒井 右二
（成田高等学校）

元禄地方直しは、蔵米取の旗本に知行所を与えることであるが、幕府の直接的な政策意図としては、旗本の経済的救済をはかることを目的としていた。元禄一〇年（一六九七）七月段階で五〇〇俵以上の蔵米取が対象となり、これに連動して関東を中心に大規模な知行替が行われた。実質的に旗本の収入が増したのかについては検討を要するところであるが、知行所内の有力な百姓層を取り込めるというメリットや、御林からの利益など付加価値的な側面もあったとも推測できる。

元禄地方直しの研究状況は、①一九六〇年代 小農自立論

と関係づけられた近世的地方知行制論が展開。②一九七〇～八〇年代 領地編成の実態分析、相給知行論が展開。そして③一九九〇年代に入つて地域編成論が展開したが、元禄の知行割替が関東の地域にもつ意義を全面的にとりあげられることはなかった。本報告ではこのような観点から検討を加えていきたい。

知行割替の方針と意図については、「知行割示合覚」から考へることができる。この史料は幕末に書き留められたものだが、当時の勘定奉行所内の共通理解を示すものと考えられる(勘定所内部の内規か)。ここには、領地は城付領や居所に最寄替へすること、代知は残りの知行地の最寄りに替へることや、御伝馬宿・津・湊・町場などを分割しないことなどの方針が細かく記されている。さらに、佐原の伊能三郎右衛門家文書の「部冊帳」(伊能景利が用人や支配筋から情報を収集して編纂したもの)の記載から、城付領は五里以内に最寄り替へをし、役職者は関東に、無役の者は上方近江から三河・遠江・駿河辺へ移動する方針であったという。またこのときの上知に伴う検地で、多くの打出しが行われたとも伝えられていた。

これらの情報を具体的に検証してみたいが、まずはじめに旗本知行所や飛地領の割替についてみていきたい。道奉行の旗本原田種要の場合、八〇〇石すべてが知行取だったが、香取郡・匝瑳郡と葛飾郡・相馬郡内にあった。そして元禄の知行割替で葛飾郡・相馬郡の三〇〇石が上知され、香取郡内に三〇〇石が代知として与えられた。知行所が相給であることに変わりはない。

いが、知行所全体をできるだけ近くに寄せた形になっている。原田氏は「道奉行」という役職についていたため関東に領地を与えられたが、小普請の旗本酒井忠経の場合は、下総・上総・武蔵国内にあった七〇〇〇石の知行所が近江国に配置替えされた。原田氏の例でも明らかのように、旗本の知行高と各村の村高は必ずしも一致しないことが多いことから、配置替えされた先でも相給になったのであろう。また、関東に城を持たない大名の飛地領は、伊予今治藩や駿河田中藩の例にみられるように、関東の飛地領が縮小され、城付領の近くへ移されていた。

つづいて大名領の例をみていこう。元禄一〇年前後の幕閣のうち、大老井伊直該は近江国彦根三〇万石に下総・武蔵国内に五万石が加えられ、若年寄加藤明英は近江国水口から下総国壬生二万五〇〇〇石へ移封(元禄八年)、寺社奉行井上正岑は丹波国龜山から常陸国下館へ移封(元禄一五年)というように関東への加増・移封が行われた。そのほか所領割替の事例として、佐倉藩の老中戸田氏・土浦藩の老中土屋氏・忍藩の老中阿部氏・船戸藩の若年寄本多氏、そして千葉地域の事例として生実藩森川氏と、いずれの場合をみても、関東城付領への所領集中が行われていたことがわかる。

このように、元禄地方直しに伴う所領支配替えでは、役職付きの大名・旗本で関東領国を固めようとする意図がみられる。大名は支配地の拠点(城付領)に近いところに所領を集中、旗本は相給形態にはなるが知行所を近くにまとめ小領域支配単位が形成されていた。これは、権力執行基盤の集中化を図ったも

のと考えられる。

今後の課題としては、まず元禄三年の貢租津出し河岸の設定との関連性の追求があげられる。これにより関東領国内の流通機構が整備され、小領域支配単位が江戸に結びつけられ、それらを有機的に連結させることで関東領国を完結させることになったのではないだろうか。さらに旗本の地方知行権の内実と人別支配体系における幕府権限との関わり、また、前述した通り元禄地方直しが実際旗本の経済的救済につながったのか、行政経費節減になったのかなど未解決の問題についても引き続き考えていきたい。

〔第十四回〕

利根川下流域の河岸遊廓

米谷 博

(国立歴史民俗博物館)

利根川は、重要な物資輸送路であり、その流域に存在する河岸には遊廓が存在した。本報告では、そうした河岸遊廓のありようについて、明らかにしようとするものである。

利根川流域の遊里を知ることができる資料はいくつか考えられる。当時書かれた紀行文（十返舎一九「南総紀行旅眼石」など）からは旅人の視点から見た遊里について知ることができるし、河岸の繁栄に関わった問屋の動向についての研究、飯盛り女などの実態について考えた女性史としての研究、遊里の内部

構造や周辺地域との関わりを考えた研究などもあげられる。

今回検討の対象としたのは下総国印旛郡竹袋村（現千葉県印西市）所在の木下河岸である。木下河岸は明暦頃に整備、寛文頃には問屋場もでき、茶船（乗合船）の出船地となった。竹袋村は高五四〇石余で、もとは旗本知行所であったが、元禄一四年（一七〇一）から佐倉藩領、享保八年（一七二三）からは淀藩領となった。木下河岸では地元の船のほか、下流域の村々からも船が集まった。それらの船は河岸問屋へ登録されて差配をうけ、庭銭・口銭が徴収された。こうして集まった船の船頭たちの宿は「船頭小宿」と呼ばれ、主に茶船稼ぎをする船頭を対象としていた。現在、船頭小宿があった場所については不明であるが、なかには下女を抱え、酒食をさせる宿もあり、洗濯女・飯盛り女・売女と呼ばれる女性たちがいた。この木下河岸には、旧河岸問屋（吉岡家文書）に、旧記類を書き写して編纂した史料「諸書付類并旧記書抜」全六巻が残されているが、そのうち第二巻四十一番記事をもとに、木下河岸の遊女屋について検討したい。

文政八年に木下河岸の問屋七之助他二名は木下河岸の活性化を図り「船頭小宿」を開設しようとした。領主の淀藩大森陣屋からは許可（聞き流し）を得て実際に営業を開始したが、翌九年に関東取締出役からの手入れを受けて罰せられた一件がある。同一〇年に裁許がくだったが、一件で捕縛されたものの中には近隣の村人も多かった。

この一件を通して、吉原周辺の岡場所など江戸の遊里から女

性が誘致されていた状況、本来のありようとは異なり周辺の百姓の遊興地として機能しているという船頭小宿の実態、遊廓の「公認」をめぐる幕府と領主との関係などを検討した。また、船頭小宿を巡る騒動が頻発するなど風紀の乱れを主な問題として、木下河岸周辺地域からは反対運動がおこっている。船頭小宿の一つである三喜屋は、客の減少・損失の増加・喧嘩口論など事件の頻発を理由に休業願を出した。周辺地域への影響が決して小さくなかったことがわかる。

遊廓と周辺地域の関係性については、さらに銚子の河岸遊廓（松岸・本城）を事例として取り上げた。松岸・本城は、江戸の番付や地誌類にも紹介された大きな遊廓で、河岸の後背地ではやはり反対運動がおこっていた。

木下や松岸・本城のような河岸遊廓では、本来自村の百姓が利用しないことを条件に営業していた。しかし実態は異なり、若者たちの中にはそのために身をもち崩す者がでるなど、村にとっての影響は大きかった。また遊廓の女性についても、木下では江戸からの誘致だけでなく次第に周辺地域から供給されるなど変化し、本来のありようとはずれていった。河岸が地域における交通体系の要であることも考えると、こうしたことで周辺村々に与える影響は、必定大きなものにならざるを得ない。そのため、物理的に遊廓を村から分離させるための「遊廓廃止運動」（組合村など広域領主層への訴願も行われた）が、広範囲の村々からおこったのである。一方で、そうした誘惑に負ける心が問題であるという考えも百姓たちの思想の大元に存在し

ていた。これを基に家の存続と村の立て直しを図ったのが大原幽学の指導であり、幽学は脱遊廓を地域の共通認識として植え付けることで、ソフト面でも遊廓と村を切り離そうとしたのである。

しかし地域繁栄のためには遊廓があることのメリットは大きい。河岸側はその経営に江戸の様式を移入（あるいは女性の誘致）をしたり、経営の安定・維持のために議定を作成するということで対応しようとした。そのなかで対峙することになる周辺村々とは、風紀の乱れ防止のために人別改めを徹底することや、遊廓から出る肥料の使用権を周辺地域に優先的に与えるなどの対応をした。また、物理的に治安維持を担う用心棒としての「防」も設置した。河岸遊廓は、こうした経済的な問題や思想的な問題が入り組みながら、周辺地域に大きな影響を与えながら存在していたのである。

〔第十五回〕

御林と入会秣場

―岩槻藩房総分領を例に―

後藤 雅知
（立教大学文学部）

本報告は、岩槻藩（現さいたま市岩槻区）の房総分領を例として、御林と入会秣場の利用について検討したものである（本報告に出てくる地名はいずれも現大多喜町）。報告では絵図資料なども用いて、これらの位置と機能を奥山御林との関係構造

のなかで把握しようと試みた。今回主な検討対象となる深沢山は、御林の一部であるが、実際には入会利用されていた場所である。

深沢山をめぐることは、天明四年（一七八四）に大田代村・面白村新田岩井原と小沢又村間で争論がおこっている。双方が深沢山を村林だと藩に申し立てたが、深沢山はそもそも奥山続の御林であり、どちらも証拠無しとして、この申し立ては認められなかった。この争論の裁許では、実態としては三か村のみが利用してはいるが、立木については六か村が入会利用することが改めて確認された。しかし許可を受けた人間による雑木の自由販売が行われるなど、あくまでも「奥山御林に準じる」場所であった。文化一四年（一八一七）に行われた雑木調査に伴う絵図では、深沢山のうち小沢又村に近い箇所境界が設定されており、雑木は入会利用だが、実際の深沢山の利益は小沢又村に有利なものであったと考えられる。

寛政一一年（一七九九）には、奥山御林買留真木運上の七か村請負に伴い、奥山御林内での稗などの利用が旧来の六か村（筒森・大田代・小田代・面白・小沢又・栗又村）から七か村（六か村十葛藤村）に変わること大田代が拒否したことを発端として争論がおこった。大田代村と面白村新田岩井原とが両村の占有地である大座久保・丸塚において筒森村が稗刈をしたと訴訟を起こしたのだが、林守や他村によれば、これらの地は全て奥山御林続の場所であった。勝浦役所役人の指導により内済ははかられるも破談、翌年江戸役所へ持ち越された。その後も何

度も内済がはかられ、最終的に文化一二年（一八一五）に岩槻で内済が成立した。そこでは、大座久保を通り二分し筒森と大田代の入会とすること、丸塚における大田代の特権は保持することが決められた。実態としては、筒森・大田代村が奥山御林に近いこの一帯をほぼ独占的に利用していたことになる（建前は六か村入会）。

奥山御林に隣接した滝沢御林内での粟又村百姓仁兵衛による新開田をめぐる争論では、小沢又村と栗又村とが争った。林守に申請のうえ岩槻藩の許可を受ければ御林内であっても新開は可能であるが、仁兵衛はそこへ炭小屋を設置したり、茅刈・焼炭などの林産物生産の拠点としても利用していた。これが粟又村田地への用水の妨げとなったのである。この争論は仁兵衛が水代を小沢又村名主へ渡すこと、「御林内字滝沢」にある両村（小沢又・栗又）の田地のほかは、これまで通り六か村入会とすることが確認され、内済した。滝沢御林は、万延元年（一八六〇）に林守菅野庄司が樅を除く雑木の払下げ・炭焼きを藩に嘆願し許可されたことがわかつている。つまり、御林として岩槻藩に把握されており、雑木の払下げや新開田には許可が必要だった。絵図によれば立木は多くなく、秣場として実質的には小沢又村と栗又村（もつとも近い村）が利用していた。しかし「御林」であるとする論理に依拠して、六か村入会利用自体は堅持されたのである。

明治五年（一八七二）の奥山御林絵図では、内部が地字ごとに分割され、御林周囲が道で区切られているようすがわかる。

幕末期と推定される筒森村絵図の一部では、奥山御林・深沢・滝沢御林が包括的に明示され、両方の絵図の札が立つ境界から「大野」を特定することができ、大座久保や丸塚などは離れていることがわかる。新開田争論の際の絵図では「滝沢」は奥山御林に北接して広域にわたって描かれており、その北側に丸塚などが含まれていると考えられる。滝沢御林絵図断簡では、大座久保と丸塚は隣接して描かれ、滝沢御林・深沢山とは峯を境として分けられている。深沢山は滝沢御林に北接しており、奥山御林続の御林と把握することができる。北から深沢↓滝沢↓奥山御林という位置関係で、秣の利用は滝沢まで、雑木の自由販売は深沢までとなっていたが、近代に入ると両者ともに入会秣場として御林と区別された。

どの場所がどのように利用されたかを実態に即して検討する必要があることが、確認できたと考えられる。

〔第十六回〕

町長加藤久太郎と県知事有吉忠一

～明治40年代の千葉町政と千葉県政～

神山 知徳

(昭和学院女子中学校・高等学校)

本報告では、明治三十九年（一九〇六）に千葉町長に就任した加藤久太郎の町政と、明治四十一年に千葉県知事に就任した有吉忠一の県政について検討する。

まず、両者が町長・知事に就任する前の明治三〇年代の千葉

町の状況についてみてみたい。このころの千葉町は、官公庁の設置・拡充が盛んに行われ、人口も増加し拡大傾向にあった。官公庁の設置・拡充としては、総武鉄道千葉駅開業（明治二七年）、千葉税務署の設置・日本赤十字社千葉支部創設・房総鉄道寒川駅開業（いずれも明治二九年）、千葉県師範学校移転（明治三〇年）、千葉中学校新築移転（明治三二年）、県立千葉高等女学校の設置（明治三三年）、千葉医学専門学校改称・昇格（明治三四年）、千葉電燈株式会社設立（明治三九年）などがあり、千葉駅・寒川駅の開業に伴う街路の整備も行われた。

しかし、これらはほぼ無計画に行われ、政治的意識は低かったようだ。人口増加については、現住人口が明治三一年段階で県内一位の二五、四六四名だったにも関わらず、本籍人口（千葉町に本籍がある人）は以前とほぼ変わらず一六、三九一名、一方入寄留人口（千葉町に本籍がない人）は一、三九四名に増えていた。こうした寄留者が多く人の出入りが激しいという人口構成は、銚子町・佐原町・船橋町等の当時商工業で栄えた県内の他町とは大きく異なっていた。町当局が課税対象である町民を十分に把握できない状況のなか、歳入の多くを町税の戸別割に依拠せざるを得なかった千葉町は、深刻な町税滞納問題を抱えることになった。その欠損額は拡大する一方で、遂には監督官庁である千葉郡役所からも改善するよう厳重な指導が入った（『東海新聞』明治三五年七月四日付記事）。

明治二八年に第四代千葉町長に就任した鈴木太郎吉の時代は、前述のような街路整備や小学校の整備などで財政が拡大し

ていたが、おりしも日露戦争中の緊縮財政で、千葉町会は町長・助役の減俸を決定、町長と対立した。さらに国庫債券の支出・高等小学校校舎建築費積立金の一部流用の専決処分での対立は深まり町政は混乱、反町長派は町税滞納の責任を追及し未納分の整理あるいは町長の辞職を迫った。書記・使丁各一名の減員を町会が議決したことにより、鈴木町長は任期二年を残し明治三八年に辞任した。次いで就任した第五代千葉町長松山文治は、就任後一年にも満たない翌年四月、予算案審議を直前に控え突然辞意を表明した。前町長の鈴木太郎吉より残された町税滞納問題は、結局未着手のままであった。そうしたなか第六代千葉町長に就任したのが加藤久太郎である。

加藤久太郎は東海新聞社主としての活動のなかで、千葉町の真の発展を願っていたことが、『東海新聞』の社説などの記事に現れている。千葉町の発展のためには「町治の改良」を図る必要があるとして、千葉町民会（「町治の改良」を共通の目的とする政派・党派を超えた公民団体）や千葉交友会（千葉町の市制施行を目指すために活動）の立ち上げに尽力した。町会内では「急進派」と「漸進派」の対立などによって町長後任者を選定できない状況にあり、これに対し加藤は『東海新聞』社説で、県都である千葉町の発展が他の町村から遅れをとっている状況・町長の後任選定作業における町会の対応への不満について触れ、次期町長には「創設的人、開拓的人」を推挙すべきとの主張を述べ、市制施行へのス

タンスをも示している（明治三九年四月二五日付）。また、同紙には「建設と革命―千葉町治に就きて―」という町政改革に対する町会議員への批判も掲載された（同年四月二六日付）。かくして、明治三九年六月一三日の後任候補選挙の結果、決戦投票を経て加藤久太郎が第六代町長に指名された。

加藤久太郎は就任後、次のような町政改革を実施した。

①町税未納問題への根本的な解決策を追求、町税未納整理を徹底。就任した年の一〇月三十一日には未納町税の徴収完了。

②明治四三年に発覚した千葉町役場費目流用問題へ町民から非難の声があがり、町税滞納者が続出、役場吏員総辞職を勧告する建議案が出された。そのため本来町長が持つ役場吏員の任免権を、町会に諮ることを認めた。

③県都にふさわしい都市計画と経済発展のため、道場・登戸の県道・正面横町通・本町通・吾妻町通などの街路・街区の整備を行った。

一方、明治四一年に千葉県知事に就任した有吉忠一は、それまでの緊縮財政を転換、積極政策をとった。その主たるものは海陸運輸の便をはかり莫大な利益を得ようとする経済振興政策で、特に寒川港を流通の一大拠点とする構想であった。これにより貨物を横浜から直接千葉へ運び、そこから鉄道を使って茨城県南部に輸送しようとしたのである。また、交通が不便な県内の農産物を安価に輸送する手段として軽便鉄道の利用も計画

された（その多くは有吉在任中には実現しなかった）。寒川港を利用した流通には、このとき計画された県営多古線（成田町（多古間）を千葉町まで延伸することで対応しようと考え、加藤久太郎はその停車場に里道を整備したばかりの東谷周辺（正面横町通）を推薦している。実現はしなかったが、都川も利用する計画だった。ほかにも有吉は経済振興のため、埋立地への工場誘致、園芸専門学校・実業学校の新設、県道の改修などを計画している。

また、県都にふさわしい景観づくりの一環として、ルネッサンス式新県庁舎（明治四四年完成）・千葉県公会堂（明治四三年完成）の建設も行われ、これらに関して有吉と加藤はしきりに面会を繰り返していた。千葉町でも猪之鼻山公園の開設（明治四二年）、公設電話の設置（明治四三年）、役場の移転（明治四三年）などに着手、千葉監獄・千葉地方裁判所の設置や女子師範学校の新校舎への移転（明治四〇年）、旅団司令部・鉄道第一連隊・材料廠・千葉憲兵分隊・千葉衛戍病院設置（明治四一年）、千葉税務署新庁舎建設（明治四二年）なども行われた。特に軍の誘致には積極的であった。

しかし加藤久太郎は新旧収入役の事務引継ぎの際、帳簿に不明朗な部分があるとして検事が調査に入ったことをきっかけに、明治四四年辞任に追い込まれ、結局市制施行も実現できなかった。有吉忠一も、それと相前後する明治四三年に朝鮮総督府総務部長官に転出している。

平成二十四年度の報告内容も多岐にわたりました。

千葉市域は旗本領が多く、またその影響で相給の村落も多いため支配が錯綜している、とよくいわれます。第十三回の酒井報告では、そうした状況の前提となる元禄の地方直しについてお話を伺うことができました。第十四回の米谷報告、第十五回の後藤報告では、それぞれ利根川流域に存在した河岸遊郭、御林・入会秣場の利用についての事例をあげ、これらが周辺地域に与えた影響や実際のありようについてお話が伺えました。遊郭ではその経営に江戸の影響が、御林では木材や炭などの林産物を通じた江戸との関わりが考えられます。この二報告からは、江戸と千葉との関係において最も基礎的な部分と思われる「流通」の存在を垣間見ることができました。第十六回の神山報告は、近代の報告でした。今後の当研究会の方向（明治以降、現代までも視野にいれていくこと）を考えるうえで、よいきっかけになりました。各回ともご専門の内容から、とても興味深いお話を伺うことができました。当時の「千葉」の人びとと江戸あるいは東京といった大都市との関係は、現在の「千葉」が置かれている状態と、基本的にはつながるものなのでしょう。こうして、いくつもの事例を積み重ねることで、より深く「千葉」について考えていければと思います。

最後になりましたが、毎回お忙しいなか、無理をいってご協力いただいています報告者の方々、そして参加者の方々に厚く御礼申し上げますとともに、今後もどうか一層のご助力をお願い申し上げます。

（市史編さん担当）

活動の記録

1. 講座

千葉市史研究講座

市史編さん普及事業の一環として、毎年地域の種々の歴史的
事柄について、各分野を専門に研究されている講師の先生方に
講演をお願いしています。この千葉市史研究講座は、市内在住・
在勤・在学者を対象とした講座です。

本年度は、三日間の日程を設け、それぞれ古代、中世・近世、
近代と、時代別で一日二講演、計六つの講演を開催しました（各
回の日程やタイトル・参加人数は下記をご参照ください）。

会場は前年度同様、
千葉市民会館小ホー
ルを使用し、定員は
二〇〇名として応募
を受け付けました。

プロジェクトの
使用や多彩な資料な
ど、先生方の工夫で
視覚的にも楽しめ
る、非常に濃い内容
になりました。



ご参加頂きました方々、ありがとうございました。

10 / 5		9 / 28		9 / 21		日にち
町長加藤久太郎と県知事有吉忠一 〜 県都千葉町の成長と千葉県政〜 神山知徳氏（千葉市史編集委員）		天保期の印旛沼堀割普請 ― 背後で蠢く悪い奴ら ― 小代 渉氏（株式会社柏書房編集部）		古代の集落と鉄生産 ― 千葉市おゆみ野地区・市原市ちはら台 地区の遺跡の様相 ― 小林信一氏 （千葉県教育庁教育振興部文化財課）		【第一回】 古代
千葉町に正岡子規がやってきた！ 関 宏夫氏（エコクラフト・風の教室主宰）		千葉市の街道と中世城郭 遠山成一氏（千葉県立四街道高等学校）		千葉市の古墳〜石室墳あれこれ〜 長原 亘氏（千葉市教育振興財団）		タイトル
【第三回】 近代		【第二回】 中世・近世		【第一回】 古代		人数
六九		九九		九二		

古文書講座

毎年、市内に残された古文書（主に江戸時代）の複写をテキストに用い、古文書を読む講座を開催しています。初級・中級と段階別に設けた二講座で、どちらも千葉市内在住・在勤・在学者を対象としています。

1 初級古文書講座

主に江戸時代のくずし字の読み方について講義形式で学習します。本講座は同じ内容を同日の午前・午後の二コースで開催しました。午前・午後各コー

スともに募集定員は四〇名。古文書学習初心者が対象で、頻出する字の読み方や古文書の背景にある歴史的事柄など基礎的なことを学習していきます。

本年度は、「江戸時代の村の史料を読む」というテーマで、小代渉先生（株式会社柏書房編集部）を講師にお迎えし、初回は先生の用意してくださった「三行半（みくだりはん）」からはじめ、二回目



以降は市域に残された史料から比較的短いものを選び、テキストとして使用しました。講座受講後の自学の際、市販の辞書などを活用できるようにという意図から、講座五回のうちの前半は頻出のくずし字について、部首を手がかりにパズルを埋めていくような形式で進めました。午前・午後コースとも六月一日（午前三六名・午後三八名参加）・同二十九日（午前三五名・午後三五名参加）・八月三日（午前三二名・午後二九名参加）・同三十一日（午前三〇名・午後三三名参加）・九月七日（午前二六名・午後二八名参加）の計五回（いずれも土曜日）、あわせて一〇回開催しました。時間は午前コースは十時～十二時、午後コースは十三時三十分～十五時三十分。

2 中級古文書講座

この講座は、古文書学習を既に経験している人を対象としており、初級編より文字のくずし方の度合いの高いものをテキストトとして使用しています。本年度も講義形式で行いました。定員は四〇名。

講師は前年度までと同様、後藤雅知先生（立教大学文学部教授・千葉市史編集委員）をお迎えし、「江戸時代の村の史料を読



む」をテーマに、南生実村（現中央区南生実町ほか）の小前百姓たちが名主を相手取っておこした訴訟に関する史料をテキストにして行いました。十一月十二日（三六名参加）・同十九日（三六名参加）・十二月三日（三八名参加）・同十日（三五名参加）・同十七日（三四名参加）の計五回（いずれも火曜日）開催しました。テキストの分量が多く、講座の最後の方は駆け足になってしまいました。そのため、初級を終えられたばかりの方には、少々厳しいところもあったかと思いますが、先生の的確かつ丁寧な解説によって、より深く内容を理解することができたようです。最終回まで多くの方に受講していただくことができました。ありがとうございました。

2. 市史研究会

千葉の歴史に関する研究活動を活性化させるために、年に数回実施しています。現在のところ、市史研究会と「江戸と千葉」研究会の二種類を設けています。

市史研究会は主に『千葉市史』編さんの過程で得られた成果を報告する場とし、報告者と出席者が質疑応答及び議論の中で、さらなる研究の深化と地域の歴史に対する理解を増進することを目的として開催しています。本年度は、平成二十五年七月三十日に「富木常忍の位置について」（本郷恵子 千葉市史編さん会議委員）、同年九月八日に「新聞にみる千葉の人々」（小林啓祐 千葉市史編集委員）の二回を開催しました（同年十二

月二十日現在）。次年度以降、また改めて回数を増やした開催を検討していきたいと思えます。

「江戸と千葉」研究会は、本年度は三回開催いたしました。これまで、通算十九回行っています（前年度の報告内容については、本号に要旨を掲載しています）。本年度の史料研究ノート及び報告の日程・参加者数・タイトル・報告者は左記の通りです。

平成二十五年七月六日（一〇名参加）史料研究ノート「大正6年の風水害〜旧津田沼町の被災者の手記と新聞記事を中心に〜」（笹川知美 千葉市立郷土博物館非常勤嘱託職員）・報告「近世後期関東在方町における「屋敷成」の展開と年貢算用―下総国香取郡佐原村を事例に―」（酒井一輔 伊能忠敬記念館）、同年十月十二日（一一名参加）史料研究ノート「上総抱」と周辺地域」（遠藤真由美 千葉市立郷土博物館非常勤嘱託職員）・報告「大多喜藩士・天野家について」（小松（武部）愛子 東京大学大学院人文社会科学系研究科埋蔵文化財調査室）、平成二十六年一月十八



日（一四名参加）史料研究ノート「小倉・加曾利野の分割をめぐって」（芦田伸一 千葉市立郷土博物館）・報告「大名評判記」にみえる房総大名について―生実藩・森川氏を中心に―（小関悠一郎 千葉大学教育学部准教授）。

3. 市史協力員

平成十九年度に市史編さん担当で開講いたしました古文書整理実習を修了した方々の中から、希望者が郷土博物館内で市史協力員として古文書の整理や古文書学習会などの活動を継続して行っています。本年度は、前年度より引き続きで栄福寺文書の一部の再整理や武田晴彦家文書のうち由緒書などの筆耕、茂呂村鶴田家文書御用留の細目録作成などを中心に活動をしていただきました。基本的に、週に一度活動日を設け、午前を古文書の整理作業、午後を研究活動にあてています。

なお、本年度後半は幕張町の長澤家より発見されました、襖の裏張り文書の整理に着手しました。裏張りを剥がし、そこに使用されていた近世・近代の史料を一点一点メモを取り、できる限り現用段階に近い形に復元していく作業です。なにぶん裏張りのため、種々雑多な内容の史料であり、完全に全ての内容がとれるものはごくわずかです。しかし、なかには馬加村の問屋において記された「往還御用留」的な内容が書かれた横帳かと思われるものもいくつか含まれていました。これらを復元できれば、継場としての馬加村の姿をより一層明らかにすること

ができるでしょう。

平成二十六年三月現在で活動している市史協力員は、青柳整・遠藤益夫・城戸淳子・久保田英男・栗原富子・小澤裕・竹尾幸子・西岡宣夫・藤原真由美の全九名（敬称略）です。

また、『千葉市史 史料編 近現代』編纂のために収集した明治以降の新聞の記事のうち、千葉市域に関係するものを抽出し、データ化するために新たにボランティア活動を継続していただいています。平成二十六年三月現在、加藤美由紀・五石義靖・菅信子・加藤聖吉・穴倉猛・芝茂男・末永俊幸の全七名（敬称略）で活動をしていただいています。今回、本誌に「新聞にみる千葉のむかし」として掲載しましたように、新聞記事のボランティアさんたちの活動についても、できる限り活かしていく方法を、今後も模索していくつもりです。

どちらのボランティア活動も、千葉市史の編纂には欠かせない大事な活動となっています。

4. ニューズレター

千葉市史編さん担当では、ニューズレター「ちば市史編さん便り」を発行しています。これは、市民の皆さまに市史編さん事業についてより理解を深めて頂くため、各種講座の案内や編さん事業の現状などをできる限りリアルタイムでお届けしようというものです。現在、年二回発行しています。

第十一号では、「恵みの水」と題し、丹後堰についての記事

を掲載しています。既に『絵にみる図でよむ千葉市図誌』などで使われていますが、文化元年（一八〇四）に写された、「川崎溜池廻開発争論裁許裏書絵図写」を中心として、丹後堰の概要を解説しています（川崎溜池の争論自体は延宝五年（一六七七）に裁許を受けています）。現在は暗渠となつてしまひ、景観から往時の姿を偲ぶことは容易ではありません。しかし、こうした絵図に描かれた姿や、千葉寺に残された記念塔などから、先人達がどれほど苦勞して水を得ていたかがわかります。丹後堰についてはわからないことが多く、これを機会に何か新しく情報が得られればと思います。また、絵図を用いて歴史を考えるときの一つの例となれば幸いです。

第十二号では、前々号や、本誌の「新聞にみる千葉のむかし」と同様に、明治の新聞記事から、注目できるトピックをいくつか選び、簡単に解説を加えた記事を掲載予定です（平成二六年三月末日発行予定）。また、平成二六年度の市史編さん担当主催の各種講座の応募についても、お知らせしています（講座の日程などは変更の可能性もありますので、実際にご応募される際は市政だよりや郷土博物館ホームページにて、ご確認のうえご応募ください）。

今後の市史編さん事業の参考にしたいと思ひます。ご意見・ご希望・ご感想など、ぜひお寄せください。

千葉市立郷土博物館ほかで配布しています。また、郷土博物館のホームページでもご覧頂けます。

http://www.city.chiba.jp/edl/kyodo/kyodo_top.html

千葉市の歴史の集大成

千葉市の歴史をもっと知りたい・学びたい方必携です!!

『千葉市史』史料編 2～9（以下続刊〈B5判〉）

史料編 2	5660 円
史料編 3～7	5150 円
史料編 8	4500 円
史料編 9	3000 円

※史料編 2～9 はすべて近世の史料集です

単行本『千葉市南部の歴史』〈A5判〉 1030 円

『社寺よりみた千葉の歴史』〈A5判〉 1440 円

史料編別巻『天保期の印旛沼堀割普請』〈B5判〉

4100 円

絵図地図集『絵にみる図でよむ千葉市図誌』（上下巻）

〈A4判〉各 6500 円

市史研究雑誌『千葉いまむかし』（26号まで発刊）

（既に完売している号もあります。価格は各号で異なります）

*通史編・史料編 1・『いまむかし』の一部は完売しました。

残部のあるものについては千葉市立郷土博物館でお求めになれます。郵送をご希望の方は、千葉市立郷土博物館までお問い合わせ下さい。



受贈図書一覧

（平成二十四年十月～平成二十五年九月）

厚くお礼申し上げます。

- 第36回特別展 絵図の世界～描かれた背景をさぐる～（さいたま市立博物館）
- 八王子城（八王子市郷土資料館）
- 民具マンスリー第45巻4～12号・第46巻1～3号（神奈川県立日本常民文化研究所）
- 平成24年 特別展図録 江戸時代の地図づくり―国絵図作成事業と津山藩―（津山郷土博物館）
- 平成二十四年度特別展 幕末維新―近代世田谷の夜明け―（世田谷区立郷土資料館）
- 第45回 企画展 吉野川と阿波藍（徳島県立文書館）
- 野田市史 資料編 近現代1（野田市）
- 大原幽学記念館報告 第一号【特集】新たな大原幽学研究にむけて（大原幽学記念館）
- 区制80周年記念特別展 足立の仏像―ほとけがつなぐ足立の歴史―（足立区立郷土博物館）
- 品川歴史館紀要 第27号（品川区立品川歴史館）

寒川町史調査報告書18 ―寒川町長の所信表

明と施政方針（一）―（寒川町）

東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信59～62号（東京大学史料編纂所）

八千代の身近な歴史と文化―八千代の大字の歴史―（八千代町教育委員会）

平成24年度企画展 考古資料で見る横芝光町の歴史―旧石器・縄文時代―（横芝光町教育委員会）

市史せんだい Vol.22（仙台市博物館）

文京ふるさと歴史館年報 第15号（文京区）

富山県公文書館年報 第25号（富山県公文書館）

富山県公文書館文書目録 歴史文書二十八（富山県公文書館）

平成24年度富山県公文書館特別企画展 近世越中の教育事情～広徳館・私塾・寺子屋～（富山県公文書館）

史談八千代 第37号（八千代市郷土歴史研究会）

茂原の古文書史料集 第十八集 茂原の近世・近現代（その二）―江戸時代の村明細帳等と明治期の町村誌並町村合併資料―（茂原市教育委員会）

原町市史6 資料編IV 近代（南相馬市）

横芝光町民ギャラリー―企画展図録 横芝光町

の四季 風景写真展（横芝光町教育委員会）

川口市議会年表稿（川口市教育委員会）

川口市産業年表稿（川口市教育委員会文化財課）

企画展「地域史シリーズ いたばし」（板橋区立郷土資料館）

平成23年度企画展パンフレット 絵図から見たいちかわ（市立市川歴史博物館）

特別展 上杉鷹山の財政改革～国と民のしあわせ～（米沢市上杉博物館）

コレクション展 上杉家文書国宝への道（米沢市上杉博物館）

市原市埋蔵文化財調査センター調査報告書第21集 市原市寺ノ台遺跡 第2次（KDDI株式会社 千葉県市原市教育委員会）

第22集 平成23年度市原市内遺跡発掘調査報告（千葉県市原市教育委員会）

市原市小島向遺跡Ⅲ―小島向遺跡Ⅴ地点―（市原市教育委員会埋蔵文化財調査センター）

指定有形文化財修理報告書 ―仏像彫刻編2―（市原市教育委員会）

収蔵文書目録第二十六集 東金市台方 前島家文書目録（千葉県文書館）

千葉県文書館 第18号（千葉県文書館）

歴史と民俗29号 神奈川県立日本常民文化研

究所論集(平凡社)

酒々井町ふるさと歴史読本1 酒々井町の

地誌 酒々井学編/2 酒々井町の年中

行事/3 酒々井風土記 酒々井宿物語

(酒々井町教育委員会)

秋田市歴史叢書7 米沢町丁代文書2(秋田

市)

新潟市歴史博物館研究紀要 第8号(新潟市

歴史博物館)

にいがたの近代建築―明治・大正・昭和戦前

期の建物―(新潟市歴史博物館)

平成24年度企画展「開墾の技術史―蒲原平野

のたんぼとはたけ―」図録(新潟市歴史

博物館)

世田谷叢書 第七集 下掃除関連史料(世田

谷区教育委員会)

平成二十四年度鞠智城跡「特別研究」論文集

鞠智城と古代社会―第一号―(熊本県

教育委員会)

市史研究いちかわ 第4号(市川市役所文化

国際部映像文化センター)

第38回企画展 新河岸川舟運と川越五河岸の

にぎわい(川越市立博物館)

海老名市史10 えびな歴史ものがたり 下

(海老名市)

寒川町史研究 第25号(寒川町)

中原市埋蔵文化財調査センター調査報告書第

24集 上総国分寺台遺跡調査報告XXII

中原市中台遺跡(市原市教育委員会埋蔵

文化財調査センター)・第25集 上総国分

寺台遺跡調査報告XXIII 市原市天神台

遺跡I(市原市教育委員会)・第26集 市

原市郡本遺跡群(第15次)(株式会社ライ

フ 千葉県市原市教育委員会)・第27集

市原市内遺跡発掘調査報告(郡本遺跡群

第15次ほか)(千葉県市原市教育委員会)・

第28集 市原市山新遺跡永津前地区(株

式会社OOL 市原市教育委員会)

青森県史 資料編 考古2 縄文後期・晩期

(青森県)

佐倉市史研究 第26号(佐倉市)

牧之原市文化財調査報告 第3集 百合遺

跡(静岡県牧之原市教育委員会)

入間市博物館紀要 第10号(入間市博物館)

新長崎市史 第一巻 自然編 先史・古代編

中世編(長崎市)

平成24年度鎌ヶ谷市郷土資料館企画展 地区

の歴史と文化財―佐津間―(鎌ヶ谷市郷

土資料館)

租税史料叢書第六巻 営業税関係史料集(国

税営業税を中心に)(国税庁税務大学校

務情報センター租税史料室)

倉敷の歴史 第23号(倉敷市総務局総務部総

務課)

福岡市総合図書館 研究紀要第13号(福岡市

総合図書館)

平成24年度古文書資料目録18(福岡市総合図

書館文学・文書課)

平成24年度―千葉県―富津市内遺跡発掘調査

報告書 神明原遺跡3 富士見台遺跡10

(富津市教育委員会)

千葉県富津市内裏塚古墳群総括報告書(富津

市教育委員会)

自由民権26(町田市立自由民権資料館)

民権ブックス26 武相自由民権運動関係年表

(町田市立自由民権資料館)

第46回 企画展 広告ポスターの社会史(徳

島県立文書館)

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブ

ズ学専攻研究年報Vol.2(学習院大学大

学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻)

さいたま市新聞記事目録 平成23年版(さい

たま市)

徳川林政史研究所 研究紀要 第47号(徳川

義崇(公益財団法人徳川黎明会))

文書館紀要 第26号(埼玉県立文書館)

平成25年3月収蔵文書目録第52集 戸谷家文

書目録(埼玉県立文書館)

市史研究ふくおか 第8号(福岡市博物館史編さん室)

鎌ヶ谷市史 資料編Ⅳ・下(近・現代2)(鎌ヶ谷市)

鎌ヶ谷市史研究 第26号(鎌ヶ谷市教育委員会)

三郷市史研究 葦のみち 第24号(三郷市・三郷市教育委員会)

横浜開港資料館紀要 第31号(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

平成二十五年三月 津山郷土博物館紀要第二十七号 津山松平藩町奉行日記二十一

享和三年(一八〇三)(津山郷土博物館) 千葉県八千代市 小板橋遺跡d地点―宅地造成地内埋蔵文化財発掘調査報告書―(川城きよ)

地点―都市計画道路3・4・9号線建設地内埋蔵文化財発掘調査報告書(八千代市教育委員会) / 市内遺跡発掘調査報告書

平成24年度(八千代市教育委員会 教育総務課) / ヲサル山南遺跡 地点―宅地造成地内埋蔵文化財発掘調査報告書―(八千代市教育委員会 教育総務課)

栃木県立文書館 研究紀要 第17号(栃木県立文書館)

姫路市史 第一巻下 本編 考古(姫路市)

八戸市博物館研究紀要 第27号/収蔵資料目録 民俗編(7)(八戸市博物館)

都市紀要41 明治東京府の文書管理(東京都公文書館)

八王子市史研究 第3号(八王子市(総合政策部市史編さん室))

カメラが撮らえた 千葉県の昭和(川金正法(株式会社中経出版))

青山史学 第31号(青山学院大学文学部史学研究室)

印西の歴史 第七号(印西市教育委員会) 平成24年度印西市史普及事業「考古学公開セミナー」印西の遺跡から縄文文化の謎を探る 記録集(印西市教育委員会教育部生涯学習課文化班)

仙台市史 通史編9 現代2(仙台市) 東京市史稿 産業篇 第五十四(東京都(東京都公文書館))

京都市史 年報 平成23年度版・杉並区立郷土博物館研究紀要 第20号(杉並区立郷土博物館) 第六百五十遠忌記念 大覚大僧正(京都像門本山会)

沼津市明治史料館史料目録36 沼津測候所文書目録・39 今沢大川家文書目録(沼津市明治史料館)

新長崎市史 第四巻 現代編(長崎市)

たてやまスタディ知って得する館山ガイド(館山市教育委員会)

歴史副読本 さとみ物語(館山市教育委員会)

館山市腰越遺跡 第2次調査―不特定遺跡発掘調査助成事業の埋蔵文化財調査報告書―(館山市教育委員会)

館山市腰越遺跡―特別養護老人ホーム新設に伴う埋蔵文化財調査報告書―(社会福祉法人白寿会 株式会社ノガミ)

新八王子市史 資料編1 原始・古代(八王子市)

芝山町史 石造物編(芝山町教育委員会芝山町史編纂室)

双文 第30号(群馬県立文書館) 群馬県立文書館収蔵文書目録31 前橋市八木健次家文書 吾妻郡長野原町長野原町応桑区有文書(群馬県立文書館)

台東区の文化財 第十三集(台東区教育委員会生涯学習課文化財担当)

台東区文化財調査報告書 第四六集 明治中期の地方今戸町資料(台東区教育委員会)

台東区文化財報告書 第47集 台東区文化財講座記録集 中世の千束郷(台東区教育委員会)

台東区の文化財保護 第7集(台東区教育委員会)

員会)

芝山町埋蔵文化財調査報告書 第3集 丸辺

遺跡―小池6番区集会所建設に伴う埋蔵
文化財発掘調査報告書―(芝山町教育委
員会)

平成24年度 芝山町内遺跡発掘調査報告書

小池麻生遺跡(上人塚74―5地点)舟
塚古墳群(七林430―6地点)(芝山町教育
委員会)

新八王子市史民俗調査報告書 第2集 八王

子史東部地域 由木の民俗(八王子市総
合政策部市史編さん室)

野田市史研究 第23号(野田市)

野田市史編さん調査報告書 第8集 野田市
民俗調査報告書8 上花輪・野田・中野台・
清水の民俗(野田市)

袖ヶ浦市史研究 第16号(袖ヶ浦市郷土博物
館)

袖ヶ浦市郷土博物館要覧(袖ヶ浦市郷土博物
館)

「写真で見る袖ヶ浦の今昔」記録集(袖ヶ浦
市郷土博物館)

万葉のいろ(袖ヶ浦市郷土博物館)

新八王子市史資料編3 近世1(八王子市)
大和市史研究 第38号(大和市役所文化ス
ポーツ部文化振興課市史・文化財担当)

小城市文化財調査報告書 第20集 犬山家文

書 第二卷(佐賀県小城市教育委員会)
平成二十四年度 京都本法寺宝物研究(日親
上人鑽仰会)

柳川市史 史料編Ⅱ 荘園(三瀧荘・瀬高荘)

史料 田中吉政・忠政関係史料(柳川市)
柳川文化資料集成 第三集―三 柳川の美術
Ⅲ(柳川市)

千葉史学 第61・62号(千葉歴史学会)

成田市史研究 37(成田市教育委員会)
東京大学史料編纂所研究成果報告2013

史料デジタル収集の体系化に基づく歴史
オントロジー構築の研究 研究成果報告
書(林譲)

第47回 企画展 高校生のカメラが捉えた昭
和30年代の徳島―石丸洋が撮った徳島―
(徳島県立文書館)

「浄土への招待」横芝光町の仏像展(横芝光
町教育委員会)

神戸市立博物館研究紀要第29号(神戸市立
博物館)

柳川古文書館史料目録第23集 収集諸家文書
目録Ⅵ(九州歴史資料館分館柳川古文書
館)

柳川古文書館年報 平成24年度(九州歴史資
料館分館柳川古文書館)

矢羽勝幸・二村博『鴛鴦俳人 恒丸と素月』(歴

史春秋出版株式会社)
江波戸昌美『千葉県で最初の『豊田写真館』
の歩み』

三枝一枝編『三枝俊徳日記』(命書房)

「花見川河川敷内で発見された戦争遺跡の予
備調査 報告書」(花見川河川敷で発見さ
れた戦争遺跡の予備調査グループ)

大塚初重・三浦茂一監修『図説 印旛の歴史』
(株式会社郷土出版社)

磯辺街づくり研究会 企画グループ『海と緑
の街 写真で見る千葉海浜埋立地の変貌/
稿本』

関宏夫『漱石と子規 手紙 ロンドンの焼
芋』(暮しの手帖社)

『祖母など15名が今に伝える 戦争と昭
和の記憶(2012年度版)』(昭和学院中学
校高等学校社会科(地理歴史科))

渡辺尚志『日本歴史 私の最新講義 近世百姓
の底力 村からみた江戸時代』(株式会社敬
文舎)

千葉市史編さん会議委員

今井 公子

緒志 昌彦

白井千万里

本郷 恵子

吉田 伸之

千葉市史編集委員

委員長

池田 順

副委員長

久留島 浩

堀越 正行

吉井 哲

滝川 恒昭

後藤 雅知

高見澤美紀

大庭 邦彦

神山 知徳

小林 啓祐

鈴木 淳

高林 直樹

中澤 恵子

中村 政弘

松浦 眞二

三浦 茂一

森脇 孝広

編集後記

『千葉いまむかし』第二七号をお届けいたします。

本号では、まず石橋一展先生に「享徳の乱前後における上総および千葉一族」を、中澤恵子先生に「川口新之丞と愛生館」をご執筆いただきました。どちらの先生も、千葉市史研究講座にてお話いただいた内容を基に、今回文章化していただいたものです。

矢羽勝幸先生にお書き頂いた「俳人加舎白雄の雨塘宅訪問」では、当館所蔵の小河原勲家文書に残る句集について詳細な解説をして頂き、あわせて史料翻刻も掲載できました。小河原家文書は近世の史料編刊行後に見つかったため、あまりご紹介できなかった史料群です。今回、こうした形で市民の皆さまに紹介することができました。ありがとうございます。小林啓祐先生には、明治時代の新聞記事をもとに当時の自転車の利用についてお書き頂きました。市史編さん担当でお願いしています、新聞記事ボランティアの方々の方々の成果を入れて頂けたことは、望外の喜びです。今後シリーズ化を検討していきたいと思えます。(市史編さん担当)

千葉いまむかし第二七号

平成二六年三月三十一日発行

編集 千葉市史編集委員会

発行 千葉市教育委員会

(千葉市立郷土博物館

市史編さん担当)

印刷 (有)ハマダ印刷